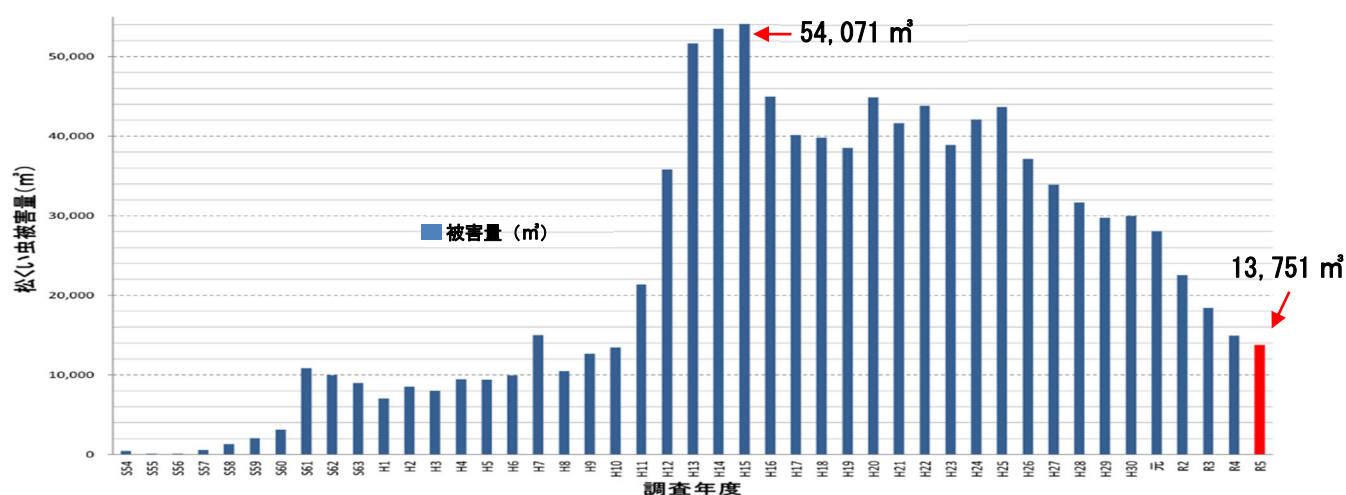


岩手県の松くい虫被害の現状と対策について

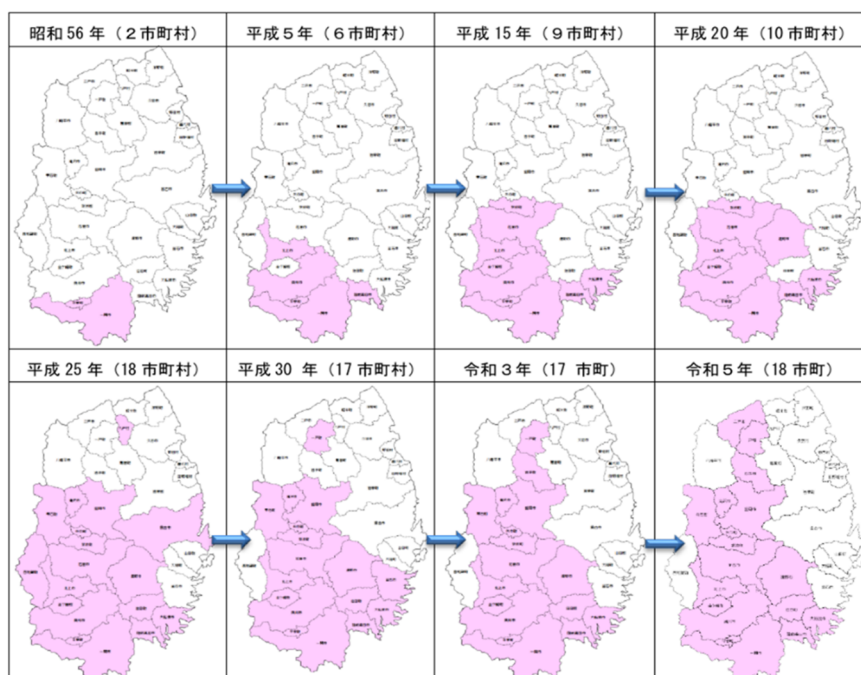
1 岩手県の松くい虫被害の現状

- (1) 令和5年度の県内民有林の松くい虫被害量は、13,751 m³となり、前年度から8%減少した。
- (2) 令和6年9月末時点の県内民有林の松くい虫被害量は9,421 m³となり、前年同期に比べ14%減少した。
- (3) 全県の被害量は、平成26年度以降、減少傾向で推移しており、これまで行ってきた駆除事業や被害まん延地域等で進めてきた樹種転換による効果と考えられる。
- (4) 被害地域の先端である盛岡市より北側でも被害が確認されており、平成26年度には岩手町、平成29年度には一戸町、令和5年度には二戸市で初めて被害が確認され、令和6年度もこの3市町で被害が確認されている。

岩手県民有林の松くい虫被害量の推移



岩手県の松くい虫被害発生市町村の推移



市町村は令和6年度の区分によるもの

2 課題

- (1) 被害地域の先端である盛岡市より北側の岩手町、一戸町、二戸市においても被害が継続的に発生しており、同地域でのまん延や、周辺地域への被害拡大が懸念されるため、監視体制の強化と徹底駆除が必要。
- (2) 被害まん延地域では、松林の樹種転換や薬剤散布等による重要松林の保全が必要。
- (3) 気象災害による松の折損木等は新たな感染源となるため、速やかな除去が必要。
- (4) 枯死経過木（枯死してから長期間経過した立木）は、倒木による人身被害や施設損壊や森林環境等への影響が懸念されるため、除去が必要。

3 令和6年度の対応状況

(1) 被害先端地域等での取組

- ア ヘリやドローンによる被害木の航空調査や松くい虫等防除監視員による地上調査、松くい虫被害防除監視帯の設置及び被害木の発生予察調査・移動監視等により、被害先端地域及び重要松林を中心とした被害木の早期発見を推進する。
- イ 国庫・県単補助事業による駆除費を被害先端地域等の市町村に優先配分し、松くい虫の徹底駆除を促進する。
- ウ 市町村負担が伴わない、大臣命令（国 10/10）や知事命令（国 1/2・県 1/2）による駆除の積極的な活用により被害の北上阻止を図る。
- エ 岩手町については、令和6年3月に区域を拡大した松くい虫被害防除監視帯における被害木の早期発見と徹底駆除を促進する。
- オ 一戸町については、潜在被害木を含めた全量駆除により被害の終息を目指すほか、関係事業者に対して、被害拡大防止の取組への協力を要請する。（8/22 一戸町周辺の市町や林業・木材関係事業者を対象に説明会を開催）
- カ 二戸市については、航空調査や地上調査による監視を強化し、新たな被害木が確認された場合は速やかに徹底駆除を行う。
- キ 岩手県内での松くい虫防除を適切に実施するため、岩手県松くい虫等防除技術講習会を開催し、松くい虫被害対策に係る専門的な知識や技術を有する者を養成する。（9/4～5 開催）
- ク 「北東北3県森林病虫害等業務連絡会議」の開催により、東北森林管理局と北東北3県の防除対策の連携を促進する。（11/28～29 青森県開催）
- ケ 平成31年に青森県と設置した「青森・岩手県境松くい虫等被害対策連絡会」の開催により、県境付近の飛び火的被害への対策について連携を促進する。

(2) 被害まん延地域での取組

- ア いわての森林づくり県民税を活用した「いわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化）」や森林整備事業を活用し、松林の樹種転換を促進する。
- イ 薬剤散布等による重要松林の保全及び被害木等の除去による健全な松林の整備を行う衛生伐を実施する。
- ウ 「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」に基づく破砕、切削、熱処理による利用駆除を促進する。
- エ 気象災害による折損木等は、「松くい虫等防除事業（補完伐倒駆除）」や「いわて環境の森整備事業（被害森林再生）」を活用し、速やかな除去を実施する。
- オ 枯死経過木は、「いわて環境の森整備事業（枯死木除去）」を活用し、速やかに除去を行い、森林環境の保全を推進する。

〔参考１〕 民有林における市町村毎の年度別被害量と駆除量

ゴシック体は前年度より被害量が増加した市町村（単位：㎡）

市町村	年度別の被害量					R6/R5 比 (9月末)	駆除量※	
	R3	R4	R5	R5 (9月末)	R6 (9月末)		R5	R6 (春駆除)
盛岡市	432	341	253	80	79	99%	242	79
雫石町	27	32	15	12	8	67%	9	2
滝沢市	19	45	14	14	11	79%	－	－
矢巾町	148	64	127	32	153	478%	96	71
紫波町	141	190	147	106	93	88%	106	22
岩手町	13	1	14	5	6	120%	1	8
一戸町	94	59	140	59	222	376%	126	111
花巻市	842	334	154	70	102	146%	58	17
北上市	31	23	5	5	25	500%	－	6
奥州市	293	274	147	140	52	37%	125	70
金ヶ崎町	20	22	32	31	7	23%	10	7
一関市	13,219	10,473	8,378	8,378	6,703	80%	453	190
平泉町	108	103	118	118	69	58%	114	37
大船渡市	832	763	1,865	1,041	1,036	100%	198	52
陸前高田市	1,212	1,160	966	415	251	60%	299	93
住田町	527	576	870	239	463	194%	242	120
遠野市	472	484	505	186	129	69%	353	117
二戸市	－	－	1	1	12	1,200%	－	0
県計	18,430	14,944	13,751	10,932	9,421		2,432	1,001
対前年比	82%	81%	92%		86%			

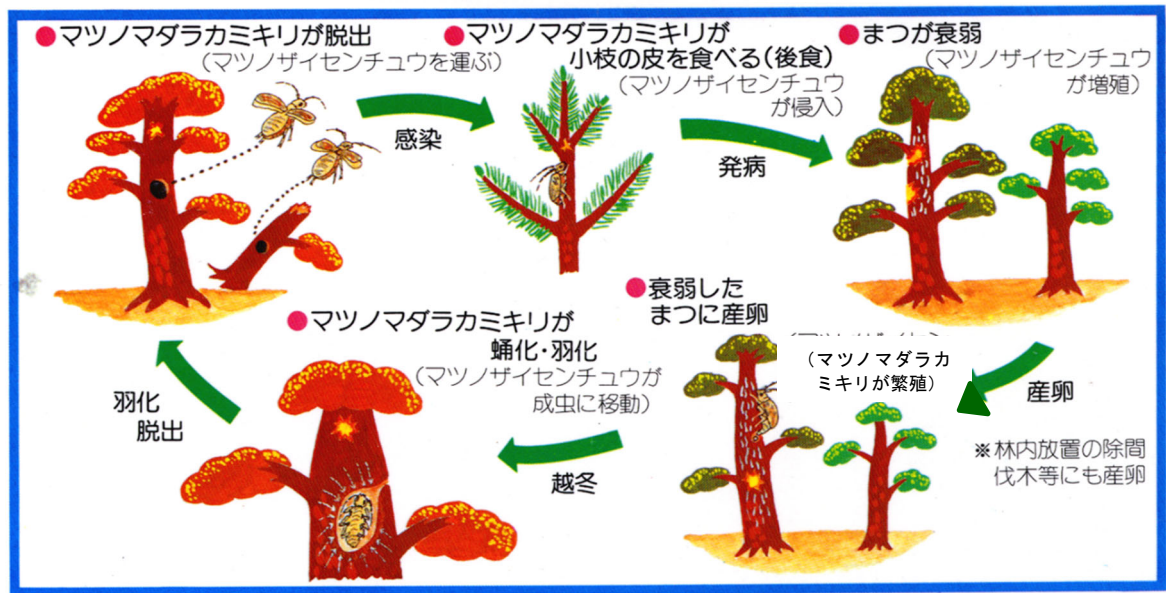
※市町村単独は含まない。

〔参考2〕 いわて環境の森整備事業（森林保護）の概要

事業名	ナラ林健全化	アカマツ林広葉樹化	被害森林再生	枯死木除去
事業目的	被害を受けやすい高齢なナラ等を含む広葉樹林を伐採し、ナラ枯れ被害を受けにくい若い森林に更新する。	枯死木を含むマツすべてを伐採し、広葉樹林への天然更新を促進する。	気象災害による被害木の除去を行い、更新を促すことで、早期に森林の公益的機能を回復させる。	松くい虫被害等による枯死木を伐倒処理することで、人的被害や施設損壊を予防する。
対象	ナラ枯れ	松くい虫	気象災害	松くい虫、ナラ枯れ
対象森林	・公益林の私有林 ・前年または当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径 30 km 以内の範囲	・公益林の私有林 ・松くい虫被害防除監視帯及び松くい虫被害が発生している地域	・公益林の私有林 ・気象災害（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、雹害）による被害林	・森林法第5条に定める森林 ・松くい虫又はナラ枯れ被害による枯死経過木 ・公共施設、道路又は住宅等の周辺で、人身被害や施設損壊の可能性が高いもの。（森林所有者が住宅等の所有者と同一である場合は除く。）
補助対象経費	ナラ類を含む広葉樹を伐採した場合に、チップや用材等として利用する材について補助（被害地点から 2 km 以内の範囲はチップ利用のみ）	伐倒、枝払い、玉切り、集積	被害木の伐倒処理、集積、作業道の補修（重機運搬経費）	伐倒、枝払い、玉切り、集積、運搬、薬剤処理
森林作業道整備	無	有	無	無
補助率等	2,000 円/m ³	10/10 （別に定める額を上限とする。）	10/10 （別に定める額を上限とする。）	10/10 （別に定める額を上限とする。）
対象齢級	6 齢級以上	4 ～12 齢級	—	—
面積条件	1 施工地 0.1ha 以上	1 施工地 0.1ha 以上	1 施工地 0.1ha 以上	—
事業主体	市町村、林業事業体等	市町村、松くい虫防除技術専門員が所属する林業事業体等	市町村、林業事業体等	市町村、林業事業体等

〔参考3〕

1 マツ材線虫病 発生のおきみ



2 松くい虫対策事業の概要

事業名	事業内容	補助率
松くい虫等防除事業	- 大臣命令や知事命令、奨励防除による感染源の駆除 - 薬剤散布による景勝地等の重要松林の保全	- 補助率 3/4 (命令は 10/10) - 補助率 3/4
森林整備事業	- 森林整備として行う被害木の駆除 - 植栽による樹種転換	- 補助率 75% - 補助率 70%
いわて環境の森整備事業 ・アカマツ林広葉樹林化	・天然更新による広葉樹林への樹種転換	・補助率 10/10 以内
・被害森林再生	・松くい虫被害の感染源となる気象災害による被害木を除去	・補助率 10/10 以内
・枯死木除去	・人身被害や施設損壊を及ぼすおそれのある枯死経過木を除去	・補助率 10/10 以内

3 防除方法

(1) 予防

方法	内容	特徴	留意点
薬剤散布	あらかじめ、マツの樹冠に農薬を散布し、飛来したマツノマダラカミキリを殺虫し感染を予防。	地上からの散布と、ヘリコプター等による空中から散布がある。	周辺の農作物や住宅等への農薬の飛散、養蜂への影響に十分配慮して行う必要がある。
樹幹注入	マツノザイセンチュウがマヒする薬剤を、樹木全体に浸透させることにより発病を防ぐ。	既に感染しているマツを治癒する効果はない。	マツヤニに滲出が低下する12月から3月に行う必要がある。

(2) 駆除

方法	内容	特徴	留意点
伐倒くん蒸	玉伐った丸太と枝条を積み重ね、全体をビニールシート等で被覆し、くん蒸剤により殺虫する。	材内に寄生する内部のマツノマダラカミキリを殺虫する。	ビニールシート等の裾を土で埋め、密閉した状態を2週間程度保つ必要がある。
利用駆除	被害木を破砕又は切削、熱処理してマツノマダラカミキリを殺虫する。	処理後は、パルプや燃料用チップ、合板、製材に利用することで、駆除と利用の両立を図る。	マツノマダラカミキリの確実な殺虫のため「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」に基づく処理が必要。
焼却	伐倒した丸太と枝条を林外に搬出し焼却する。	材内に寄生するマツノマダラカミキリを殺虫する。	「つちくらげ病」の危険性があり、マツ周辺では行わない。

(3) その他

方法	内容	特徴	留意点
山そうじ	被圧木、雪害等による気象被害木、幹曲り等の不良木をくん蒸又は破砕処理する。	将来的な感染源を除去。	松くい虫被害防除監視帯等にあつて、被害の根絶を図るべき森林で実施。
樹種転換	マツを伐採し、植栽や天然更新により他樹種（抵抗性マツを含む）に転換する。	将来的な感染源を除去。	被害地域の隣接地で実施する場合、アカマツ伐採施業指針に準拠するなど配慮が必要。

令和 7 年度特別防除等計画について

1 実施計画

特別防除（空中散布）は令和 6 年度と同様に、奥州市前沢地域及び一関市東山地域、平泉町で行うもの。

地上散布についても令和 6 年度と同様に、奥州市前沢地域、一関花泉地域・東山地域、平泉町及び陸前高田市高田松原の防潮林で実施するもの。

市町村名		令和 6 年度（実績）				令和 7 年度（計画）					
		特 別 防 除			地上 散布 ha	特 別 防 除			地上 散布 ha	散布予定 時 期	主な散布 場 所
		一般散布 ha	ガンノズル ha	計		一般散布 ha	ガンノズル ha	計			
奥州市	前沢地域	－	6	6	1	－	6	6	1	特別：6月中旬 地上：①6月上旬②7月中旬	月山神社
	計	0	6	6	1	0	6	6	1		
一関市	花泉地域	－	－	－	29	－	－	－	29	地上：6月上旬	悪法師、林の沢
	東山地域	－	10	10	4	－	10	10	4	特別：6月中旬 地上：6月上旬	猊鼻溪
	計	0	10	10	33	0	10	10	33		
平 泉 町		10	－	10	3	10	－	10	3	特別：6月中旬 地上：①6月上旬②7月中旬	毛越寺
陸前高田市		－	－	－	7	－	－	－	7	地上：6月上旬	高田松原
合 計		10	15	25	43	10	15	25	43		

注1) ①は第 1 回目散布、②は第 2 回目散布を示す。

注2) 単位未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

2 令和 7 年度薬剤散布計画

(1) 実施時期

- ア 特別防除 6 月中旬
イ 地上散布 第 1 回目：6 月上旬、 第 2 回目：7 月中旬

(2) 使用薬剤（有効成分、散布回数）

- ア 特別防除 スミパイン MC (ME P、1 回)
イ 地上散布 スミパイン乳剤 (ME P、2 回)、スミパイン MC (ME P、1 回)、マツグリーン液剤 2 (アセタミプリド、2 回)

(3) 危害防止のため措置する事項

ア 散布計画の事前連絡

- ① 市町村は、森林病虫害等防除法に係る国の通知に基づき設置する地区連絡協議会を通じて農業・水産業関係者を含む関係者に対し、薬剤散布計画を周知
- ② 散布区域近隣の住民、農家に対しては市町村から文書等により通知
- ③ 県養蜂組合及び県養蜂組合組合員以外の養蜂関係者に対しては、森林整備課から文書により通知
- ④ 有機農産物認証機関、岩手県特別栽培有機農産物認証機関には、森林整備課から通知
- ⑤ 一般住民に対しては、市町村が広報、防災無線等によりお知らせ

イ 薬剤散布の適切な実施についての指導

森林整備課は、振興局等、市町村、作業実施主体に対して、関係法令の遵守、農薬による危害の防止、ポジティブリスト制度への対応など、薬剤散布の適切な実施を指導

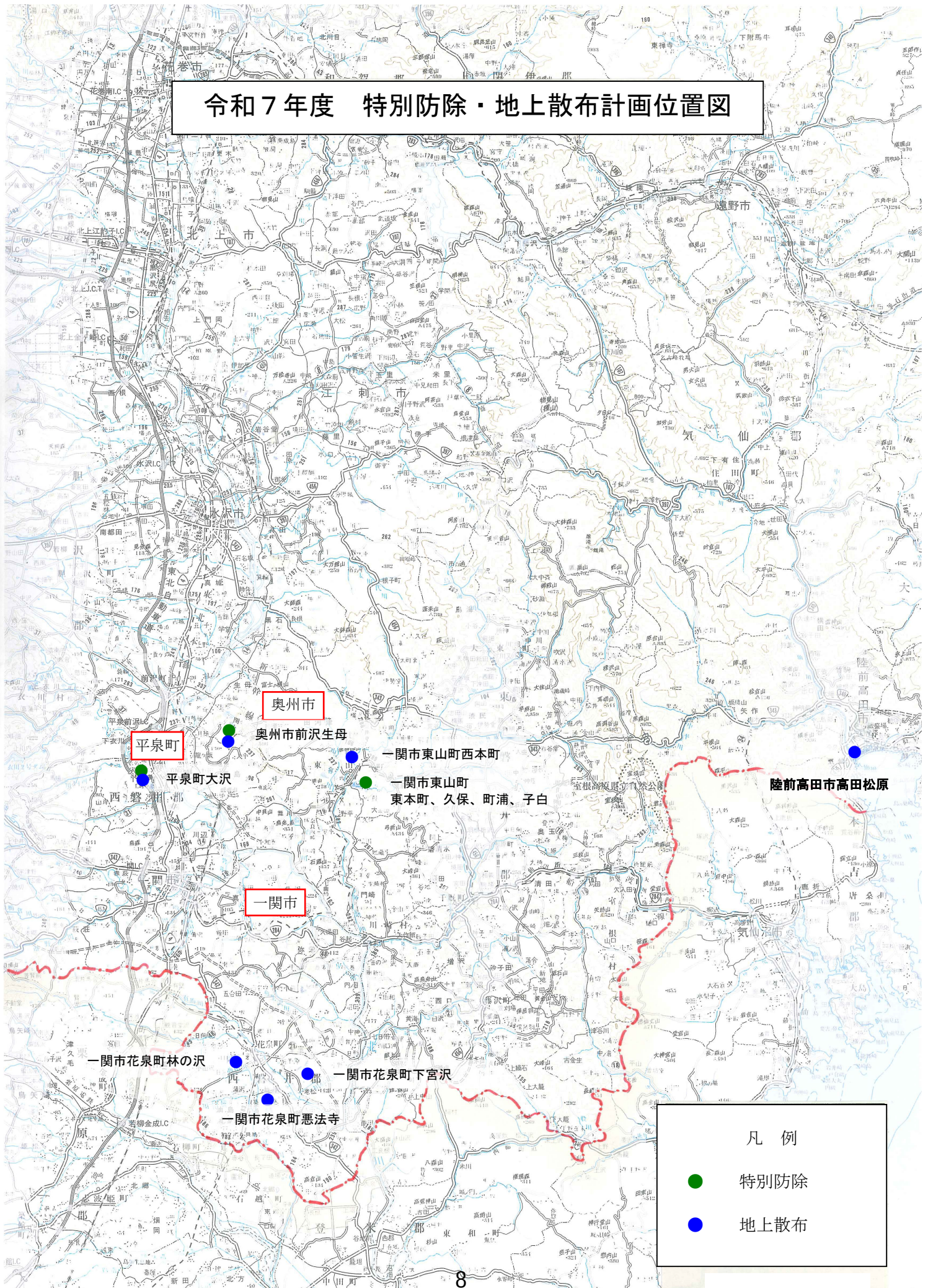
ウ 散布当日の対応

- ① 看板の設置により入山を規制
- ② 監視員の配置により車両等の進入を規制
- ③ 市町村は、受診指定医療機関を定めるなど医療緊急体制を確立

エ 散布後の対応

- ① 県は、自然環境等影響調査を実施〔農薬の気中濃度及び昆虫類を調査〕
- ② 市町村は、「防除記録」記帳の徹底

令和7年度 特別防除・地上散布計画位置図



令和7年度 松くい虫被害対策実施方針について

1 目 的

松くい虫被害対策は、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」（平成13年12月）及び流域区分別に定める「地域森林計画」の松くい虫被害対策の方針に基づき、総合的かつ計画的に実施する。

県は、令和7年度の松くい虫被害対策を円滑に実施するため、市町村と緊密に連携し、関係機関・団体の協力を得て、それぞれの役割分担のもとに、達成すべき目標、重点的实施事項、具体的な実施方法を明らかにした実施方針を定める。

2 目 標

- (1) 松くい虫被害の北上を阻止し、被害地域を縮小させる。
- (2) 公益性の高い重要なアカマツ林及びアカマツを重点に守る。

3 重点事項

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除等の徹底
- (2) 被害発生状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 松くい虫被害対策の実施体制の強化
- (4) 適期に確実な駆除が実施できる労務体制の整備
- (5) 松くい虫被害防除監視帯（以下「監視帯」という。）による監視の強化
- (6) 被害先端地域から隣接未被害地域への被害拡大の防止
- (7) 松くい虫被害の県民への周知及び森林所有者等の防除活動への参画
- (8) マツ材の移動制限による被害拡大の防止
- (9) 「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」の遵守の徹底
- (10) 除伐及び間伐の実施による適正な森林管理の促進
- (11) 被害木の利用促進
- (12) 樹種転換の促進
- (13) 松くい虫被害抵抗性品種の普及
- (14) 有効な防除技術の定着促進
- (15) 被害対策推進のための関係機関との連携強化

4 具体的な実施方法

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除等の徹底

ア 県は、ヘリやドローンによる被害木の航空調査や松くい虫等防除監視員による地上調査、監視帯の設置及び被害木の発生予察調査・移動監視等により、被害先端地域及び重要松林を中心とした被害木の早期発見を推進する。

イ 県及び市町村は、被害先端地域において被害の根絶を図るよう徹底駆除に努める。

ウ 県及び市町村は、重要松林を松くい虫被害から守るための伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入及び樹種転換を計画的に実施する。

エ 市町村は、薬剤の空中散布及び地上散布を実施する際は、岩手県防除実施基準等に基づき適切に行う。

(2) 被害発生状況に応じた総合的な被害対策の実施

ア 被害地域区分に応じた対策の実施

- (ア) 県及び市町村は、別表に示すそれぞれの被害地域について、発生防止目標を達成するため、防除方針等に基づいた被害対策を実施する。
- (イ) 県は、管内の市町村に対し、被害地域に応じた被害対策が的確に実施されるよう支援する。
- (ウ) 県及び市町村は、未被害地域において、松林の健全化と被害の未然防止を図るため、間伐等の計画的な実施と被害木調査の実施に努める。
- (エ) 市町村は、先端地域において、短期間に被害の根絶を図るよう徹底駆除に努める。
- (オ) 市町村は、隣接地域において、被害発生区域の圧縮を図るよう駆除に努めるとともに、被害拡大を防ぐため樹種転換を推進する。
- (カ) 市町村は、高被害地域において、岩手県樹種転換促進指針に基づく樹種転換を積極的に推進する。
- (キ) 市町村は、隣接する市町村と被害状況や駆除方針及び対策事業などを互いに確認し、連携を図りながら広域的な駆除に努める。
- (ク) 市町村は、前年度の被害の発生地点を管内図に図示し、別表に示す対象地域の区分により市町村内を区分し、被害状況の的確な把握を行う。

イ 被害対策の実施効果の把握と改善

- (ア) 被害対策の効果的かつ着実な推進のため、市町村は、被害発生状況、被害区域、高度公益機能森林等の対象森林、監視帯、被害木駆除等防除の実施状況を管内図に表示して被害対策の実施効果を分析し、必要に応じて改善を図る。
- (イ) 県は、上記(ア)の実施について必要な支援を行い、管内関係機関・団体等とともに改善を図る。

(3) 松くい虫被害対策の実施体制の強化

- ア 広域振興局林務担当部及び農林振興センター（以下「県現地機関」という。）は、管内の関係市町村と連携して被害対策実施方針を定め、関係機関・団体等と一体となって、被害対策の着実な実施を図る。
- イ 市町村は、アカマツ林の所有者等から、被害木の伐倒駆除の承諾を得るとともに、適期に効果的な駆除を行えるよう、防除対策の必要性を説明する。
- ウ 市町村は、発見されている被害木について、徹底した駆除を実施するよう努めるとともに、県現地機関は、市町村が被害木の駆除を確実に実施できるよう支援する。

(4) 適期に確実な駆除が実施できる労務体制の整備

- ア 市町村は、被害が広範にわたる場合や被害量が甚大な場合等には、被害発生地を地区割し、複数の事業体に分割発注するなど、適期に駆除できるように努める。
- イ 県現地機関は、市町村が適期に駆除できるよう支援する。
- ウ 県は、防除事業の適正な執行を図るため、松くい虫に関する研修会及び技術講習会を開催し、技術者等の養成に努める。

(5) 監視帯の設置による監視の強化

- ア 県は、地域の状況に精通した松くい虫等防除監視員を配置し、監視帯内及びその周辺区域における被害の早期発見に努め、被害の空白化を推進する。
- イ 市町村は、監視帯及びその周辺区域の被害を短期間に根絶するよう駆除に努める。
- ウ 県及び市町村は、潜在被害木の発見に有効な「ヤニ打ち調査」を実施し、特定した感染源を徹底駆除（山そうじ）することにより、監視帯の被害の空白化を図る。

エ 県は、必要に応じ監視帯の区域を見直すものとする。

(6) 被害先端地域から隣接未被害地域への被害拡大の防止

ア 被害先端地域から未被害地域への松くい虫被害の飛び込みに迅速に対応するため、隣接する未被害地域の一部を対策対象松林に指定する。

イ 隣接未被害地域については、適期・的確な除伐及び間伐の実施等により健全な松林の造成に努めるとともに、状況に応じ樹種転換を推進する。

(7) 松くい虫被害の県民への周知及び森林所有者等の防除活動への参画

ア 県及び市町村は、松くい虫被害の危険性と防除方法について、正しい理解が得られるよう広報活動を行う。また、被害の発生状況や防除対策に関する情報を積極的に提供し、森林所有者、地域住民等が防除活動に協力・参加する意識の高揚を図る。

イ 市町村は、被害の監視、連絡、防除を円滑に行えるようにするため、集落ごとに地域の状況に詳しい人に「連絡員」等を依頼するとともに、被害の発生、防除に対する関心を高めるため懇談会や研修会を実施する。

(8) マツ材の移動制限による被害拡大の防止

ア 県は、森林病虫害等防除法に基づく被害木（松くい虫付着丸太）の移動制限（被害木を駆除する目的で被害区域内を移動する場合を除く）及び被害木等駆除に係る命令を県告示により行う。また、関係者への周知、遵守の徹底を図る。

イ 市町村は、被害木の所有者等に対し、被害木を利用する場合には、期限内に薬剤くん蒸や破碎等の適切な処理をしなければ利用できないことを周知し徹底を図る。

ウ 県現地機関は、利用の申し出があった場合、適切な処理を行うよう指導する。

エ 県現地機関は、松くい虫等防除監視員による丸太集積場所等の監視を通年実施し、松くい虫付着丸太の移動に伴う被害の拡大防止を徹底する。

オ 県は、関係機関・団体に対し、アカマツ材が被害木でない場合であっても、被害地域から県北等の未被害地域に持ち込まれることがないよう協力を要請する。

(9) 「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（以下「伐採施業指針」という。）の遵守の徹底

県、市町村、関係機関・団体は、各事業体及び森林所有者に対し伐採施業指針の遵守指導を徹底する。

(10) 除伐及び間伐の的確な実施による適正な森林管理の促進

ア 県及び市町村は、松くい虫被害のまん延を防ぐため、除伐及び間伐を的確に実施し、健全なアカマツ林の造成を促進する。

イ 実施にあたっては、伐採木が感染源とならないよう伐採施業指針を遵守し適正に行うよう指導する。

(11) 被害木の利用の促進

ア 県は、被害木の利用による駆除を促進するため、森林病虫害等防除法に基づく被害木の移動制限に係る命令の対象から、被害木を駆除目的で被害区域内を移動する場合を除くものとする。

イ 森林所有者は、被害木を利用するときは、「松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン」を遵守する。

ウ 県や市町村は、防除事業において、被害木を駆除する場合、「松くい虫被害木等の利用 駆除ガイドライン」に基づく破砕、切削、熱処理による利用駆除を促進する。

(12) 樹種転換の促進

県及び市町村は、被害まん延地域の樹種転換を促進するため、関係機関に適切な助言及び指導を行うとともに、樹種転換の促進に資する措置一般を推進するものとする。

(13) 松くい虫被害抵抗性品種の普及

松くい虫被害に抵抗性の高い品種（アカマツ）の普及を図る。

(14) 有効な防除技術の定着促進

ア 県及び市町村は、被害木の発見に有効な技術の定着を図り、被害拡大の防止、被害地域における被害低減を図る。

イ 被害地域において、県及び市町村は、公益性や景観上重要な松林への被害伝播を防止するため、効果的な予防、駆除技術の適用に努め、重要松林の保全に努める。

(15) 被害防除対策推進のための関係機関との連携強化

ア 県の松くい虫被害対策は、国及び市町村並びに関係機関・団体及び森林所有者との綿密な連携のもとに総合的な防除対策として推進する。

イ 県は、松くい虫対策を円滑に推進するため、県庁内及び県現地機関内に「森林病虫害（松くい虫）被害対策推進協議会」等を設置する。

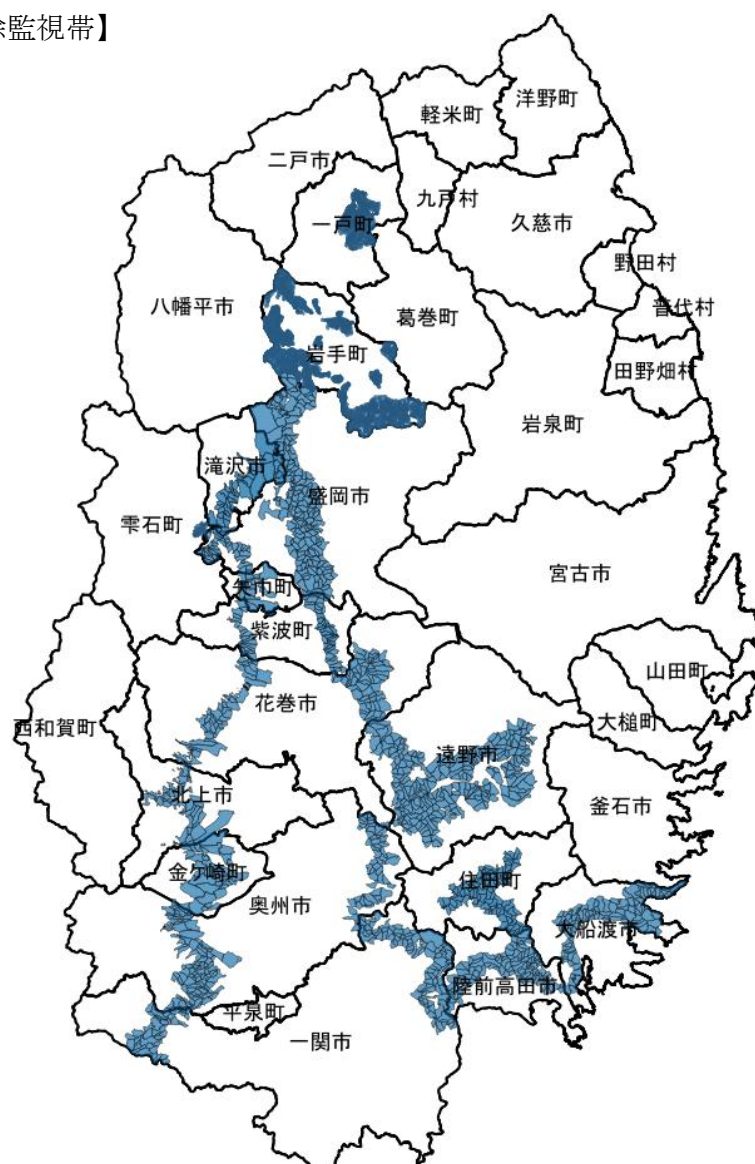
ウ 被害拡大を防止するため、県は、未被害市町村に対しても被害及び防除対策の実施状況を情報提供するとともに予防対策等の強化を図る。

エ 県、県現地機関及び市町村は、松くい虫防除の実施について、隣接する県、広域振興局及び市町村との連携の強化を図る。

別表

区分	対象地域	発生防止目標	防除方針	重点防除実施方法
未被害地域	被害発生区域の周辺地域	松林の健全化に努め、被害の侵入を未然防止する。	適期に間伐等を実施し、侵入を未然防止する。	・被害先端地域に隣接する場所を中心に被害木調査を実施 ・間伐等の計画的実施
先端地域	被害発生地域の先端に位置し、被害が微弱な地域	短期間に被害の発生を根絶する。	徹底駆除を行い、再発生を阻止する。	・被害木の調査及び駆除 ・潜在被害木調査
隣接地域	先端地域と高被害地域の中に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	被害発生区域を圧縮し、中期的に被害の発生を根絶化する。	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ。	・重要松林及びその周辺松林で被害木及び感染源を重点駆除 ・重要松林の予防 ・樹種転換の推進
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	被害発生区域を圧縮し、中・長期的に恒常的な被害の発生を根絶化する。	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る。	・重要松林及びその周辺松林で被害木及び感染源を重点 ・重要松林の予防 ・樹種転換の推進

【松くい虫被害防除監視帯】



高度公益機能森林等の区域の変更(案)について

1 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

松くい虫等を防除し又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、森林病虫害等防除法第7条の5に基づき、都道府県知事が森林審議会及び関係市町村長の意見を聞いたうえで指定する区域。

2 変更の内容

- (1) 岩手町の被害拡大防止森林の一部について、水源かん養機能等公益的機能の高い保安林等の維持保全を図るため、高度公益機能森林に変更し、防除対策を推進するもの。
- (2) 遠野市の高度公益機能森林の一部について、被害のまん延により保全が困難となった松林の樹種転換を推進するため、被害拡大防止森林に変更するもの。
- (3) 一関市の高度公益機能森林の一部について、樹種転換を推進するため被害拡大防止森林に変更するもの。また、樹種転換を推進するため、新たに被害拡大防止森林を指定するもの。

3 高度公益機能森林等の区域の変更

市町村別の区域変更

市 町 村	高度公益機能森林 (ha)			被害拡大防止森林 (ha)		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
盛岡市	2,016	2,016	0	355	355	0
滝沢市	128	128	0	137	137	0
雫石町	11	11	0	168	168	0
岩手町	1,984	1,985	1	277	276	-1
紫波町	271	271	0	421	421	0
矢巾町	41	41	0	44	44	0
奥州市	1,138	1,138	0	677	677	0
金ヶ崎町	298	298	0	23	23	0
花巻市	269	269	0	223	223	0
北上市	117	117	0	35	35	0
遠野市	2,380	2,362	-18	1,654	1,672	18
一関市	2,112	2,111	-1	278	280	2
平泉町	48	48	0	19	19	0
大船渡市	45	45	0	62	62	0
陸前高田市	37	37	0	165	165	0
住田町	24	24	0	183	183	0
一戸町	42	42	0	318	318	0
計	10,962	10,944	-18	5,039	5,058	19

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと増減、合計は必ずしも一致しない。

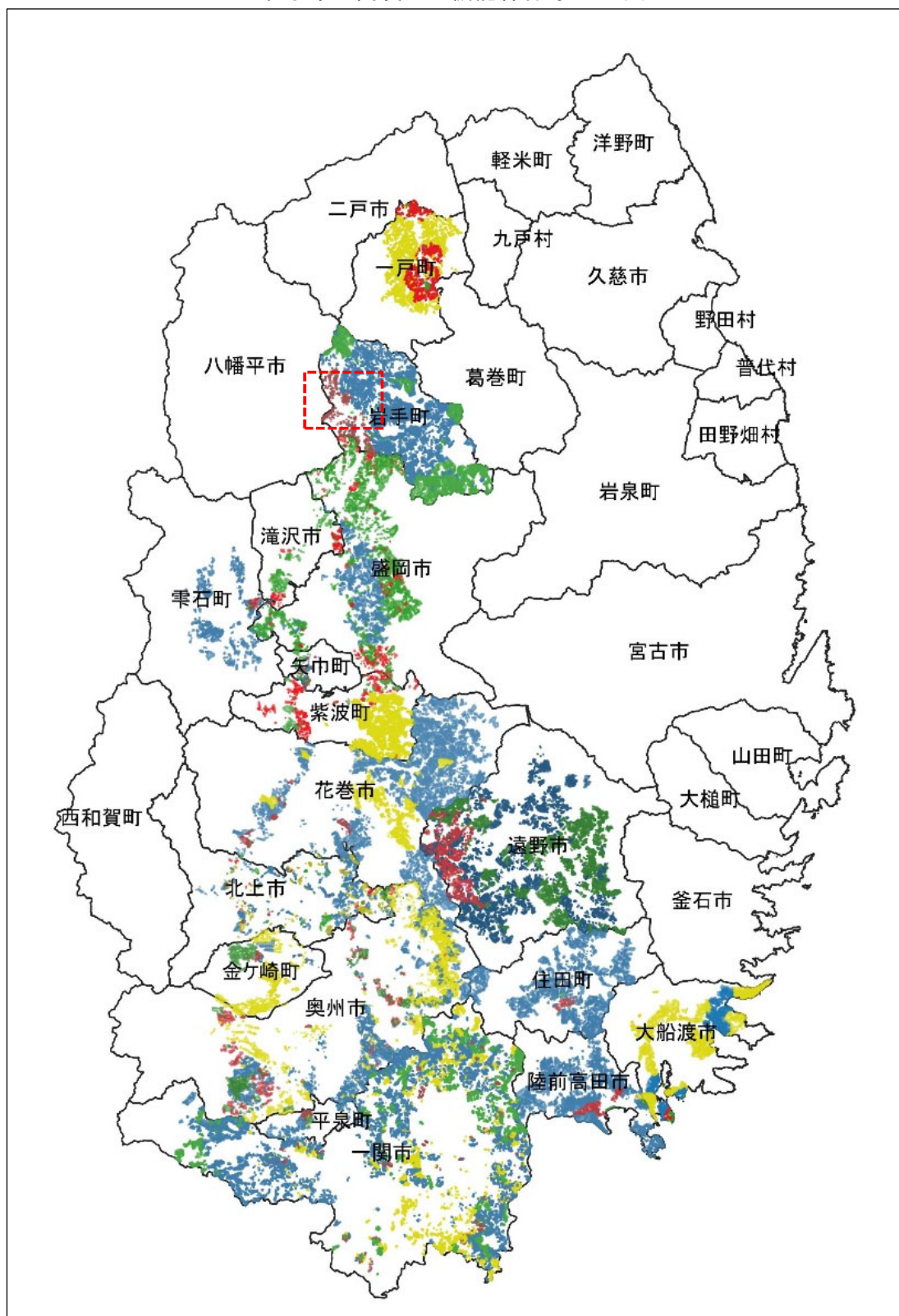
高度公益機能森林 岩手町		
保 全 目 的	区 域	面積 (ha)
保健文化機能	59 林班 25、60 林班 32・33	3
水源かん養機能	24 林班 8、25 林班 7・8・13、289 林班 32・35・41・43・44・45・60・70・72・73	24
水源かん養保安林	14 林班 1・2、15 林班 2、21 林班 26、26 林班 1、27 林班 2、28 林班 1、29 林班 1、30 林班 1、31 林班 1・2、32 林班 1、33 林班 1、70 林班 1・2、71 林班 1・2、71 林班 2、83 林班 1・2・3、84 林班 1・2・3・4・5、93 林班 1・2、94 林班 1、180 林班 1・2・3・5、181 林班 1・2・3、182 林班 1・2・3・4・5、183 林班 1、184 林班 1・2・3・6、211 林班 1・4・5・12、212 林班 2・13・14・16・17・21、214 林班 2、215 林班 2・3、216 林班 4・9・12、217 林班 3・7、218 林班 7・8、219 林班 1、220 林班 10・13、221 林班 2・5、222 林班 1、223 林班 1、224 林班 1、225 林班 1、233 林班 1、234 林班 2、239 林班 1・2、240 林班 3・5、241 林班 2・11・12・13、242 林班 3、246 林班 2・4・5、247 林班 3、248 林班 11・12・13、249 林班 17・18・19、250 林班 1・2・4・6、251 林班 1、252 林班 1、253 林班 1、254 林班 1、255 林班 2、256 林班 1、257 林班 3、258 林班 4、259 林班 5・10、260 林班 3、261 林班 3	1415
防風保安林	69 林班 17・31・72、81 林班 2・16・57・63～73	5
土砂流出防備保安林	97 林班 1、114 林班 1・4・5・8・11・12・13、115 林班 2・3・5、116 林班 20・21・28・30・31・33、117 林班 5・9・10・13・15・20～23・25～30・34・35・38～40・42～64、118 林班 8・10・15・22・24・25・30・31、119 林班 3・4・8・9・14、120 林班 5、165 林班 124・125、166 林班 1、193 林班 14・17・20・23・29、221 林班 3、226 林班 1、228 林班 4、229 林班 1・2、230 林班 3、231 林班 2、232 林班 2、237 林班 1・2、242 林班 4、243 林班 1・2、244 林班 1・2、245 林班 1、246 林班 6、275 林班 2	507
砂防指定地	134 林班 19・20・50～55、135 林班 22	2
土砂崩壊防備保安林	154 林班 20・21、165 林班 124・125、221 林班 4、238 林班 4、246 林班 1・3、247 林班 1・2、261 林班 2、262 林班 3、265 林班 1・5、266 林班 1、268 林班 46	28
水源かん養、土砂崩壊防備	269 林班 17	1
	計	1985

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

被害拡大防止森林 岩手町	
区 域	面積 (ha)
1 林班 2・6・21～23・30・31・46・47・49・57～60・63・66～69・72～75・78・84・2 林班 2・10・13・17～19・35・36・40・3 林班 4～10・4 林班 5・17・18・20・21・29・34・35・5 林班 1・13～16・31・39・6 林班 2～5・8・9・12～14・17・7 林班 12・22・25・30・42・43・60・64～66・73・75・77・83・90・93～95・114・115・117・120・123・8 林班 21・22・26・29・32・35～38・40～42・44・45・49・55～59・61・65・66・72・74・77・78・85・9 林班 1・4・8・11・12・15～17・23・30・32・39～42・47・48・50・54・57・61・65・72・78・10 林班 19・20・11 林班 6・7・17・18・20・25・26・33・36・51・55～60・19 林班 3・9・20・23・26・28・29・40・66・84・85・20 林班 10・15・36・39・41・43・21 林班 13・15・25・ 26 ・32・34・37・38・45・49・52・58・60・63・65・68・70～74・22 林班 2・23 林班 10・13・23・29・35・36・40・44・47～49・24 林班 1～3・5・9・10・13～15・17・22・30・32・35・41・55・60・61・84・91・93～95・97～108・25 林班 1・15・18・27・34・39 林班 5・7・17～19・22・23・25・27・33・35・36・38・62・40 林班 2・17・24～27・29・30・34・40・42・53・60・66・41 林班 1・3・8～10・12・21・23・56 林班 2・6・57 林班 3・8・11・15～17・19・23・24・58 林班 3・15・23・28・30・37・39・41～43・45・47・60・78・80・84・86～88・101～103・59 林班 11・ 25 ・60 林班 12・15・16・27・287 林班 1・10・12・288 林班 1～4・6・12・13・16・18・19・289 林班 2・5・8・21～25・29・49～52・54・69・75	276

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

岩手県の高度公益機能森林等の区域図

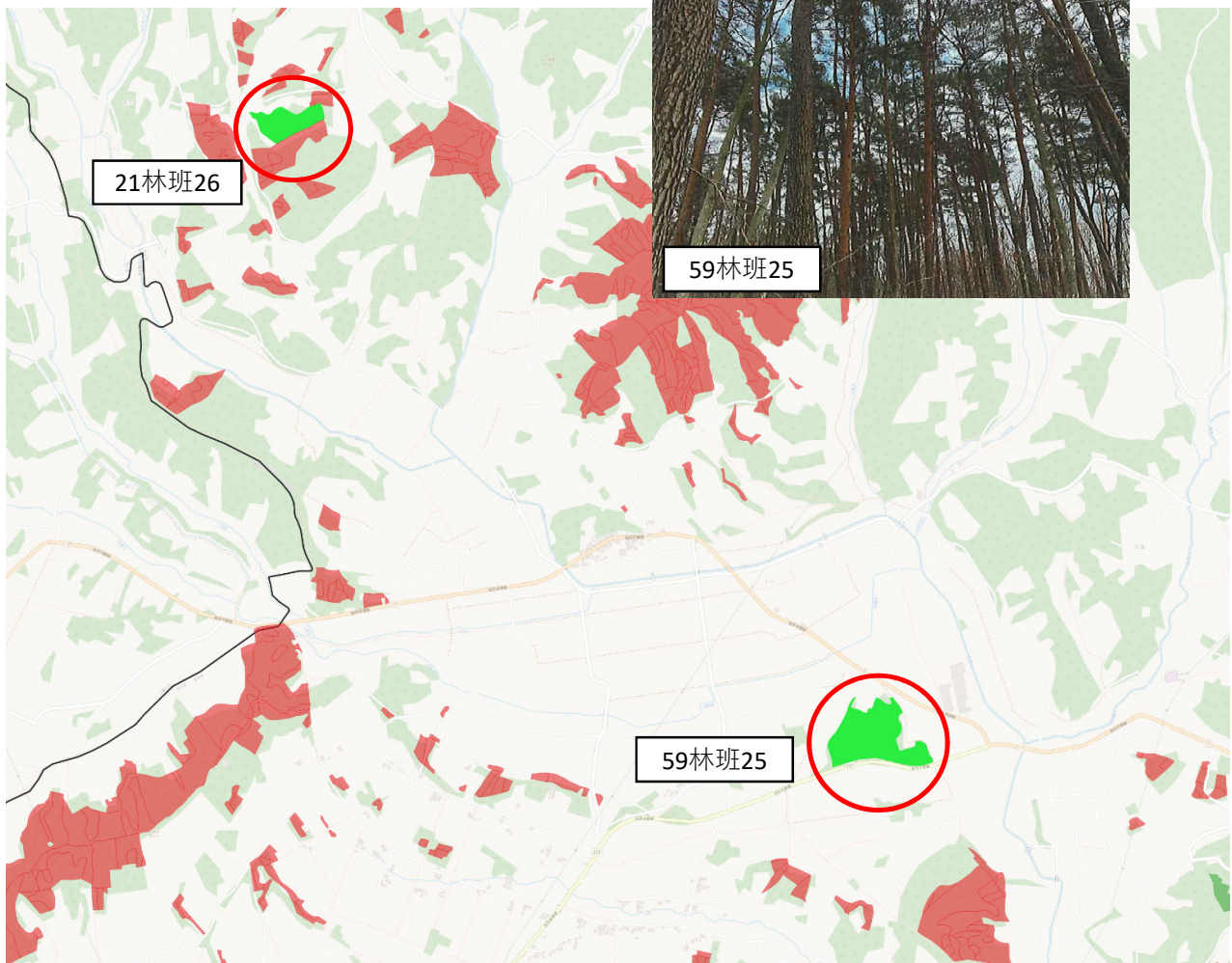
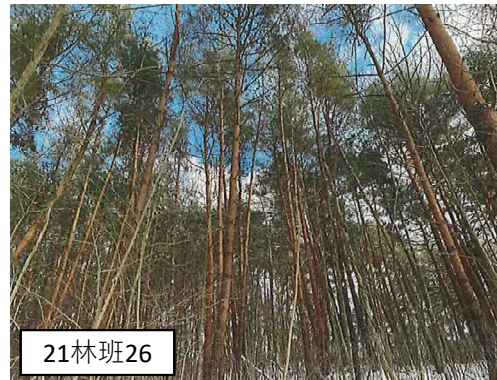


内容	凡例
高度公益機能森林	
被害拡大防止森林	
地区保全森林（参考）	
地区被害拡大防止森林（参考）	



対象森林の航空写真

対象森林の写真



内容	凡例	林班
被害拡大防止森林		別紙参照
被害拡大防止森林から高度公益機能森林に変更		21-26、59-25

高度公益機能森林 遠野市		
保 全 目 的	区 域	面積 (ha)
水源かん養保安林	5 林班 100、6 林班 39・103、11 林班 54・57・58・61・72、12 林班 34・38～40・43・44・46・47・51～54・56・57・63～65・70～73、13 林班 1、100 林班 1・3・4・6・9・11・13・15・16・17・18・19・21・27・30・32・33・34・35・36・37・38・39・40・42・44・45・46・47・49・50・51・52・53・54・55・63・69・101 林班 1・3・5・6・8・9・11・12・13・14・15・16・18・19・20・21・22・23・24・27・28・29・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・46・47・48・49・50・51・52・53・54・56・57・58・61・62・73・76・77、102 林班 7・8・9・10・11・13・15・24・27・28・35・37、111 林班 1・2・3・4・5・6・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・29・30・31・32・33・34・35・37・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・68・69・70・71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87・88・89・90・91・92・93・94・95・96・97・98・99・100・101・102・103・104・105・106・107・108・109・110・111、112 林班 1・2・4・5・6・7・9・13・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・46・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・68・69・70・71、116 林班 1、117 林班 1、149 林班 18・25、150 林班 1、157 林班 8、158 林班 31、162 林班 13、166 林班 49・51・55・56・58・60・63・67・68・71・76・165・166・167・168・169・170・172・173・174・175・176・177・182・183・184・185・186・187・188・189・191・193・195・196・203・207・208・209・210・214・216・217・219・220・221・222・223・224・226・227・228・232・233・235・236・237・238・239・240・241・242・245・246・247・248、167 林班 81・82・123・137、168 林班 104、169 林班 2・66・67・98・100・102・103・106・113・116・117・121・128・129・130・131・135・136・139・140・141・142・143・144・145・146・147・148・149・150・151・152・153・154・155・165・166・167・176・179・183・184・185・186・187・192・198・199・201・202・203・205、170 林班 20・24・31・32・35、171 林班 2・3・4・6・9・10・14・18、172 林班 1、173 林班 3・5・7・9・11・16・18・24、178 林班 1・4～8、180 林班 1、189 林班 12、194 林班 1・2・5・6、195 林班 3・11・16、196 林班 3・9・11・25、198 林班 34、199 林班 28、200 林班 13、203 林班 36・42、204 林班 4・6・7・8・12・20・23、205 林班 3・4・8・12・15、206 林班 1・10・11・20、208 林班 1～3・10・12・16・19・26、209 林班 1・3・6、221 林班 4・5・6・7・11・15、222 林班 4・9・11・13、223 林班 5・7・14、224 林班 2・3・6、225 林班 1・2、228 林班 4、239 林班 1・3～8・11・12・14・16・19・20～22・25～27・29～33・35～44・46～54・56～58・60～62・66、240 林班 2・20・24・25・85・87・99～101・105・111・113・120・122～124・133・134・139～141・144・146・149～169・172～175・177・179・180、242 林班 1・41～44・47～49・52・60・66・71・88・89・93・116・117・120・121、244 林班 4・9・32、246 林班 33、268 林班 4、1005 林班 4・7・10・11・12・14・	1651

	19・24・26・27・28・29・31・33・38・42・44・45・50・51、1008 林班 1・2・4、1009 林班 1・2・4・5・9・11・12・15・17、1010 林班 1・2・3・4・18・23・28・29・32・33・34・35・36・39、1011 林班 1・2・3・5・6・7・10・12・14、1018 林班 35、1021 林班 33・34、1022 林班 3・4、1023 林班 6・28、1025 林班 30、1057 林班 1、1058 林班 2、1101 林班 1、1102 林班 1、1103 林班 3・4・5、1105 林班 4、1107 林班 1・2・3、1108 林班 2、1117 林班 31、1118 林班 15	
土砂崩壊防備保安林	65 林班 15、73 林班 7・8、216 林班 30、259 林班 1、266 林班 1、267 林班 4・12、270 林班 5、1003 林班 3、 1094 林班 7、1095 林班 43 、1103 林班 26・27・29	17
土砂流出防備保安林	29 林班 25・27、35 林班 20、117 林班 10、135 林班 21、203 林班 44、243 林班 47、267 林班 8・13、270 林班 12、1061 林班 1、 1093 林班 18 、1117 林班 61・64	26
風致保安林	233 林班 13	1
干害防備保安林・保健保安林	96 林班 15・16・18・22・23	5
水源かん養機能	16 林班 38、19 林班 4、24 林班 19、27 林班 40・43、28 林班 16、98 林班 11、104 林班 23、105 林班 26、114 林班 15・17・61、115 林班 22・23、117 林班 11、130 林班 17、135 林班 14・21、137 林班 27・28・40、138 林班 8・12、140 林班 29・42、146 林班 1・23・27、147 林班 22、148 林班 3、149 林班 1・2・3、151 林班 1、152 林班 28・52・53・55・63・81・84、158 林班 12・13、161 林班 7・9、163 林班 45・50・53・55・56・58、164 林班 1・3・13・43・44・45・49・50・53・54・55・56・57・58・63・65・66・72・73・74・86・91・92、165 林班 1・2・3・5・6・9・21・46・49・50・72、167 林班 13・21・118・154、168 林班 34・36・41・46・48・71・78・82・88・89・90・92・94・95・98・99、171 林班 88、216 林班 27、217 林班 1、232 林班 15、1003 林班 5・12・13、1004 林班 55、1006 林班 1・2・4・5・6・8・13・17・23・24・26・27・28・30・31・32・34・39・40・46・49・55・58・59・60・64・66・ 67・68 ・70・71・ 78 、1008 林班 18・19・20・22、1011 林班 28・30・32、1018 林班 10・11、1023 林班 4、1053 林班 13・48、1092 林班 11、 1094 林班 31 、1095 林班 8、1101 林班 18・20・21・24、1103 林班 18・22・23・24、1105 林班 6・9・14・16	108
山地災害防止機能	18 林班 22、21 林班 20・41、24 林班 24、26 林班 9、27 林班 11・15、28 林班 1・10・22・24・25・31・34、98 林班 3・11・14・15・16、99 林班 1、103 林班 35・39、104 林班 1・3・4・7・14・29・31・32、105 林班 4・7・15・17・26・43・49、109 林班 2・18、110 林班 22、114 林班 71・80、115 林班 24、118 林班 28、128 林班 4、129 林班 19・20、130 林班 7・16・20・21・26・27・29・31・32・33・34・39・41、136 林班 15・23、137 林班 1、139 林班 1・5・19・22・27・33・35、151 林班 1・3・11・43、152 林班 18・21・22・24・49・71・85、154 林班 4・11・13・19、155 林班 1・3・4、156 林班 34、159 林班 6・9・11・14・15・16・18・21・22・26・32・34・36・40・44・48・49、160 林班 7・13・21・24・25・28・29・31、161 林班 5・9・13・14・15・26・27、162 林班 6・19・31・33、163 林班 2、164 林班 2・7・8・9・18・19・20・22・23・24・31・32・33・34・35・36・37・39・40・41・42・64、165 林班 19・	89

	21・22・32・34・52・53・59、168 林班 24、169 林班 63、171 林班 4・20・27・28・34・44、216 林班 13・14・15・17・18・30、217 林班 3、228 林班 11	
生活環境保全機能	230 林班 51、 1002 林班 4 、1027 林班 63	1
水源かん養・山地 災害防止機能	16 林班 7・24・27・28、17 林班 6・17、18 林班 17・22・50、19 林班 3・4・8・10・13・26・29・30・31、20 林班 12・22、21 林班 7・9・35・41・44・47・48、22 林班 4・18・27、23 林班 12・13・16・25、24 林班 7・10・11・12・13・14・15・17・21・27・28・30・32・33・34・37・38・41、25 林班 3・5・7・10・12・14・16・19・20・22・23・25、26 林班 1・2・5・7・9・10・11・12・16・23・26、27 林班 8・16・18・19・22・23・24・33・34・35・39・40、28 林班 5・8・10・15・16、98 林班 12・20・26・32、99 林班 5・6・7・8・10・14・18・24・25、103 林班 11・12・16・23・24・34、104 林班 5・22・28・29・30、105 林班 8・15・16・20・21・22・23・29・34・35、107 林班 7・16・17・19・20・30・32、108 林班 6・22・26、109 林班 4・11・16・18・22、110 林班 10・23・26・30・33・35・36・39・40・41・43・46・47・48、113 林班 15・24・29・47、114 林班 3・16・20・21・22・23・27・28・29・30・34・35・36・38・39・41・42・43・44・47・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57・58・59・60・62・63・64・65・66・67・69・70・72・73・75・76・77・78・79・81・82・83・85・86・87・88・89・90・91・92・93、115 林班 2・3・4・5・14・15・16・17・18、117 林班 3・5、118 林班 28・29、128 林班 2・3・4・7・11・12・17、129 林班 3・11・12・13・16・17・18、130 林班 5・6・7・10・15・18・19・24・25・30・32・35・36・38・43・44、135 林班 1・2・15・19・21・22、136 林班 8・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・31、137 林班 6・9・10・11・20、138 林班 1・17・22・24、139 林班 11・18・28・29・30・31・33・35・39・42・43、140 林班 2・7・10・27、146 林班 11・18・26、147 林班 3・4・13・19、148 林班 1・8、150 林班 7・8・10・24・33、151 林班 6・10・21、152 林班 1・5・18・19・20・25・26・28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・44・45・46・47・48・49・50・51・54・55・57・58・59・60・61・62・63・64・65・66・67・68・69・70・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82・83・84、153 林班 13・20・36、154 林班 18、155 林班 6・14・24、156 林班 4・13・16・34・41、157 林班 1・2、158 林班 8・13・15・21・24・27・28・39・44、161 林班 15・16・17・19・22・28・32、162 林班 12・13・39・45・49、163 林班 1・3・9・14・15・22・23・26・28・29・30・34・36・54、164 林班 5・6・8・9・11・12・17・18・30・77・78・79・80、165 林班 5・9・12・16・21・22・26・31・38・42・43・44・46・52・53・54・55・62・63・64・65・66・67・68・69・70・71・73・74・75、168 林班 141・142・151、169 林班 7・98、171 林班 55、217 林班 3・4・5・17、218 林班 5、219 林班 1・21、220 林班 20、221 林班 26、222 林班 9、224 林班 6、226 林班 8・19・21、232 林班 9・12・14、1002 林班 7、1006 林班 9・41、1008 林班 21、1023 林班 20、1103 林班 23	390
水源かん養・ 生活環境保全機能	1004 林班 20・21・24、1053 林班 23、1108 林班 8	3
山地災害防止・生 活環境保全機能	216 林班 16・19・23、218 林班 1、226 林班 3・5・14、229 林班 8・24	1

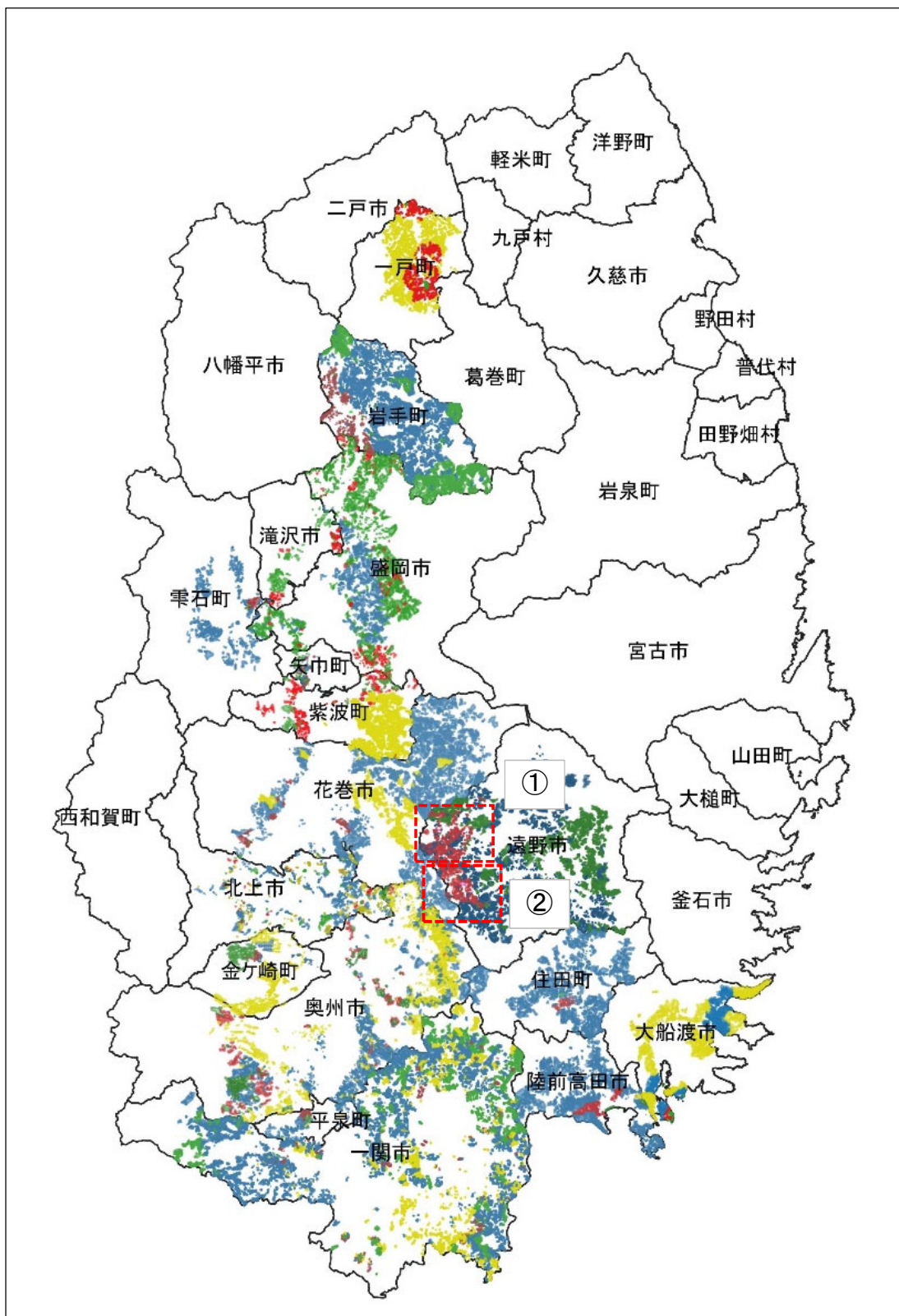
水源かん養・山地 災害防止・生活環 境保全機能	217 林班 8・22・26、218 林班 1、220 林班 11・19・21・23、226 林班 14、227 林班 6、228 林班 10、1053 林班 1、1054 林班 15・58・60・79・56、1103 林 班 28・31、1108 林班 3・4・9・12・13・16・24	62
保 健 文 化 機 能	166 林班 54・81・88・89・90・91・92、173 林班 1・44・55・62・64・65	5
生活環境保全・保 健文化機能	173 林班 56	1
計		2362

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

被害拡大防止森林 遠野市		面積 (ha)
区	域	
1001 林班 4・5・8、1002 林班 4・5・11・24・25・29・32・34～36・38・42・46～49・54・65・93・94・97～100・114・131～133・141～145・147・148・152・161、1003 林班 1・2・4・6・7・9・17・22・29～31・33・34・37、1004 林班 2・3・8・11～13・30・36・38・40・44～47・49・50・57・58・63・64・68・72・74・76、1006 林班 67・68・78、1007 林班 5・6・9・12・15・18・22・23・25・26・28～33・35～41・43・47～50・57・62・66、1008 林班 10・12・24、1011 林班 33、1018 林班 9・29・32、1021 林班 15・16、1025 林班 73・76、1026 林班 10～12・14・16～22・25・31・32・36・37・40～44・47・57～59・62、1027 林班 3～5・13～17・24・27・31～33・65・66・74・77～83・85・86・88～90・96・106・107、1028 林班 1・6・8・11・20・22・26・28・31・34・37・38・48、1029 林班 1～7・9～14・16、1030 林班 1～6、1031 林班 1～98、1032 林班 1～5・8～56、1033 林班 1～6・8～23、1034 林班 2・5・7・8・10・11・12・22、1035 林班 1・2・3・6・7・9・10・11・13・15・16・17・18・19・21・25・30・31・33・38・39・40・41・43・46、1036 林班 1、2・3・8・11・15・16、1037 林班 11・13・14・18・19・23～25・28・30・34、1038 林班 1・2・6～8・10・13・20・21、1039 林班 1・2、1040 林班 1・16・33・37・39、1041 林班 17・30、1042 林班 23・29・46・47・48、1044 林班 1・14・25・32、1045 林班 3・14・23、29・31・37、1046 林班 6、1047 林班 1・2・4・16・22・27・29・32・37・45・50、1048 林班 4～7・12・13、1049 林班 2・3・6・14・23・25・27・28・30・31・33・36・38、1050 林班 1～4・6～8・10・11・13～16・23・29～33・35・42、1051 林班 6・9・10・18～22・25・27～29・34・37・39・40・44～46・49・50・53・54、1052 林班 26・27・34・42・46・47・48・49・51・67・69・70、1077 林班 6・10、1078 林班 2・3・5・6・9～13・15・16・18・20～23・25・27～29・32・38・39・42、1079 林班 7・9・10・11・12・18・20、1080 林班 1～8・10～16・18・19、1081 林班 1・3・4・5・12・15、1082 林班 1～37、1083 林班 1～16、1084 林班 1・2、1085 林班 1～18、1086 林班 1・11・10・16・24、1087 林班 10・16、1088 林班 1、1089 林班 3・14・15・22・23・27・28・31・32・35、1091 林班 3・6・7・12・13・17・29～32・37・39・53・55～57、1092 林班 8・9、1093 林班 1・2・5・10・14・16・18・20・22・24・27・28・30・36～39、1094 林班 1・2・7・10・19・20・30・31・32・42・54・56・59・60・66・69、1095 林班 7～10、11・15・20・25・30・43、1117 林班 5・10～13、15・16・20・22・39・40・42・43・48、1118 林班 1・2・7・9・13・19～22・24・29～33、1119 林班 2・3・6・8・12・15・16・19、1120 林班 2～4・6・9・11～13・16・21・23・25、1121 林班 8・10・11・12・14・15・16・17・18、1122 林班 1～3・5・11・15・17・19～21・24・26・27・33・35・37・44・45・46、1123 林班 1・2・5・7・13～16・23～26、1124 林班 1・7・9・10・11		1672

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

岩手県の高度公益機能森林等の区域図

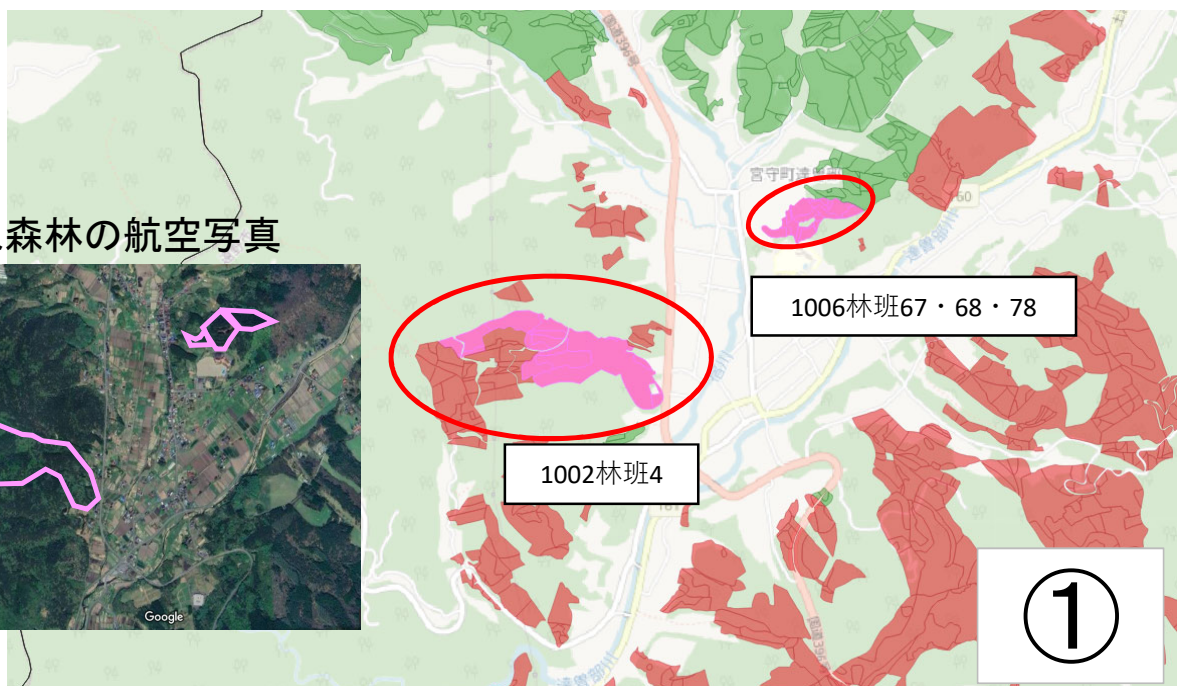
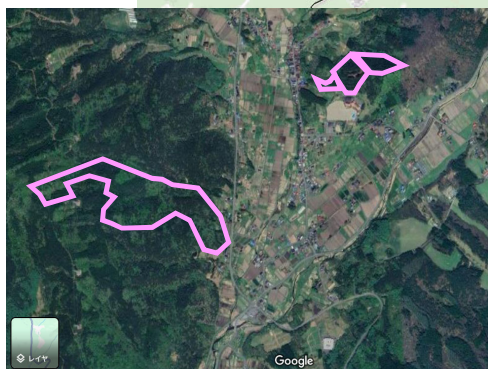


内容	凡例
高度公益機能森林	緑
被害拡大防止森林	赤
地区保全森林（参考）	青
地区被害拡大防止森林（参考）	黄



対象森林の写真

対象森林の航空写真

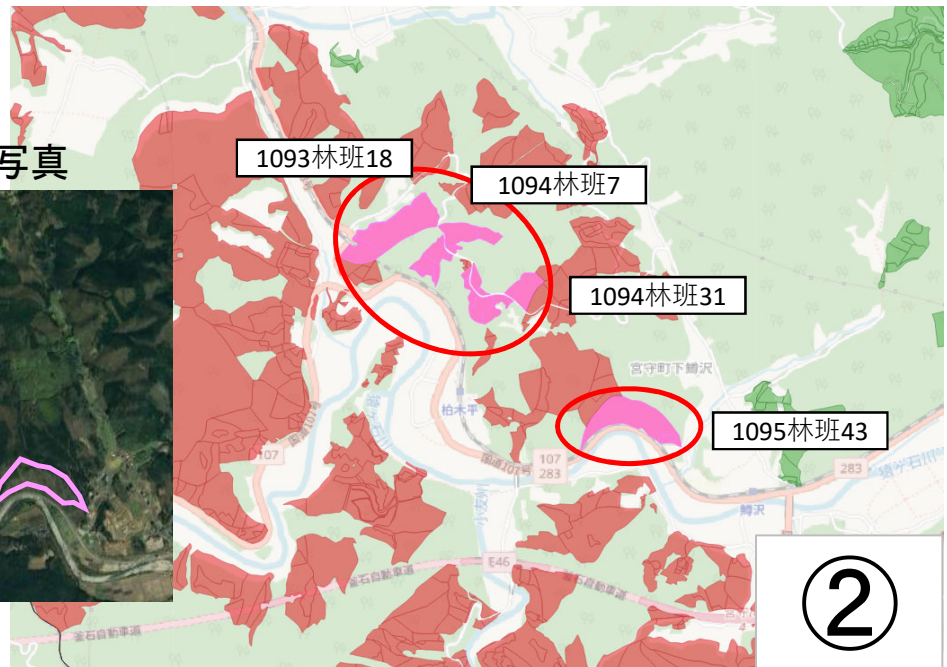


内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更		1002-4、1006-67・68・78



対象森林の写真

対象森林の航空写真



②

内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更		1093-18、1094-7・31、1095-43

高度公益機能森林 一関市			
保 全 目 的		区 域	面積 (ha)
一 関 地域	土砂流出防備保安林	119 林班 8・9、252 林班 11、271 林班 10、277 林班 9、278 林班 30	3
	風致保安林	211 林班 4・9・10、213 林班 5・100	1
	干害防備・保健保安林	115 林班 15・16・23・24	6
	土砂崩壊防備保安林	120 林班 38、121 林班 6、278 林班 31	3
	水源かん養保安林	193 林班 5、233 林班 4～6・14・15、234 林班 1・3・7、235 林班 4・10～12・17・19・23・24・26、241 林班 1・2・4～7、242 林班 22、249 林班 45・52・53、252 林班 4～6・8・9・28・33～35・37・38・43・47・50・51・53・66・69・76・80・81、270 林班 16・18～21、282 林班 6・11・13・15・16、302 林班 1	151
	水源かん養機能	236 林班 14、237 林班 8、242 林班 25～27、246 林班 4、248 林班 26、270 林班 6・7、272 林班 7・8・17	13
	山地災害防止機能	192 林班 8、242 林班 29・31・34～36、243 林班 12、271 林班 30、275 林班 2、276 林班 2、282 林班 2、284 林班 30、285 林班 4、286 林班 1・3	48
	生活環境保全・保健文化機能	115 林班 19・29、211 林班 11・12	4
	小計		229
花 泉 地域	土砂流出防備保安林	1027 林班 12	0
	水源かん養機能	1034 林班 21、1144 林班 6、1158 林班 2・3	4
	風致機能	1034 林班 22～27、1039 林班 1・3・4	12
	風致・山地災害防止機能	1062 林班 4・6・8・10	9
	水源かん養・山地災害防止機能	1027 林班 10・43、1065 林班 38～40、1066 林班 1・2	17
	風致・保健文化機能	1066 林班 3・9	2
	水源かん養保安林（観光地）	1157 林班 1、1158 林班 1	45
	干害防備保安林	1140 林班 10～12、1144 林班 2・4・12	23
	保健文化機能（観光地）	1161 林班 1・41、1162 林班 1～5・21・22	38
	風致機能	永井字東狼沢、大沢田、涌津字下吉田、浪打前、亥年前	0
	小計		150
大 東 地域	水源かん養機能	2050 林班 1・2・6・42・43・48・63・64・68・69・73・83・87～89・92・100・108・109・111・112・114・119・120・124・126・129・133、2051 林班 4・5・11・13・20・21・59・69・89・91・94・95・100、2052 林班 20・22・25・29・34・43・50・52～54・56・65・69・72、2063 林班 14・17、2064 林班 6・11・13、2066 林班 1・2・7・9、2067 林班 1・6、2070 林班 1、2071 林班 1・3・4、2072 林班 7、2075 林班 9、2076 林班 1、2077 林班 23・24、2078 林班 1、2079 林班 5、2080 林班 2・9・14・16・18、2082 林班 1・5、2083 林班 7・17～19、2084 林班 1、2099 林班 1、2100 林班 7、2101 林班 3・5・6・10・24・30、2102 林班 2・3・5・7・11・12・	698

		18、2125 林班 10、2129 林班 5~7、2131 林班 2・3・7・8・10・13・17・20・2133 林班 5・8・10・2134 林班 2・9・12・16・17・23・24・31、2139 林班 19・23、2156 林班 10・12・15・42・43・52・57・71・72・74・76、2157 林班 8・9・13・25・27・34~37・41・44・49・50・58・59・63・67、2158 林班 1・8・16・17・21、2207 林班 13・21~24・29・30・35・36・39~41・48~51・59・61~65・67・74~76・79・87、2212 林班 5・6・9・10・15・16・21・35・43、2226 林班 1・3・49・51、2227 林班 1・2・10・17・18・20・29・33~35・41・42・46・47・59・97・102・109・112・120・126・129、2228 林班 6・8・9・18・20・26・32・34・40・54・55・57・67・71、2229 林班 1・3~5・11・12・34・43・45・65・70~72、2245 林班 1・13・22~24、2246 林班 36・47・48、2247 林班 9・10・22~24・26~28・31・32・34・36・37・42・43・69・70・83・108・109・113・121・123~125・143・144・147・152、2248 林班 14・15、2250 林班 12・19・22・23、2251 林班 2・4・6・9、2252 林班 1~4・6~8・10・11・13・14~16、2253 林班 1、2255 林班 1・8、2260 林班 3・4・8~10・16・19・25、2261 林班 1・15、2262 林班 53・54・57・59・74・75・81・83・90・93・98、2263 林班 15・16・38・41、2265 林班 8・14・16・25・29・44・47・57・60・61、2267 林班 1・4・18・20・21・44・45・53・54・65、2268 林班 2・5・7・12・31・40・47、2273 林班 15~17・23・24・33・54・62・65・75・76、2274 林班 37、2275 林班 31、2276 林班 1~3、2279 林班 30・74・75・84、2280 林班 1・3・6・82、2281 林班 3・18・21・22・27・32・34・37・70・71	
	山地災害防止機能	2050 林班 12・14・22・23・27・28・32・33・37・41・61・70・71、2051 林班 117・126、2052 林班 6・7、2068 林班 1・7、2069 林班 1、2127 林班 3、2132 林班 3、2138 林班 17~19・23・28・29・31・36~38・42~44・46、2156 林班 62・67・79・94・97・108・110、2208 林班 7・23・26・29・33~36・39・51、2227 林班 88・89・93・96・135・142・145、2228 林班 77・84・94、2243 林班 2、2244 林班 1・3~7、2249 林班 5・6・11、2257 林班 1・3・5~7・10・13・18・24、2258 林班 1~3・5・6・8・9・11、2264 林班 35・36・39・41・58・59、2269 林班 8、2271 林班 2・4・5・11・12・14・19、2272 林班 5、2278 林班 9・10・12・13、2279 林班 3・10、2280 林班 18・31・39・52・54・55・59・63・106・111~113、2281 林班 8	268
	小計		966
千 厩 地域	土砂流出防備保安林	3018 林班 48	1
	水源かん養機能	3018 林班 49、3086 林班 18・20・23、3122 林班 1・2	5
	水源かん養保安林	3018 林班 34・37・40~43・54、 3020 林班 123 、3080 林班 75・84・92~99、3081 林班 23・41・43~51、3082 林班 32・34~36	60
	小計		66

東 山 地域	山地災害防止機能	4001 林班 46・47・68、4002 林班 13、4003 林班 3・14～16・21・22・32・40・42・43・45～47・55・58・76・101、4007 林班 35・37・38・43～46・78、4009 林班 39・87、4026 林班 32・35・38、4029 林班 2、4034 林班 7・8、4038 林班 2・18・30、4039 林班 6、4040 林班 24・25、4042 林班 14、4043 林班 9・11～15・24～26・28、4045 林班 2、4057 林班 53・55、4082 林班 50・61・71・72・74、4086 林班 9・11・12・14、4087 林班 6・20・60、4088 林班 23・24・26～28・39	80
	水源かん養機能	4001 林班 57・4007 林班 77・4111 林班 87・89	20
	水源かん養機能・山地災害防止機能	4001 林班 48・52・54・56・64・66・67・69・91・92、4007 林班 52～54・57・59・64・68・69・74・75・93・96・97・99・100・110・114・115・118、4010 林班 48、4026 林班 23、4064 林班 9・13・16	17
	水源かん養保安林	4033 林班 1・2・4034 林班 1	24
	土砂崩壊防備保安林	4054 林班 9・10・4087 林班 45	1
	風致保安林(観光地)	4077 林班 16、4078 林班 10・12、4079 林班 74・83・84、4098 林班 1・2、4099 林班 1	28
	保健文化機能(観光地)	4078 林班 8・11・13・20・4081 林班 29	43
	土砂流出防備保安林	4088 林班 32	1
	小計		213
室 根 地域	保健保安林、自然公園	5005 林班 11・15・20・5006 林班 3	9
	保健文化機能・県立自然公園	5005 林班 8～10、5006 林班 1・2・5・7、5011 林班 9・14・22・28、5012 林班 4・5、5013 林班 3・6、5014 林班 2・5、5015 林班 1、5017 林班 2	118
	水源かん養保安林	5006 林班 4・6、5011 林班 26、5059 林班 3、5078 林班 6・7・19～24・37・39、5081 林班 3・7～9・13・15・16、5084 林班 52・53、5095 林班 1・2、5096 林班 16、5099 林班 38、5101 林班 33・34、5104 林班 26、5105 林班 1	68
	山地災害防止機能	5052 林班 36	7
	水源かん養機能	5027 林班 1・25・26、5039 林班 24、5052 林班 2・31・66、5054 林班 95、5057 林班 31、5059 林班 4、5076 林班 3、5078 林班 8	86
	土砂流出防備保安林	5014 林班 7	4
	保健文化機能	5006 林班 11・13・18、5011 林班 4・6・13、5014 林班 8	3
	小計		295
川 崎 地域	水源かん養機能	6001 林班 27・29～31・33・34、6002 林班 1・2・5・7・8・10～13・15～18・21・28・37、6008 林班 21、6011 林班 6、6034 林班 22、6037 林班 91・94～96	17
	土砂流出防備保安林	6012 林班 3・4、6013 林班 36、6014 林班 71、6015 林班 6、6018 林班 23・27	1
	干害防備保安林	6023 林班 7・6026 林班 11・17・18	5
	山地災害防止機能	6026 林班 25、6037 林班 103・104、6039 林班 82・90・124、6040 林班 8～17・20・21・25～27・31・42・43・53・55・59・62・70・71・75・85～88・99・100・103・104・109～112・115～117・120・121・124・129・130	11
	風致・保健文化機能(森林公園)、砂防指定地	6018 林班 40・41	2

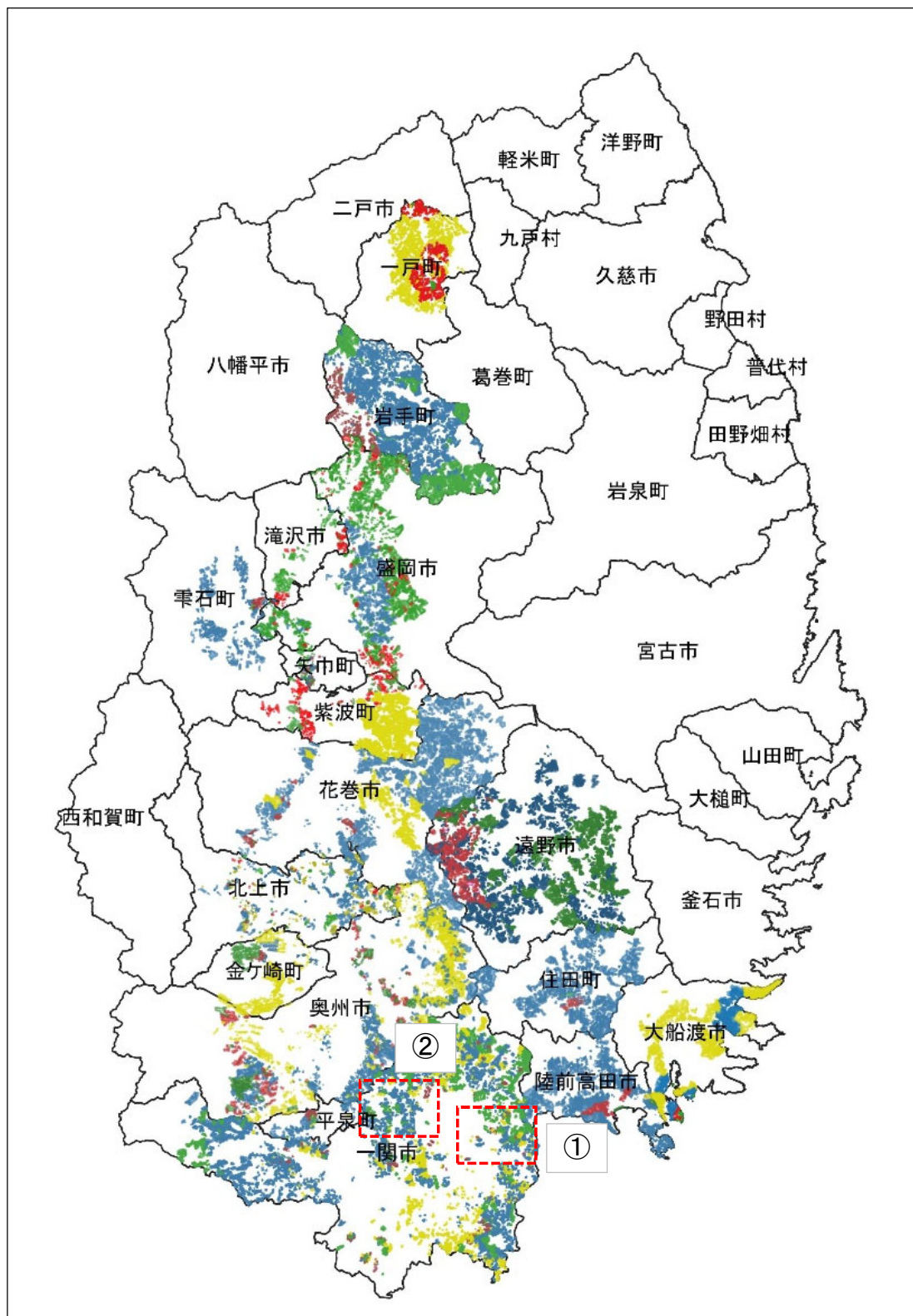
	風致・保健文化機能(森林公園)	6025 林班 40・42、6026 林班 2～4・7・12・19～21、6035 林班 25・37・63・64	10
	風致機能	柏木	0
	小計		46
藤 沢 地域	水源かん養保安林	7067 林班 1～3・6・8、7068 林班 3～5、7069 林班 1～3	107
	土砂流出防備保安林	7041 林班 19・20・40、7042 林班 1・17、7054 林班 1、7082 林班 1～4・6・7、7083 林班 1・3	39
	小計		146
		計	2111

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

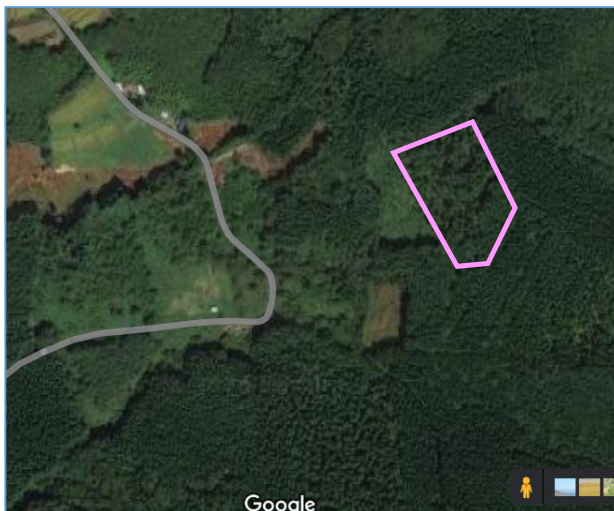
被害拡大防止森林 一関市			
区 域			面積 (ha)
一関地域	115 林班 1・14・43、116 林班 56・57・80～83、119 林班 1・7・35・37・40・47、120 林班 8・36、121 林班 2・24・27・30・31・44・49、207 林班 28・33・35・42、211 林班 43・45・47・48・74・78・79・81、212 林班 90・91、294 林班 59・61・64、295 林班 1・3・4・8・9・13・22、296 林班 7		18
花泉地域	1028 林班 1、1030 林班 2、1032 林班 3、1033 林班 12、1034 林班 6・8・19・20・35、1035 林班 9、1039 林班 5～7・19・21・23・25・30、1040 林班 18、1064 林班 41、1065 林班 32・33・35、1067 林班 36～40、1068 林班 46・48～50・53～56・62・63・65、1160 林班 16～18、1163 林班 4・12～14・25		52
大東地域	2019 林班 9～11・18～20・27・28、2028 林班 46、2029 林班 8・11・27・30・32・56・59・63・67・69、2030 林班 6・8・9・17・20・22・29・37・62・64・77・78・80・82・87、2130 林班 3、2131 林班 1、2135 林班 8、2136 林班 16・25、2138 林班 22・24～27、2158 林班 6、2210 林班 2・10・11・34、2211 林班 14～16・18、2226 林班 23・28、2227 林班 40、2238 林班 36、2247 林班 142、2260 林班 21、2268 林班 43、2271 林班 8・25、2272 林班 7、2275 林班 39		94
千厩地域	3017 林班 8・12、3020 林班 123、3039 林班 42、3100 林班 14・19・27、3136 林班 23		7
東山地域	4007 林班 111、4080 林班 4、4088 林班 38		9
室根地域	5005 林班 12、5011 林班 11・12・21、5013 林班 7、5014 林班 1、5015 林班 2、5016 林班 1・2、5017 林班 1、5024 林班 43・44、5028 林班 5、5031 林班 111、5044 林班 8、5058 林班 19、5061 林班 3、5065 林班 56		44
川崎地域	6023 林班 1・2・5・6・6024 林班 2・5・6・10・13・17・25・29		16
藤沢地域	7039 林班 41、7040 林班 14・21・41・49、7041 林班 1・30・35、7042 林班 4～6・11・13・24、7043 林班 8・9・18・19、7045 林班 7・8、7046 林班 45・46・49、7049 林班 3・4・9・23、7051 林班 1・11・17・19、7052 林班 4、7053 林班 9		40
		計	280

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと合計は必ずしも一致しない。

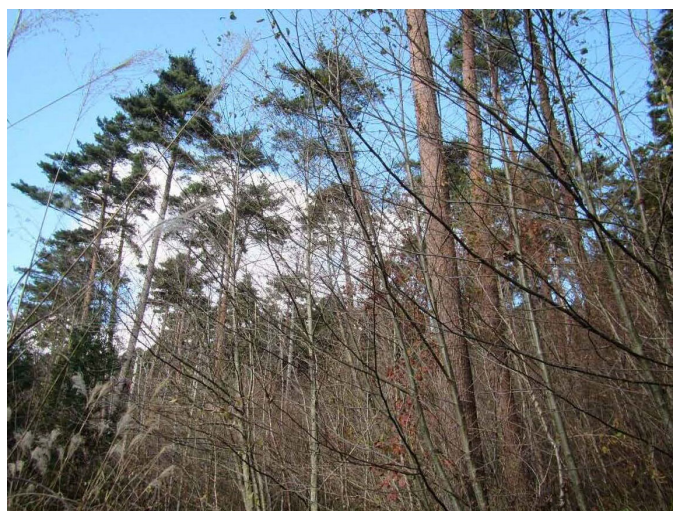
岩手県の高度公益機能森林等の区域図



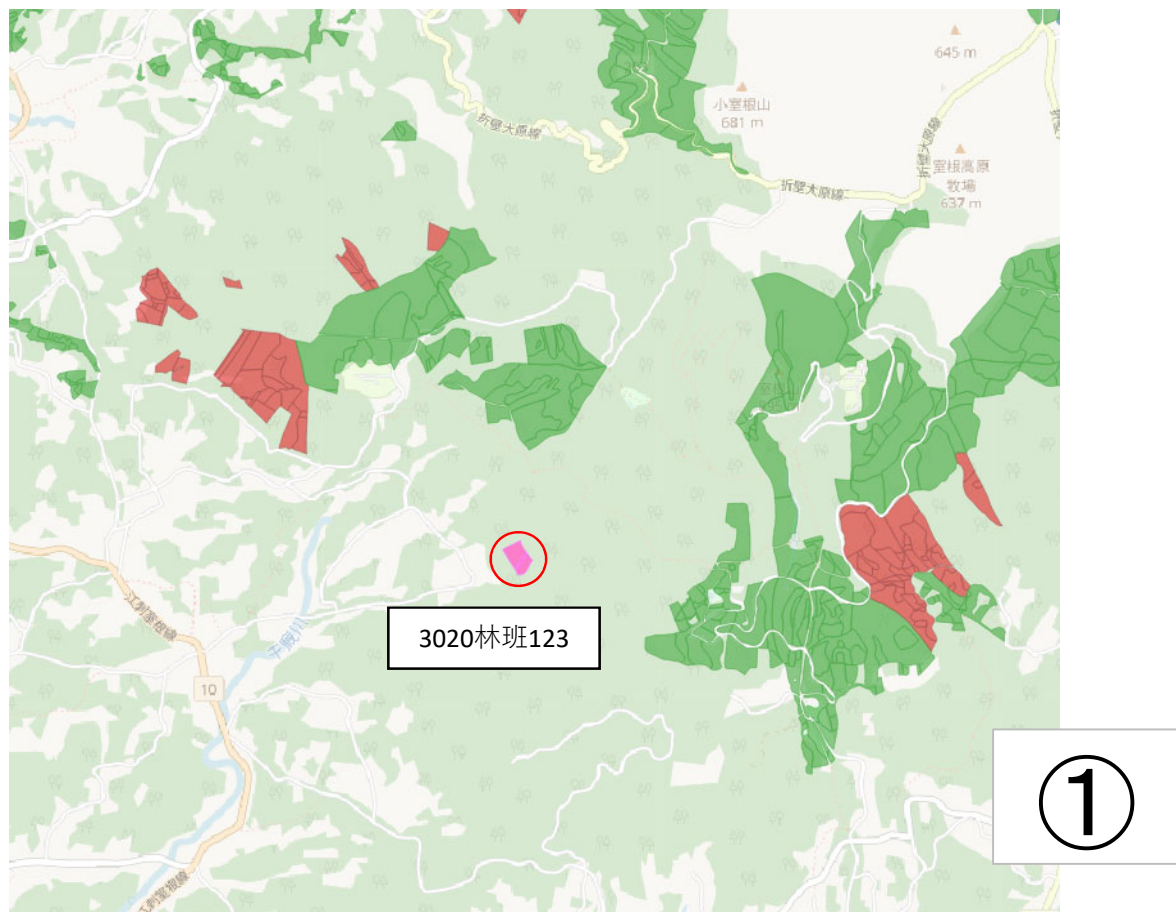
内容	凡例
高度公益機能森林	緑色
被害拡大防止森林	赤色
地区保全森林（参考）	青色
地区被害拡大防止森林（参考）	黄色



対象森林の航空写真



対象森林の写真



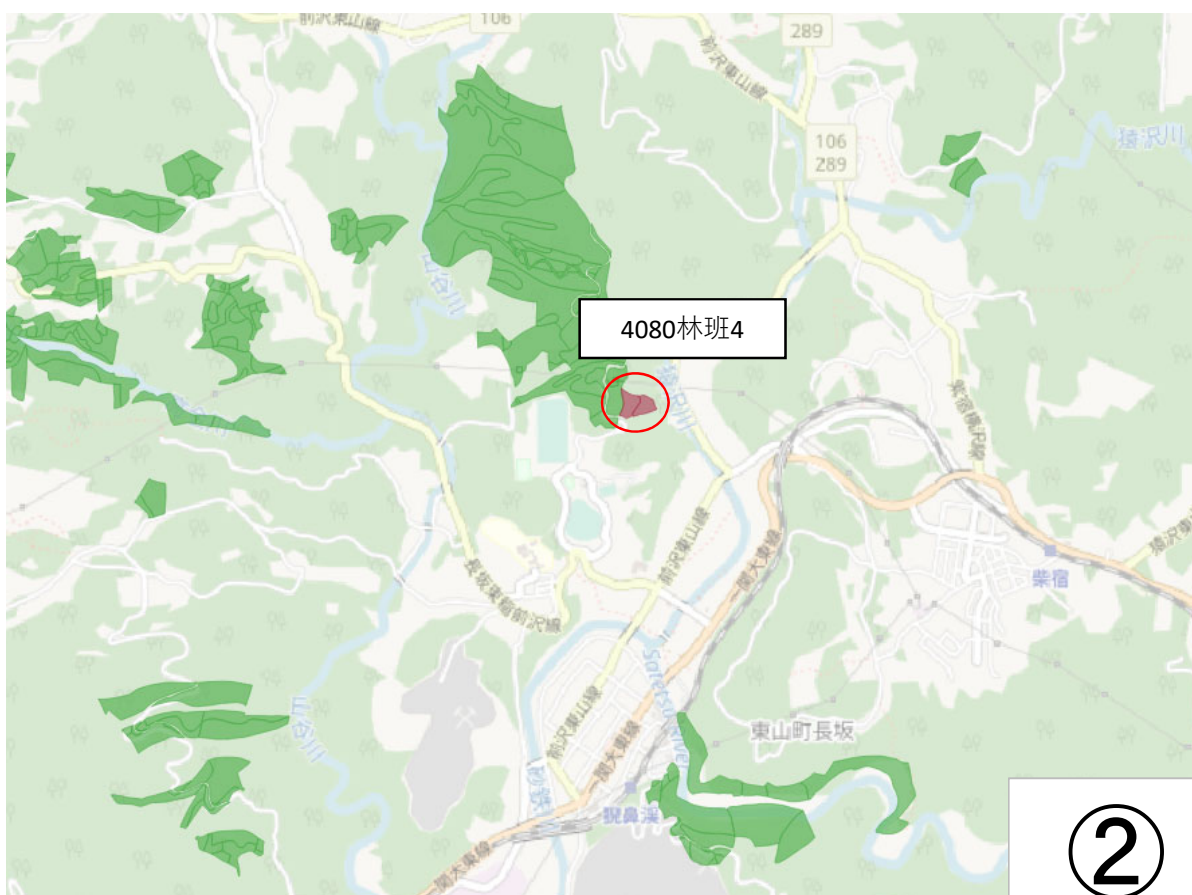
内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林		別紙参照
高度公益機能森林から被害拡大防止森林に変更		3020-123



対象森林の航空写真



対象森林の写真



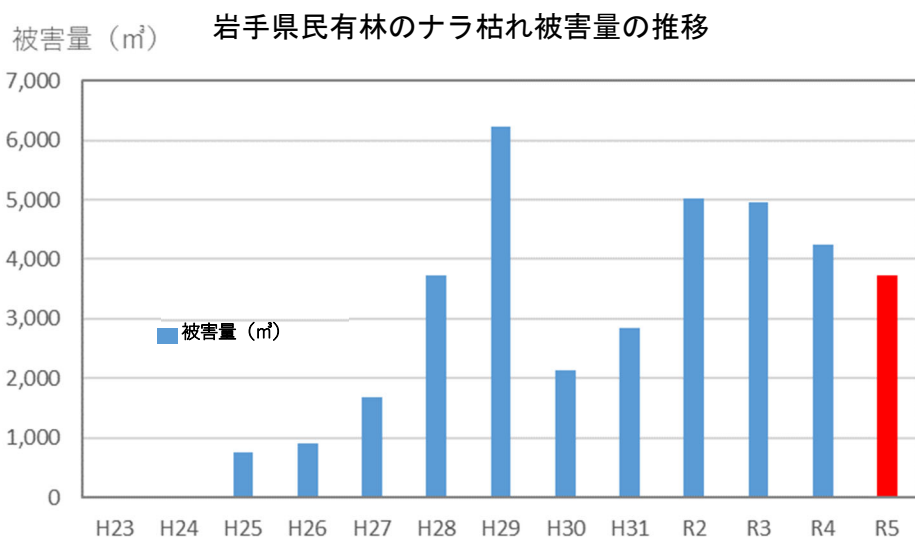
内容	凡例	林班
高度公益機能森林		別紙参照
被害拡大防止森林に追加		4080-4

岩手県のナラ枯れ被害の現状と対策について

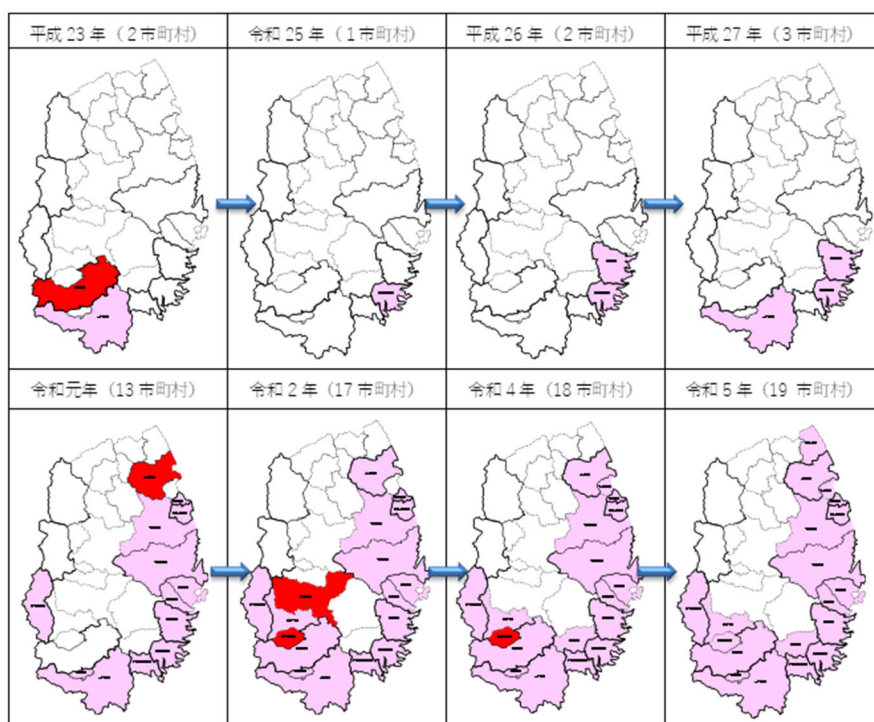
1 岩手県のナラ枯れ被害の現状

- (1) 令和5年度の県内民有林のナラ枯れ被害量は3,731 m³となり、前年度から12%減少した。
- (2) 令和6年10月末時点の県内民有林ナラ枯れ被害量は5,840 m³となり、前年同期に比べ136%増加した。
- (3) 全県の被害量は3年ぶりに増加し、被害が発生している19市町村のうち16市町村で被害が増加した。
- (4) 令和5年度に初めて被害が確認された洋野町と金ヶ崎町※は令和6年度も被害が確認された。

※ 金ヶ崎町では、令和2年度に国有林で初めてナラ枯れ被害が確認されている。



岩手県のナラ枯れ被害発生市町村の推移 (■で示す市町村は国有林のみの被害)



市町村は令和6年度の区分によるもの

2 課題

- (1) 本県の民有林面積の約半分は広葉樹であり、特に、ナラ類はしいたけや木炭用の原木、家具やフローリング等の製材品等に幅広く利用されているため、ナラ枯れ被害の拡大によってこれら用途への影響が懸念される。
- (2) ナラ枯れは被害拡大のスピードが速い※¹ため、微害地※²では徹底駆除することが重要。
 - ※1 H28年度（釜石市→宮古市）及びH29年度（宮古市→岩泉町）の被害の拡大距離は30km前後
 - ※2 微害地：ha 当り、1～10 本程度の被害が発生した森林
- (3) 中・激害地※³では、ナラ林を伐採して若い森林への更新を進めるとともに、伐採された木材をチップ等に活用する利用駆除の促進が必要。
 - ※3 中・激害地：ha 当り、10 本程度以上の被害が発生した森林
- (4) 枯死経過木（枯死してから長期間経過した立木）は、倒木被害による人身被害や施設損壊や森林環境等への影響が懸念されるため、除去が必要。

3 令和6年度の対応状況

- (1) 微害地では監視の強化と全量駆除により被害の拡大防止を図る。
- (2) 中・激害地では、森林の公益的な機能の回復を目的とした森林整備（伐採）を行い、被害を受けにくい若い森林への更新を促進する。
- (3) 国庫や県単業を活用したナラ枯れ防除対策の推進
 - ア 国の森林整備事業「更新伐」
ナラ林の整備（伐採）を支援し、被害を受けにくい若い森林への更新を促進
 - イ 国の松くい虫等防除事業「ナラ枯れ被害木及び周辺木の伐採」（R 6 新規）
ナラ枯れ被害木と未被害木の一体的な伐採・搬出を支援し、被害を受けにくい若い森林への更新を促進
 - ウ いわたの森林づくり県民税「いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）」
ナラ枯れ被害を受けやすい大径木の伐採・利用を支援し、被害を受けにくい若い森林への更新を促進
 - エ いわたの森林づくり県民税「いわて環境の森整備事業（枯死木除去）」
ナラ枯れ被害による枯死経過木等を除去し、森林環境の保全を推進
- (4) 毎年9月を県内一斉調査期間と定め、地上調査及び防災ヘリやドローンによる空中探査を行うなど、市町村と連携して監視を強化する。
- (5) 岩手県内でのナラ枯れ防除を適切に実施するため、岩手県松くい虫等防除技術講習会を開催し、ナラ枯れ防除対策に係る専門的な知識や技術を有する者を養成した。（9/4～5 開催）
- (6) 「北東北3県森林病虫害等業務連絡会議」の開催により、東北森林管理局と北東北3県の防除対策の連携を促進する。（11/28～29 青森県開催）
- (7) 平成31年に青森県と設置した「青森・岩手県境松くい虫等被害対策連絡会」の開催により、県境付近の飛び火的な被害への対策について連携を促進する。

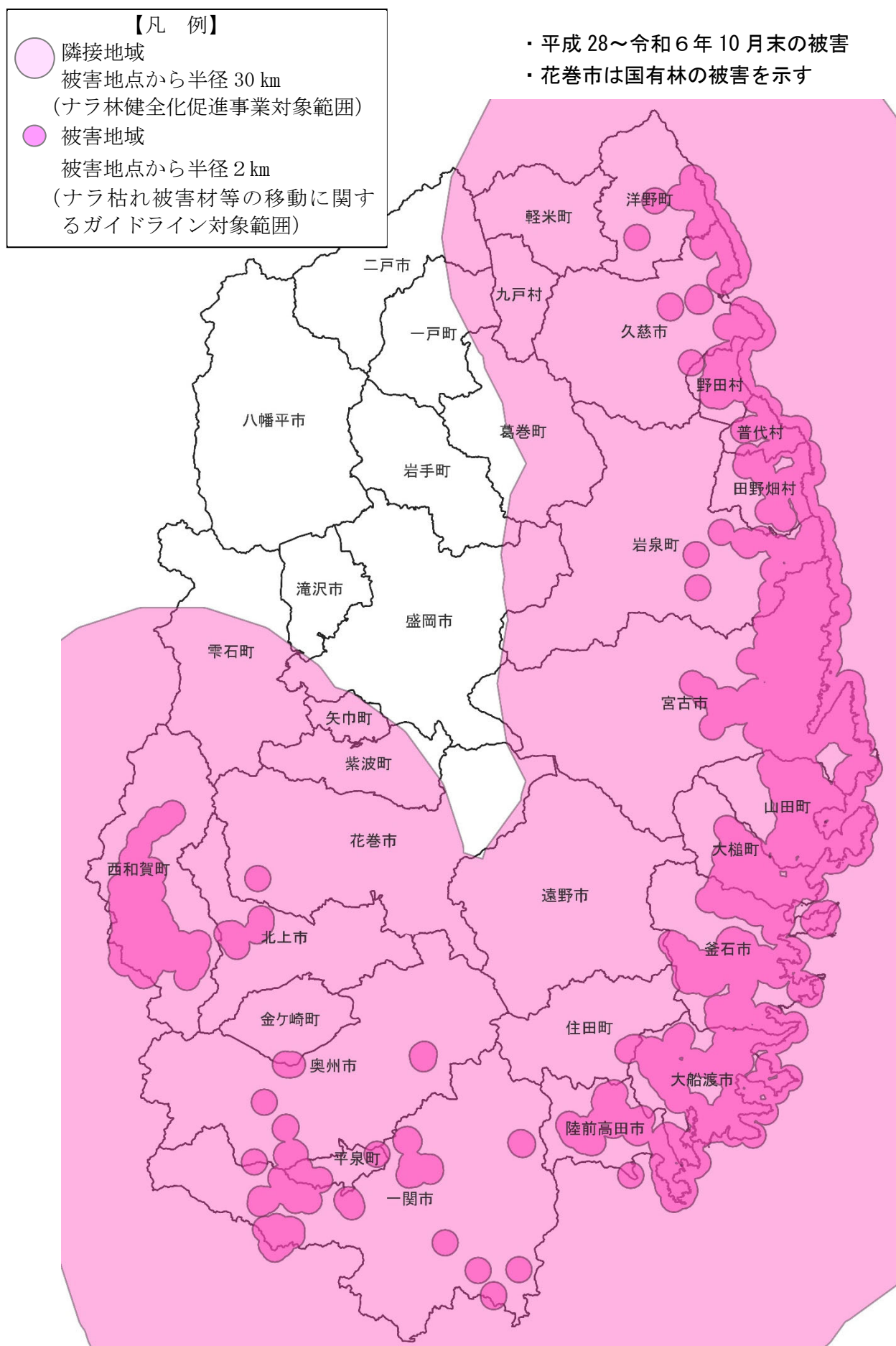
〔参考１〕 民有林における市町村毎の年度別被害量

ゴシック体は前年度より被害量が増加した市町村（単位：m³）

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	R5 (10月末)	R6 (10月末)	前年度比	駆除量	
市町村																	R5	R6※
奥州市	-	-	-	-	-	-	11	4	-	42	29	41	51	51	203	398%	-	-
金ヶ崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	9	900%	-	8
一関市	6	-	-	-	2	105	1,013	108	42	197	407	450	294	181	318	176%	172	61
平泉町	-	-	-	-	-	8	17	18	29	32	48	64	28	11	10	91%	26	10
北上市	-	-	-	-	-	-	16	-	-	1	65	15	61	61	78	128%	17	19
西和賀町	-	-	-	-	-	12	295	95	85	362	389	187	67	67	937	1,399%	12	15
大船渡市	-	-	758	900	1,614	2,665	1,656	238	407	647	402	265	358	358	436	122%	236	81
陸前高田市	-	-	-	-	-	8	873	32	460	391	127	135	205	135	298	221%	114	20
住田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	3	3	32	1,067%	-	-
釜石市	-	-	-	13	76	513	196	262	439	555	215	195	264	264	575	218%	22	12
大槌町	-	-	-	-	-	64	131	71	228	335	60	89	46	46	152	330%	32	20
宮古市	-	-	-	-	-	202	1,339	732	673	1,488	1,094	1,133	267	267	1,394	522%	107	29
山田町	-	-	-	-	-	149	684	570	277	394	68	74	44	44	121	275%	17	22
岩泉町	-	-	-	-	-	-	-	-	14	183	1,007	562	393	370	300	81%	105	-
田野畑村	-	-	-	-	-	-	-	15	190	329	439	577	459	331	359	108%	168	24
久慈市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	71	160	794	60	140	233%	60	336
普代村	-	-	-	-	-	-	-	-	10	51	491	194	159	114	52	46%	132	26
野田村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	93	179	75	164	219%	108	42
洋野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52	35	262	749%	35	17
合計	6	0	758	913	1,692	3,726	6,231	2,145	2,854	5,021	4,950	4,235	3,731	2,474	5,840	236%	1,363	742
民有林の被害 市町村数	1	0	1	2	3	9	11	11	12	15	17	17	19	19	19			
国有林を含めた被害 市町村数	2	1	1	2	3	9	12	12	13	17	18	18	19	19	19			
国有林だけの 被害市町村	奥 州市	奥 州市					岩 泉 町	岩 泉 町	久 慈 市	花 巻 市 金 ヶ 崎 町	金 ヶ 崎 町	金 ヶ 崎 町						

※市町村単独は含まない

〔参考2〕ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



令和7年度 ナラ枯れ被害対策実施方針について

1 目 的

県は前年度のナラ枯れ被害状況を踏まえ、効果的な防除対策を推進するため、被害状況に応じた具体的な実施方針を定めるもの。

2 目 標

- (1) 未被害地域への被害の拡大を阻止する。
- (2) 被害木を含むナラ林のチップ等への利用を促進し、被害を受けにくい広葉樹林への若返りを図る。

3 重点事項

- (1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除の徹底
- (2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 関係機関との情報及び防除方針の共有
- (4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備
- (5) 伐採更新によるナラ林の若返り
- (6) ナラ類の利用、移動に伴う被害拡大の防止
- (7) 公益性の高いナラ林の保全

4 具体的な実施方法

(1) 市町村との連携による被害木の早期発見と駆除の徹底

ア 県は、ヘリやドローンによる被害木の航空調査や松くい虫等防除監視員による地上調査、移動監視を有機的に結び付けて、別表に基づく微害地（以下「微害地」という。）を中心とした被害木の早期発見を推進する。

イ 県及び市町村は、微害地においてナラ枯れ被害木の早期駆除に努める。

(2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施

ア 県及び市町村は、現地調査等を行い、被害状況を把握する。

イ 被害状況に応じた防除方針は別表のとおりとする。

ウ 県及び市町村は、被害状況を踏まえ、防除方針に基づき、防除対策を実施する。

(3) 関係機関との情報及び防除方針の共有

ア 県及び市町村は、地元森林管理署等と双方の被害状況を共有する。

イ ナラ枯れ被害が民有林と国有林の双方で発生した際には、被害木の駆除方法及び今後の防除方針について協議し、効果的な防除対策の実施に努める。

ウ 県は、新たな被害市町村が確認された際は、隣接する市町村に対し、速やかに被害情報を提供するとともに、監視の強化や今後の防除対策について市町村と検討する。

エ 県は隣県の被害状況を把握し、関係機関に情報提供する。

(4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備

ア 県及び市町村は被害木の駆除や予防対策に必要な労務を把握し、これを適期に実施できるよう、労務体制の整備に努める。

イ 県は林業事業体等に対し、必要に応じて、被害木の駆除や予防対策に係る技術指導を行う。

(5) 伐採更新によるナラ林の若返り

県及び市町村は、ナラ林の伐採による若返りを促進するため、ナラ林の伐採による防除上の有効性及び関係する補助事業について周知する。

(6) ナラ類の利用・移動に伴う被害拡大の防止

県は、ナラ類の利用と移動に伴う人為的な被害拡大を防止するため、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」について、素材生産業者等に周知する。

(7) 公益性の高いナラ林の保全

県及び市町村は、保安林や景勝地等の公益性の高いナラ林を、ナラ枯れ被害から保全する必要がある場合は、予防措置を行うとともに、周辺のナラ林において駆除及び誘引捕殺、伐採によるナラ林の更新等を行い被害の拡大防止に努める。

別表

被害状況	防除対策	留意事項
【隣接地域】 前年又は当年の被害木から半径2 kmを超え、30 km以内の範囲	・ 高齢なナラ林を中心に利用を促進し、ナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。	・ 最新の被害状況を現地の広域振興局林務担当部又は農林振興センター林務担当課に確認すること。
【被害地域】 前年又は当年の被害木から半径2 km以内の範囲	・ 微害地 ^{※1} においては、全量駆除を基本とする。 ・ 中・激害地 ^{※2} においては、森林の公益的な機能の回復を目的とした森林整備（伐採）を行う。 また、カシノナガキクイムシの生息密度を低下させる観点から、状況に応じて、誘引捕殺や駆除を行う。 ・ チップとしての利用が可能なナラ林については、被害木を含めて利用を図り、被害駆除とともにナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。	・ ナラ林の伐採にあたっては、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守すること。

※1 微害地：ha 当り、1～10 本程度の被害が発生した森林

※2 中・激害地：ha 当り、10 本程度以上の被害が発生した森林

（ナラ枯れ被害対策マニュアル（H24.3 一般社団法人日本森林技術協会）より抜粋）

令和 7 年 2 月 7 日
農林水産部森林整備課
文化スポーツ部スポーツ振興課

盛岡市（岩手県営運動公園）におけるナラ枯れ被害の発生について

【要旨】

ナラ枯れ被害については、19 市町村で被害が確認されていたところですが、今般、**盛岡市の岩手県営運動公園（以下「運動公園」という。）において、新たにナラ枯れ被害が確認**されたのでお知らせします。

新たな市町村での被害は令和 5 年 11 月の洋野町以来となります。

被害木は、**運動公園を管理するスポーツ振興課が伐倒駆除を行うこととしており、**今後は、**県の松くい等防除監視員等が運動公園及び周辺地域の監視を強化すること**としています。

1 経緯等

- (1) 運動公園内でナラ枯れ被害が疑われるミズナラ 1 本が発見されたことから、県関係課等の職員が運動公園内全てのナラ類 36 本を調査した結果、**被害木と疑われる木を更に 10 本確認**しました。
- (2) 最初に発見されたミズナラ 1 本について、**林業技術センターが材片を分析した結果、媒介昆虫の「カシノナガキクイムシ」と原因菌の「ナラ菌」が検出され、ナラ枯れ被害によるものと確認**しました。

2 今後の対応

- (1) スポーツ振興課は、被害木等 11 本について 6 月 20 日※までに伐倒駆除を行うとともに、**残りのナラ類 25 本について経過観察を行うこと**としています。
※「ナラ菌」の媒介昆虫である「カシノナガキクイムシ」の羽化脱出が始まる時期
- (2) 盛岡広域振興局林務部は、松くい虫等防除監視員等により**運動公園及び周辺地域の監視を強化**します。
- (3) 県及び盛岡市は、**地域住民等へのナラ枯れ被害対策の普及啓発**を行います。

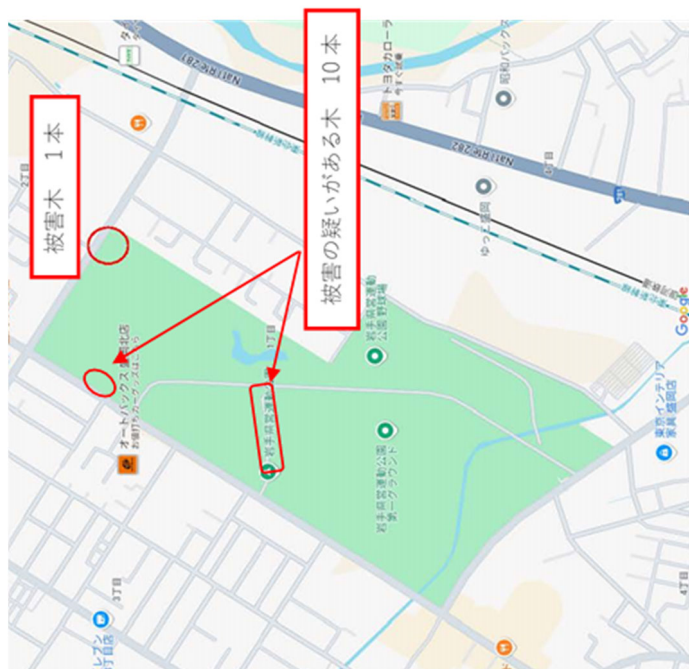
【参考 1】ナラ枯れ被害について

ナラ菌が原因でナラ類、シイ・カシ類が枯れる伝染病。正式名称は「ブナ科樹木萎凋病」。
媒介昆虫のカシノナガキクイムシがナラ菌を運ぶことで被害が伝播。

【参考 2】令和 6 年度のナラ枯れ被害発生市町村（20 市町村）

奥州市、一関市、平泉町、北上市、西和賀町、金ケ崎町、大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、野田村、洋野町、**盛岡市**

担当：ナラ枯れ被害対策：農林水産部森林整備課 整備課長 小川 TEL 019-629-5780(直通)
運動公園の管理：文化スポーツ部スポーツ振興課 生涯スポーツ担当課長 阿部 TEL 019-629-6797(直通)



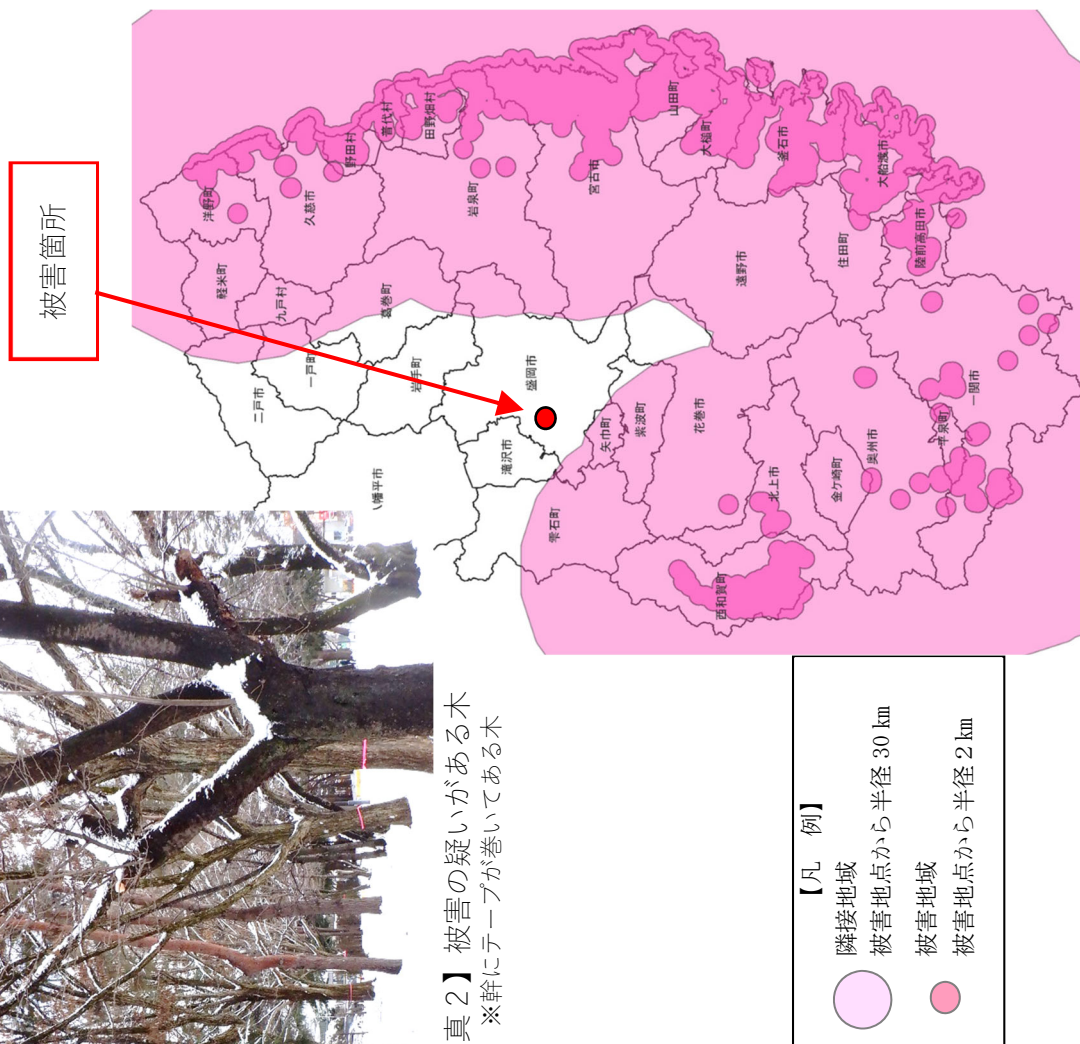
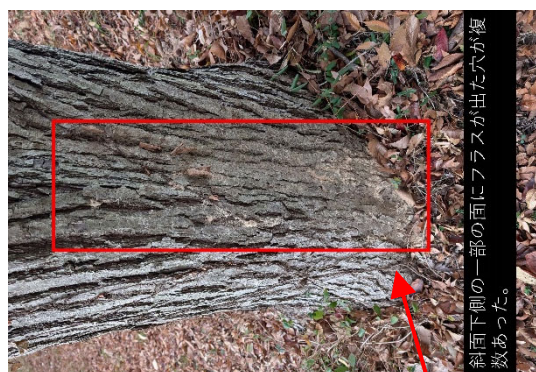
【図1】被害箇所位置図



【写真2】被害の疑いがある木
※幹にテープが巻いてある木



【写真1】ナラ枯れ被害木



【図2】ナラ枯れ被害発生箇所の位置図 (令和6年10月末時点)

参考資料目次

- | | |
|---|-----------|
| 1 岩手県森林審議会松くい虫対策部会運営規定 | 【参考資料 1】 |
| 2 岩手県森林審議会松くい虫対策部会及び岩手県森林病虫害被害対策推進協議会の審議及び協議の対象項目 | 【参考資料 2】 |
| 3 松くい虫等防除のポイントについて | 【参考資料 3】 |
| 4 被害材の移動制限（岩手県告示第 180 号） | 【参考資料 4】 |
| 5 松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針 | 【参考資料 5】 |
| 6 ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン | 【参考資料 6】 |
| 7 森林病虫害等防除法 | 【参考資料 7】 |
| 8 森林病虫害等防除法施行令 | 【参考資料 8】 |
| 9 森林病虫害等防除法施行規則 | 【参考資料 9】 |
| 10 対策対象松林の区域設定の考え方 | 【参考資料 10】 |

岩手県森林審議会松くい虫対策部会運営規程

(平成12年 3 月31日付け緑第1215号)

(平成13年 7 月 5 日付け緑第 443号)

(平成15年 2 月24日付け緑第1147号)

(平成18年12月21日付け森整第882号)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県森林審議会運営規程（昭和26年10月26日制定）第5条の規定に基づき、松くい虫対策部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、森林審議会所掌事務のうち、次のものを分掌する。

- (1) 森林病虫害等防除法（以下「法」という。）（昭和25年法律第53号）第7条の3に基づき岩手県知事（以下「知事」という。）が行う岩手県防除実施基準の制定又は変更に関すること。
- (2) 法第7条の5に基づき知事が行う高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関すること。
- (3) 法第7条の6に基づき知事が行う樹種転換促進指針の制定又は変更に関すること。
- (4) 法第7条の9に基づき知事が行う地区防除指針の制定及び変更に関すること。
- (5) その他森林病虫害等の防除において、特に重要と認められる事項に関すること。

(会議)

第3条 部会は、岩手県森林審議会会長が招集する。

- 2 部会長は会議の議長を務める。
- 3 会議は、部会委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことが出来る。

(報告)

第5条 部会長は、部会における審議の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、岩手県農林水産部森林整備課において処理する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月5日から施行する。

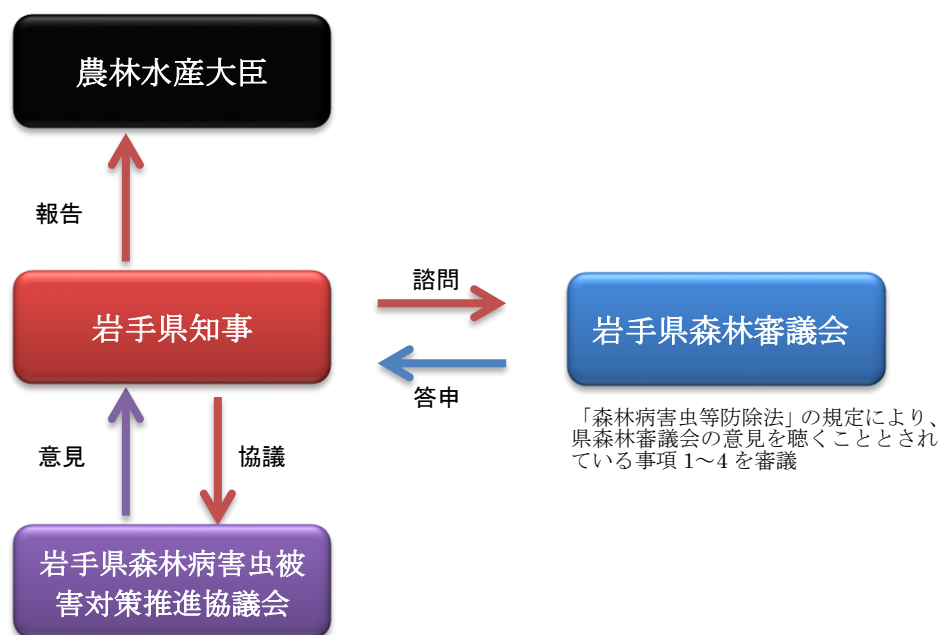
附 則

この規程は、平成15年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月21日から施行する。

岩手県森林審議会松くい虫対策部会及び岩手県森林病虫害被害対策推進協議会の審議及び協議の対象項目



H19.4.7 付け林野造第 105 号「松くい虫被害対策の実施について」の林野庁の通知により設置

審 議 及 び 協 議 事 項	審議会	協議会
1 「岩手県防除実施基準」の制定又は変更について 特別防除（航空機による薬剤散布）を実施する上で、生活環境、自然環境及び他産業（農業や養蜂等）への安全対策を図るために必要な対策について制定又は変更するもの。	○	○
2 「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林」の区域の指定又は変更について 保安林、災害の防止及び水源のかん養等の公益的機能が高く将来にわたって保全していくマツ林等について指定又は変更するもの。	○	○
3 「樹種転換促進指針」の制定又は変更について 樹種転換を促進するために必要な事項について制定又は変更するもの。	○	○
4 「地区防除指針」の制定又は変更について 市町村が策定する「地区実施計画」の地域指定や駆除方法の指針について制定又は変更するもの。	○	○
5 「松くい虫被害対策実施方針」について 県が松くい虫被害対策の具体的な防除方法や方針について毎年定めるもの	（報告）	○
6 「ナラ枯れ被害対策実施方針」について 県がナラ枯れ被害対策の具体的な防除方法や方針について毎年定めるもの	（報告）	○
7 その他森林病虫害等の防除において、特に重要と認められる事項	○	○

【関係法令等】

- ・「森林病虫害等防除法」第 7 条の 3 ・第 7 条の 5 ・第 7 条の 6 ・第 7 条の 9
- ・「岩手県森林審議会松くい虫対策部会運営規定」第 2 条

松くい虫等防除のポイントについて



月山神社のアカマツ林（奥州市前沢）



ミズナラ伐根からの萌芽更新（岩泉町）

岩手県農林水産部森林整備課

1 岩手県とアカマツ

岩手県は、アカマツが県全域に分布し、古くから赤松材の生産地として全国的に有名であり、「東山松」（とうざんまつ）、「御堂松」（みどうまつ）、「侍浜松」（さむらいはままつ）の地域品種が知られている。

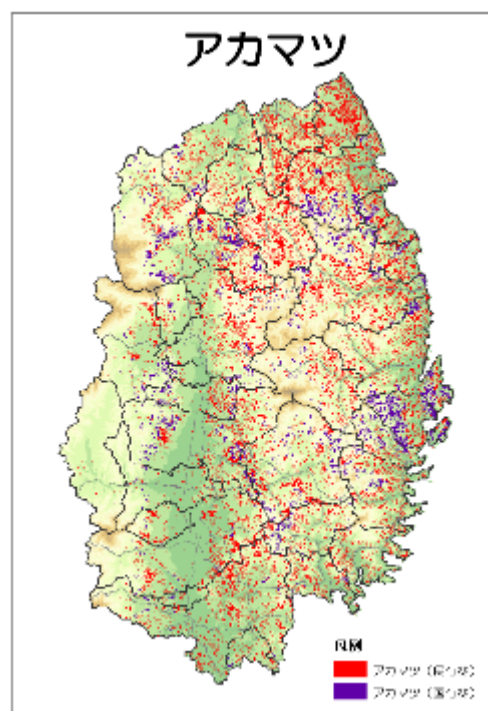
ちなみに、岩手県の、県の木は、「南部アカマツ」である。

アカマツは、建築材料や製紙原料などの木材資源のほか、全国的な生産量を誇るマツタケの生育地として、また、毛越寺や猊鼻溪、基石海岸等、文化財の景観を成す樹木として、重要な森林資源のひとつである。

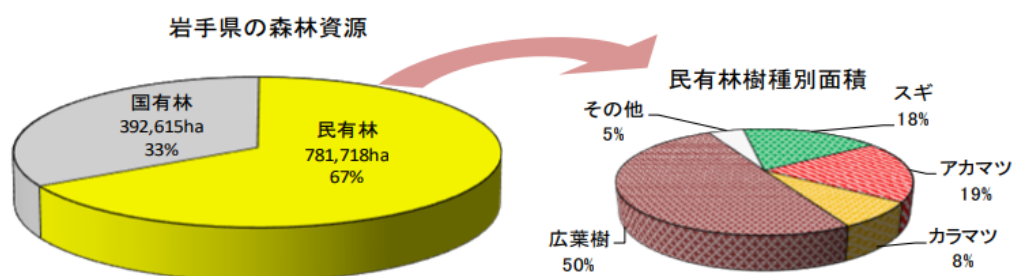
岩手県民有林の針葉樹の樹種別森林面積のうち、アカマツ林の面積は、147,204ha と最も多く、民有林森林面積の 19%を占め、他の都道府県に比べ、アカマツ林が非常に多い、特徴的な資源構成となっている。



岩手県の木「南部アカマツ」



岩手県におけるアカマツ林の分布



出典：令和6年度版いわての森林・林業概要

2 松くい虫とは

(1) 松くい虫被害の始まり

日本における「松くい虫被害」は、明治 38、39 年に長崎市で発生したものが最初の被害記録であると考えられている。

その後、数年間で福岡県、鹿児島県でも同様の被害が発生し、大正 3～4 年には本州（兵庫県）に拡大、昭和時代に入ると、山陽地方や北九州のパルプ工場、造船所、炭鉱などの貯木場周辺で被害が拡大し、戦後は、西日本から東海・関東・東北にまで被害が及んだ。

(2) 松くい虫被害の病原体と媒介昆虫

昭和 40 年代まで、マツが集団的に枯れる原因は解明されておらず、枯れたマツに多数のゾウムシ類、キクイムシ類、カミキリ類の寄生が見られることから、これらの中に原因となる生物がいて考え、「松くい虫」と総称した。

昭和 43 年、農林省林業試験場（現森林総合研究所）の徳重氏、清原氏の 2 人は**病原体が「マツノザイセンチュウ」**であることを発見した。

その後、「マツノマダラカミキリ」が**病原体の媒介昆虫（運び屋）**であることが分かり、様々な防除方法が開発された。

(3) マツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリ

マツノマダラカミキリは、元々日本に生息している在来種で、枯死した松に寄生していることが知られていた。

マツノザイセンチュウは発見後の研究によって、北アメリカ大陸に生息していることが明らかとなり、明治後期に貿易船等によって日本に持ち込まれたのではないかと考えられている。

在来のマツノマダラカミキリと、北アメリカ大陸から侵入したマツノザイセンチュウが結び付き、松くい虫被害が爆発的に拡大することとなった。

(4) 「松くい虫」とは

国は、森林病虫害のまん延を防止し、森林の保全を図ることを目的に「森林病虫害等防除法」を制定しているが、その中で、「松の枯死の原因となる線虫類」を運ぶ昆虫を「松くい虫」とし、「マツノマダラカミキリ」を防除の対象としている。

なお、**正式な病名は、「マツ材線虫病」**である。

(5) 松くい虫被害で枯れる樹木

松くい虫被害は、マツの仲間（マツ属）の伝染病であり、高山性のマツを除き、日本のマツ属（クロマツ、アカマツ、ゴヨウマツ（ヒメコマツ）、チョウセンゴヨウ、リュウキュウマツ）のほとんどが発病し、被害に遭う。

3 岩手県の松くい虫被害

岩手県で初めて被害が発見されたのは昭和 54 年で、宮城県に近接した一関市（旧市町村区分、以下同じ）、花泉町、藤沢町、室根村から葛巻町、岩手町、西根町、松尾村の県北部の市町村に至る国道 4 号線沿いの 30 市町村で被害が確認された。（被害量は 447 m³）

県中北部ではマツノマダラカミキリの生息が確認されていなかったことから、これら県中北部の被害は、被害材の移動が原因となって発生したと考えられている。

この時の被害は、徹底的に駆除が行われ、昭和 56 年には一関市、花泉町、平泉町、川崎村の 4 市町村（被害量 114 m³）に縮小した。

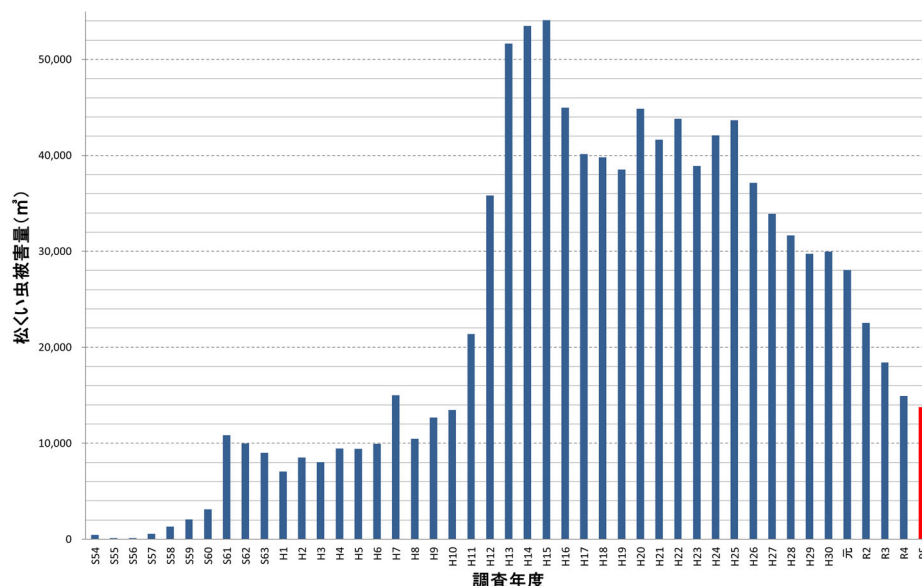
しかし、昭和 58 年から再び増加に転じ、昭和 61 年には急激な被害拡大をみて、17 市町村で被害が発生、被害量も 1 万 m³を突破した。

平成 10 年頃までは 1 万 m³前後の被害量で推移したが、高温少雨の夏が続いたなどの理由により平成 11 年から被害が急増、平成 15 年には 5 万 4 千 m³と最大の被害を記録した。平成 19 年度までは被害が減少したが、平成 20 年度は再び 44,866 m³と大幅に増加し、その後は約 4 万 m³前後の被害量で推移。

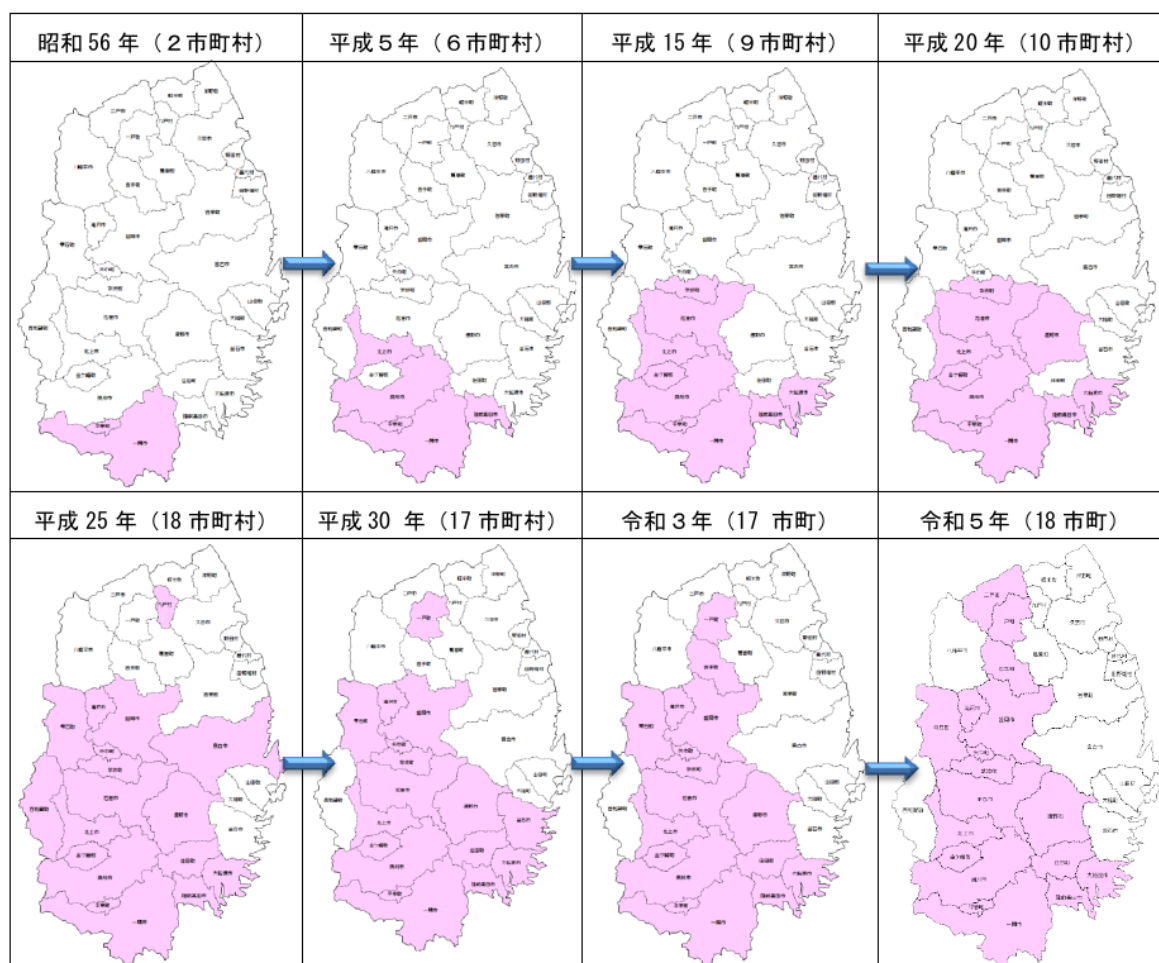
平成 26 年度以降は 4 万 m³を下回り、平成 29 年度以降は 3 万 m³を下回り、令和 5 年度は 13,751 m³となり減少傾向にある。

一方、被害地域については、平成 21 年度に盛岡市で初の被害が確認され、以降平成 28 年度までに矢巾町、遠野市（旧遠野市）、住田町、滝沢市など拡大傾向にあり、被害地域の周辺でも、雫石町、西和賀町、岩手町、八幡平市などで断続的に被害が確認され、平成 29 年度には、一戸町でも初めての被害が確認され、現在も被害が継続している。

なお、単木的な飛び込み被害は、平成 22 年度に釜石市、平成 25 年度に九戸村、宮古市、平成 27 年度に宮古市、平成 30 年度に釜石市で発生しており、早期発見、早期駆除が重要である。



岩手県の松くい虫被害の推移



※市町村は令和 6 年度現在の区分によるもの

●松くい虫被害木とは

1. 松くい虫により枯死したもの
2. 松くい虫により変容が生じたと見込まれるもの
松くい虫による枯死木周辺で見られる針葉が変色した生立木
3. 松くい虫潜在被害木
上記 1 または 2 の周辺で行われた松のヤニ打ち調査で滲出異常が認められた生立木

4 マツノマダラカミキリとマツノザイセンチュウ

(1) マツノマダラカミキリ *Monochamus alternatus* (写真-1)

成虫の体長 18～28mm のカミキリムシ科の昆虫。

岩手県では6月下旬頃に成虫が出現し、マツの若枝の樹皮を後食（こうしょく）によりマツノザイセンチュウを媒介する。

雌成虫は、枯れて間もないマツの樹幹や枝（2 cm 以上）に産卵し、孵化した幼虫は内樹皮を摂食して成長し、幼虫のまま越冬する。

マツノザイセンチュウが北米原産の外来種であるのに対し、マツノマダラカミキリは、元来日本に生息していた在来種である。

(2) マツノザイセンチュウ *Bursaphelenchus xylophilus* (写真-2)

体長約 1 mm の線虫（線形動物）の仲間。

北米原産の外来種で、日本には明治後期に侵入したと考えられている。

日本のマツにマツノザイセンチュウが侵入すると、防御反応が活性化し、通水組織等、自らの組織を破壊し、通水阻害が発生したマツは枯死する。

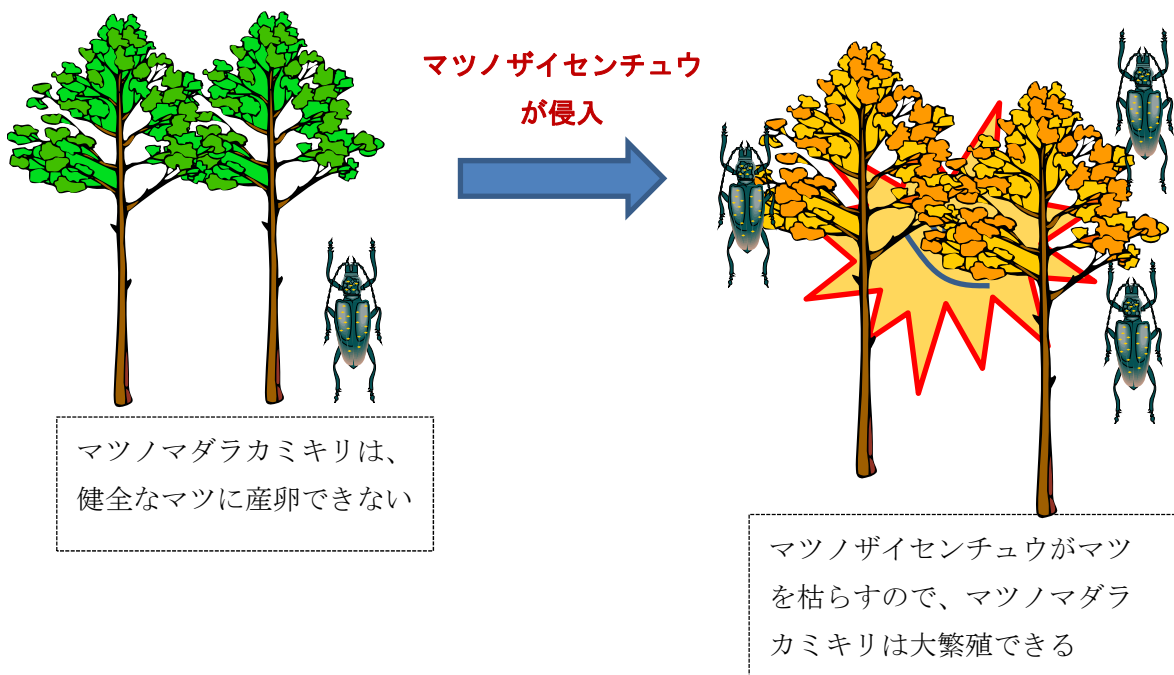
近縁種に日本在来のニセマツノザイセンチュウがいるが、同種にマツを枯らす毒性はほとんどない。



【写真-1】 マツノマダラカミキリ

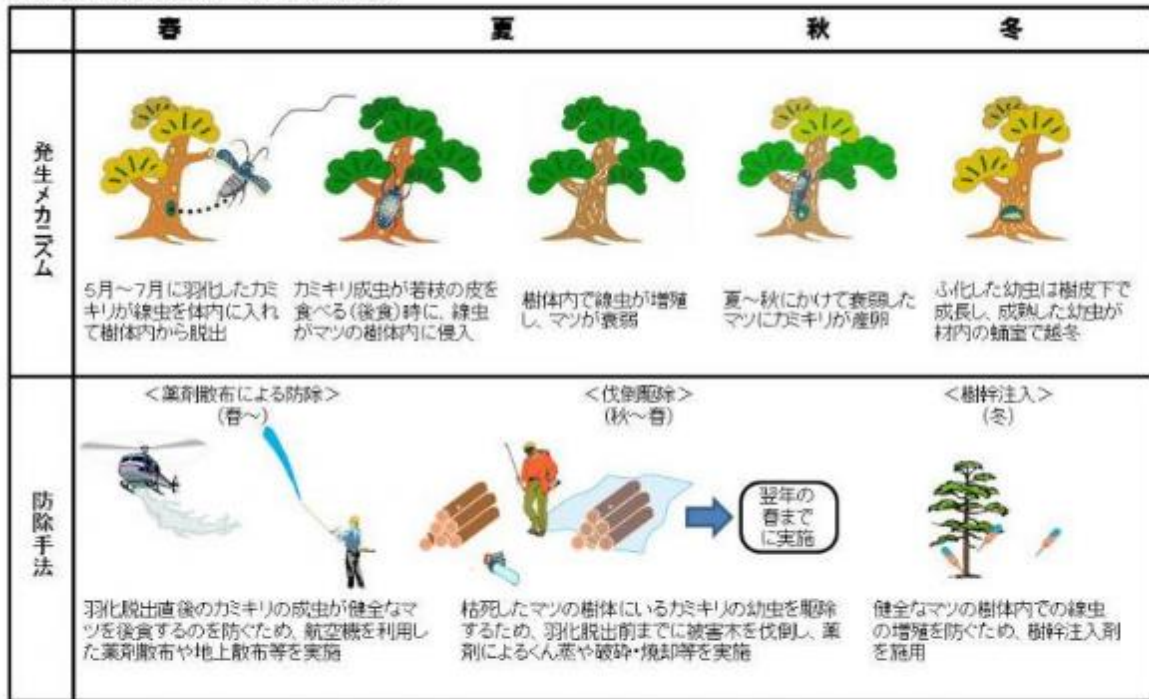


【写真-2】 マツノザイセンチュウ



5 松くい虫（マツ材線虫病）被害のしくみ

松くい虫の被害発生メカニズムと防除手法



注1)発生メカニズムについて、被害の発生時期などは地域の気候等によって異なるため、おおよその季節を記載している。

注2)「カミキリ」とは「マツノマダラカミキリ」を、「線虫」とは「マツノザイセンチュウ」のことをそれぞれ指す。

松くい虫被害の感染メカニズム

- 6～7月にかけ、マツノマダラカミキリの成虫が、体内に多数のマツノザイセンチュウを保持（平均1,000頭から数千頭）し、羽化脱出する。
※ 岩手県では、初発が6月20日前後、羽化脱出のピークは、7月15日前後となる。
■ 駆除作業は、羽化脱出が始まる前に完了する必要がある。
- 羽化脱出したマツノマダラカミキリの成虫は、健全なマツの小枝の皮を食べる。（「後食：こうしょく」という）マツノマダラカミキリ体内から這い出したマツノザイセンチュウは、後食によるマツの皮の傷口からマツに侵入する。
■ マツノザイセンチュウの「感染」はマツノマダラカミキリの後食によって発生する。
- マツに侵入したマツノザイセンチュウは、樹脂道等を通してマツの内部を移動・増殖し、それに伴ってマツの通水組織に生理的異常が発生、マツは、根からの水を吸えず、やがて枯死する。
- 後食によって性成熟したマツノマダラカミキリは、衰弱したマツを産卵対象※として探し、産卵する。
■ 枯死後1年を経過したような古い枯死木には産卵しない。
- 産卵された卵は1週間程度で孵化し、内樹皮を食べ成長する。
- 成長した幼虫は材内に部屋（蛹室：ようしつ）を作り、幼虫のまま越冬する。
- 春以降、幼虫は蛹となり、6月上中旬に脱皮する。脱皮した成虫は10日程、蛹室に留まる。この時、マツノザイセンチュウは蛹室に集まっていて、マツノマダラカミキリの脱皮後、体内に侵入する。

※マツノマダラカミキリの産卵対象として嗜好されるマツ

(1) 衰弱したマツ

- ・雪害による幹折れ等により衰弱したマツ
- ・被圧により衰弱したマツ
- ・マツカレハの食害により衰弱したマツ

(2) 伐採直後のマツ

- ・被害地で夏に伐採されたマツ
- ・6～9月に除伐されて林内に集積されたマツ

(3) 樹皮の薄いマツ

- ・梢端部、枝などに好んで産卵



6 年越し枯れ

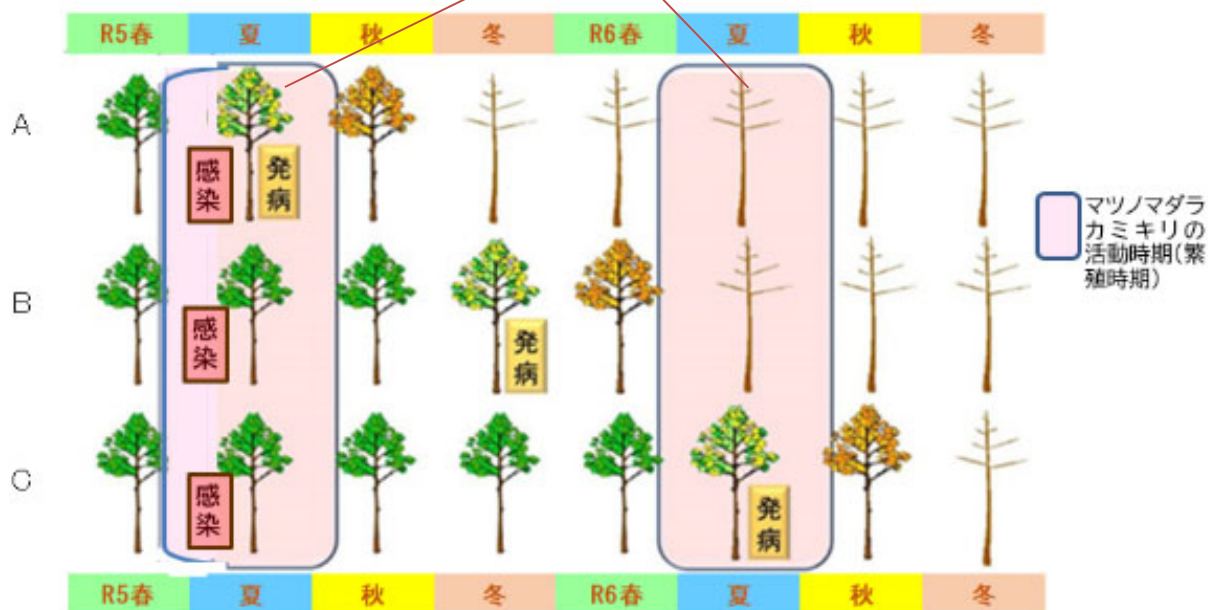
西日本のように温暖な地域では、マツ材線虫病の発病は、感染した年の夏から秋にかけて起こるが、東北地方及び高標高地のような寒冷な地域では、病兆の進展が遅れ、発病が翌年以降に持ち越されることが少なくない。この現象を、「年越し枯れ」と呼ぶ。

岩手県では、年越し枯れが被害木の40%以上に及ぶと考えられており、6月及び10月頃に発病のピークがあるものの、被害地域では1年を通じて枯死木が発生する。

駆除を行ったにもかかわらず、その後被害が発生するのは「年越し枯れ」が原因であることが多い。

なお、年越し枯れであっても、発病時期がマツノマダラカミキリの活動時期に重なれば、産卵対象となり、翌年以降の感染源となる。

マツノマダラカミキリの活動期に発病したマツは産卵対象（感染源）となる！



年越し枯れのイメージ

7 防除方法

(1) 潜在被害木の探索と枯死判定

被害の軽減、終息を図るには、見かけ上は枯れていないが、感染し枯死している潜在被害木を含めた枯死木を漏れなく探し出す必要がある。

枯死木の判定は、外観の観察やヤニの滲出等により行う。

ヤニの滲出については、ヤニ打ち調査で確認する。

調査は、当年や前年の枯死木周辺のマツを対象に、皮ポンチ（6～10 mm）と木づち又は金づちを用いて幹に穴を開け、樹脂の滲出程度により健全か異常かを判断する。

寒冷期には健全木でもヤニが出にくくなり、正確な判断ができない場合があるので、ヤニ打ち調査は5～10月の期間に行う。



(2) 予防

① 薬剤散布（写真－3）

あらかじめ、マツの樹冠に農薬を散布し、感染を予防する方法。

農薬が散布されたマツに飛来したマツノマダラカミキリは、後食（枝の摂食）や歩行移動の際に枝等に付着した農薬に接触し死亡する。

散布時期は、岩手県では、マツノマダラカミキリの羽化脱出の直前となる6月中旬に1回目の散布を行い、1か月後の7月中旬に2回目の散布を行う。（農薬の有効成分の残効期間によっては1回散布が可能な場合もある）

動力噴霧器による地上からの散布と、ヘリコプター等による空中から散布によって行われるが、散布に際しては、周辺の農作物や住宅等への農薬の飛散、養蜂への影響に十分配慮して行う必要がある。

② 樹幹注入（写真－4）

樹体内でのマツノザイセンチュウの移動・増殖防止を目的とする薬剤を、樹木全体に浸透させることにより発病を防ぐ方法。同方法は病原体であるマツノザイセンチュウの侵入直後の増殖を防ぐものであり、既に・発病したマツを治癒する効果は無い。

また、多くは、樹幹に穴を開け、専用容器により注入するため、マツヤニの滲出が盛んな春から秋にかけては、容器のノズルにマツヤニが詰まり、施工が困難となることから、マツヤニの滲出が低下する冬期（岩手県では12月から3月）に行うことが望ましい。

なお、樹幹注入の施工に適した時間帯は、日の出から午前11時頃までである。



【写真－３】動力噴霧器による農薬散布



【写真－４】樹幹注入処理

(3) 駆除

松くい虫被害の駆除対象は、病原体（マツノザイセンチュウ）を運ぶマツノマダラカミキリである。（病原体のマツノザイセンチュウは自ら樹体の外へ移動できない）

いずれの駆除方法においてもマツノマダラカミキリが羽化脱出する前（岩手県では6月20日以前）に処理する必要がある。

また、マツノマダラカミキリは直径2 cm 程度の枝にも寄生することから、直径2 cm 以上の枝条も漏れなく駆除処理する必要がある。

① 伐倒くん蒸（写真－５）

伐倒後、1 m 前後に玉切った丸太と直径2 cm 以上の枝条を積み重ね、全体をビニールシート等で被覆し、くん蒸剤により材内に寄生する内部のマツノマダラカミキリを殺虫する方法。

ガス化したくん蒸剤により殺虫するため、ビニールシート等の裾を土で埋め、密閉した状態を2週間程度保つ必要がある。



【写真－５】伐倒くん蒸処理

② 伐倒焼却

伐倒後、丸太と直径2 cm以上の枝条を林外に搬出・焼却し、材内に寄生するマツノマダラカミキリを殺虫する方法。

岩手県では、たき火等により土壌が高温になると、マツが枯死する「つちくらげ病」が発生する危険性が高いので、マツ周辺での焼却を行わないこと。

③ 運搬破碎

マツノマダラカミキリが寄生する丸太と直径2 cm以上の枝条を木材チップパーにより破碎し、マツノマダラカミキリを殺虫する方法で、チップの厚さ15mm以下になるよう破碎する。

破碎したチップは、発電用燃料等に利用することで、駆除と利用を両立している。

(4) 樹種転換

被害の終息が見込めない激害（枯死率5%以上／年）や、今後の防除が困難と判断された中害（枯死率1～5%／年）の松林では、マツを伐採し、植栽や天然更新により他樹種に転換することが重要である。

保全の必要な重要な松林の周辺では、樹種転換によって将来感染源となる可能性のある松林を他樹種に転換し、感染の危険性を軽減することができる。

8 松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツを造成するため、本指針に基づき、アカマツ健全木の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採実施の指針を定めたもの。

マツノマダラカミキリの活動期間である6～9月に伐採を行うと、マツノマダラカミキリを誘引し、繁殖源、感染源となることから、この時期の伐採を避けるなど、伐採時期や丸太・残材・枝条の処理方法について定めている。

9 松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン

松くい虫被害地域において、松くい虫駆除を目的として、松くい虫の被害木等を、岩手県松くい虫被害木破碎等処理工場において、チップ、合板用単板及び製材に利用する場合のルールを定めたもの。

岩手県松くい虫被害木破碎処理認定工場において、ガイドラインの基準を満たす破碎、切削、熱処理及び焼却する処理を駆除として位置づけている。

10 防除の基本的な考え方

マツ林で松くい虫被害が発生した場合、翌年発生するマツノマダラカミキリの93%以上を駆除しなければ、マツノマダラカミキリの密度は低下しない。

被害の発生したマツ林で、駆除事業を実施する場合、発見漏れも考慮すると、マツノマダラカミキリが寄生するほぼ全ての枯死木を駆除しなければ、効果を望めない。

松くい虫の防除に当っては次の点に留意し、効果的な防除事業の実施に努める。

(1) 「守るべき松林」(防除の目標)を設定する

- ① 未被害地域への被害拡大の防止
- ② 風致上、文化的に重要な松林の保全
- ③ 砂防等、機能的に重要な松林の保全
- ④ 緑化木、庭木等の単木の保全

(2) 守るべき松林と周辺の被害状況を把握する

- ① マツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリの分布（県調査データ）
- ② 守るべき松林の被害状況（微害～中害～激害）
- ③ 周辺の松林の被害状況（微害～中害～激害）

被害状況（本数被害率／年） 微害：1%未満 中害：1～5% 激害：5%以上

(3) 被害状況に応じた防除方法を選択する

- ① 微害
全ての枯死木の駆除、農薬散布
- ② 中害
全ての枯死木の駆除、農薬散布、樹種転換
- ③ 激害
樹種転換



(4) 被害先端地域とまん延地域で行う松くい虫防除の対処方法

被害先端地域では、被害の北上を阻止し、被害地域を縮小させるため、監視活動を強化し、被害木の早期発見と徹底した駆除が重要である。

被害まん延地域では、公益性の高い守るべき松林については、薬剤散布や樹幹注入などにより被害を予防し、それ以外の松林は、積極的に伐採利用し、樹種転換を促進することが重要である。

11 ナラ枯れとは

(1) 概要

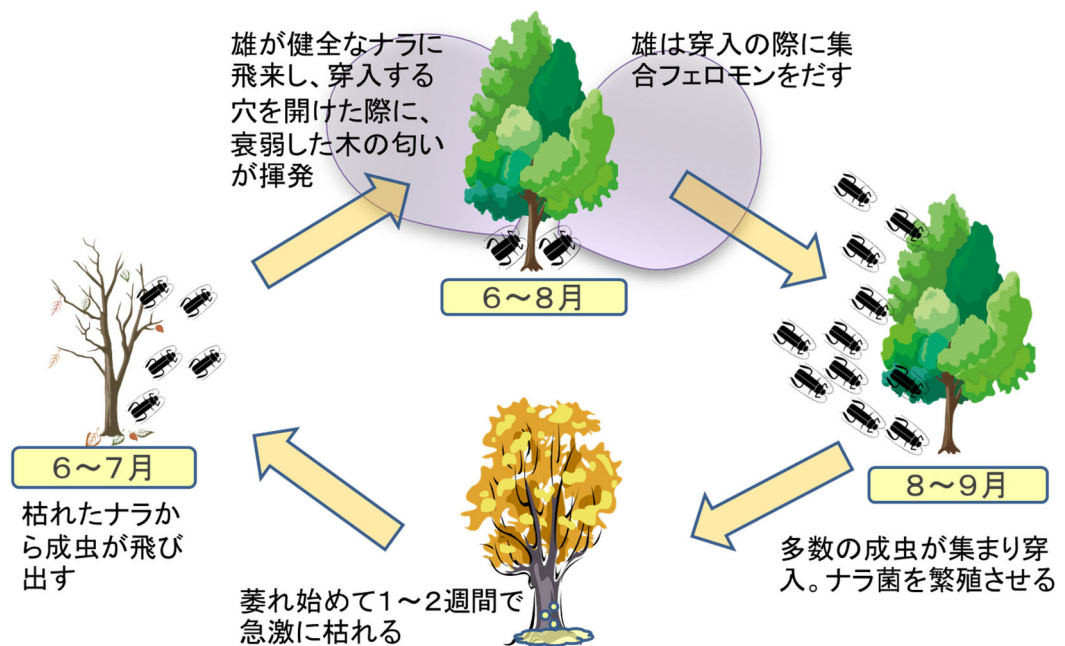
- ・ 正式名称は(ブナ科樹木萎凋 (いちょう) 病)。
- ・ 7月下旬から枯死が始まり、9月上旬までにほぼ枯死が終了する。
- ・ 被害を受けやすいのはミズナラ>>カシワ>コナラ>クリで、特にミズナラが弱い
- ・ 被害を受けた木はカシノナガキクイムシが穿入し、ナラ菌が繁殖する。
- ・ 大径木ほど被害を受けやすい
- ・ 枯死木の葉は褐色のまま残り、根元にはフラスが散乱

(2) 被害発生の仕組み

6月～7月：枯れたナラからカシノナガキクイムシの成虫が飛び出す

6月～8月：雄が健全なナラに飛来し、穿入する穴を開けた際に、衰弱した木の匂いが揮発する。雄は穿入の際に集合フェロモンをだす。

8月～9月：多数の成虫が集まり穿入。ナラ菌を繁殖させる。萎れ始めて1～2週間で急激に枯れる。雌雄で木の内部に孔道を掘り、複雑に掘られた孔道内で繁殖する。生まれた幼虫は、成虫と共同で孔道の掘削等行う。

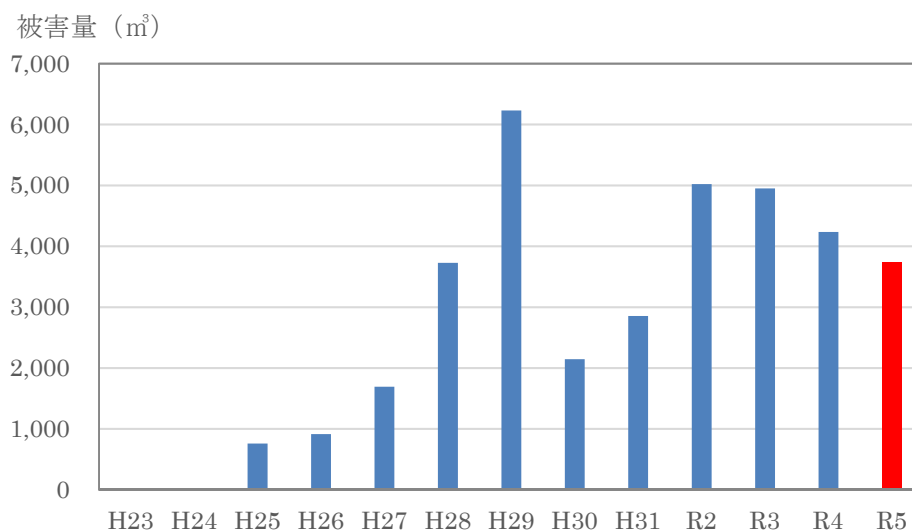


(3) カシノナガキクイムシについて

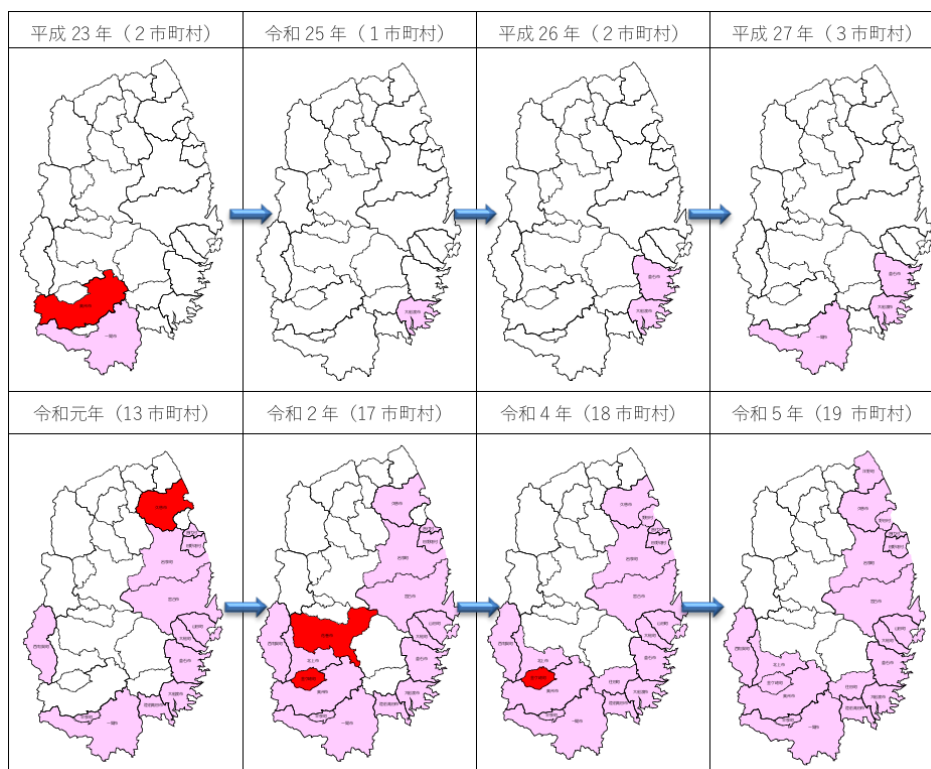
- ・ 体長 4.5mm～5.0mm
- ・ 1つの孔道（1つがい）で数百頭の次世代成虫を繁殖。
- ・ 被害木 1 m³あたり平均 3～5 万頭。
- ・ 繁殖の成功率は、穿入した木が枯死した方が高い、また、木のサイズが大きいほど高い。

12 岩手県におけるナラ枯れ被害

- ・ 平成 22 年に岩手県で被害が確認（令和 4 年度現在 41 都府県で被害）
- ・ 令和 5 年度の県内民有林のナラ枯れ被害量は 3,731 m³となり、前年度から 12%減少。
- ・ 被害区域は沿岸地域を中心に拡大傾向となっており、令和 5 年度は洋野町と金ケ崎町の民有林で初めてナラ枯れ被害が確認された。
- ・ 令和 5 年度の県内民有林の被害市町村は 19 市町村。

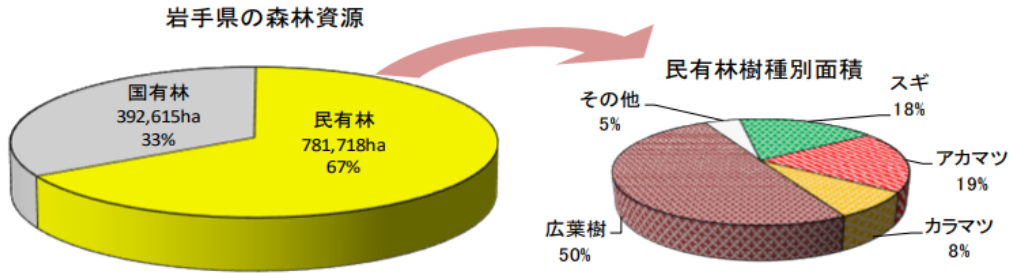


岩手県のナラ枯れ被害の推移（赤で示す市町村は国有林のみの被害）



13 ナラ枯れ対策の重要性

- ・ 本県の民有林面積の約半分は広葉樹で、シイタケ等の地域産業と深い関わりを持っており、北上高地や沿岸北部地域への被害拡大が懸念
- ・ 被害拡大距離は 30 km 前後で、駆除が被害の拡大に追いつかないことから、被害木を含めたナラ林の伐採及び利用を図る必要
- ・ 被害の拡大により、家具・フローリングなどの用材での利用価値の低下、倒木によるライフラインへの影響、枯死木による景観悪化などが懸念



出典：令和 6 年度版いわての森林・林業概要

14 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施

被害状況	防除対策	留意事項
【隣接地域】 前年又は当年の被害木から半径 2 km を超え、30 km 以内の範囲	・ 高齢なナラ林を中心に利用を促進し、ナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。	・ 最新の被害状況を現地の広域振興局林務担当部又は農林振興センター林務担当課に確認すること。
【被害地域】 前年又は当年の被害木から半径 2 km 以内の範囲	・ 微害地※ ¹ においては、全量駆除を基本とする。 ・ 中・激害地※ ² においては、森林の公益的な機能の回復を目的とした森林整備（伐採）を行う。 また、カシノナガキクイムシの生息密度を低下させる観点から、状況に応じて、誘引捕殺や駆除を行う。 ・ チップとしての利用が可能なナラ林については、被害木を含めて利用を図り、被害駆除とともにナラ枯れ被害に強い森づくりを推進する。	・ ナラ林の伐採にあたっては、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守すること。

※ 1 微害地：ha 当り、1 ～ 10 本程度の被害が発生した森林
 ※ 2 中・激害地：ha 当り、10 本程度以上の被害が発生した森林
 （ナラ枯れ被害対策マニュアル（H24. 3 一般社団法人日本森林技術協会）より抜粋）

岩手県告示第180号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる命令をしようとするので、その区域等を次のとおり公表する。

令和6年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 区域及び期間

ア 区域 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町及び気仙郡住田町

イ 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 森林病虫害等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

ア 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

イ 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

ウ 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木に薬剤を散布し、当該伐採木を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(4) 命令をしようとする理由 (1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、(3)に定める措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他

ア (3)に定める措置のうち、薬剤を散布する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ (3)に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、別に定める実施届により(3)に定める樹木、伐採跡地又は伐採木の所在する区域を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）にその旨を届け出なければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ (3)に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行った後速やかに、別に定める申請書を局長に提出するものとし、その提出があったときは、局長は、当該申請者が(3)に定める措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

エ 局長は、(3)に定める樹木、伐採跡地又は伐採木を所有し、又は管理する者が、(1)イに定める期間内に(3)に定める措置を行わないとき、行ったが十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を自ら行うことができる。

オ 局長は、エの措置を行った場合において、その費用の額が、(3)に定める措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

2(1) 区域及び期間

ア 区域 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町及び気仙郡住田町

イ 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 森林病虫害等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容 (1)アに定める区域に存する松くい虫が付着している伐採木は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、松くい虫を駆除する目的で区域内を移動する場合は、この限りでない。

(4) 命令をしようとする理由 (1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、(3)に定める措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)
 (改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)
 (改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)
 (改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)
 (改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)
 (改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)
 (改正 令和5年2月 27 日森整第 745 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地 域 名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
そ の 他 の 地 域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域区分	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に林外に搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。 破砕は、チップパーにより行い、厚さ 15mm 以下とすること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよい。	最大径 20cm 以上のものは、1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよい。	1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
	2月 ～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
その他の地域		通常の施業でよい。	左に同じ。	左に同じ。	

4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m 以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m 未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m 以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

1 目的

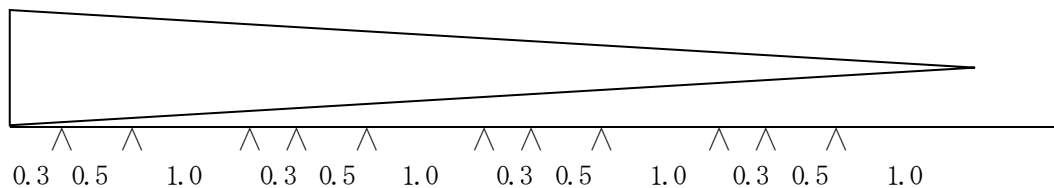
最近、アカマツの除間伐木や主伐残材あるいは、被害枯損木が松くい虫被害の増殖、感染源となっていることが明らかにされた。

このため、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2 調査方法

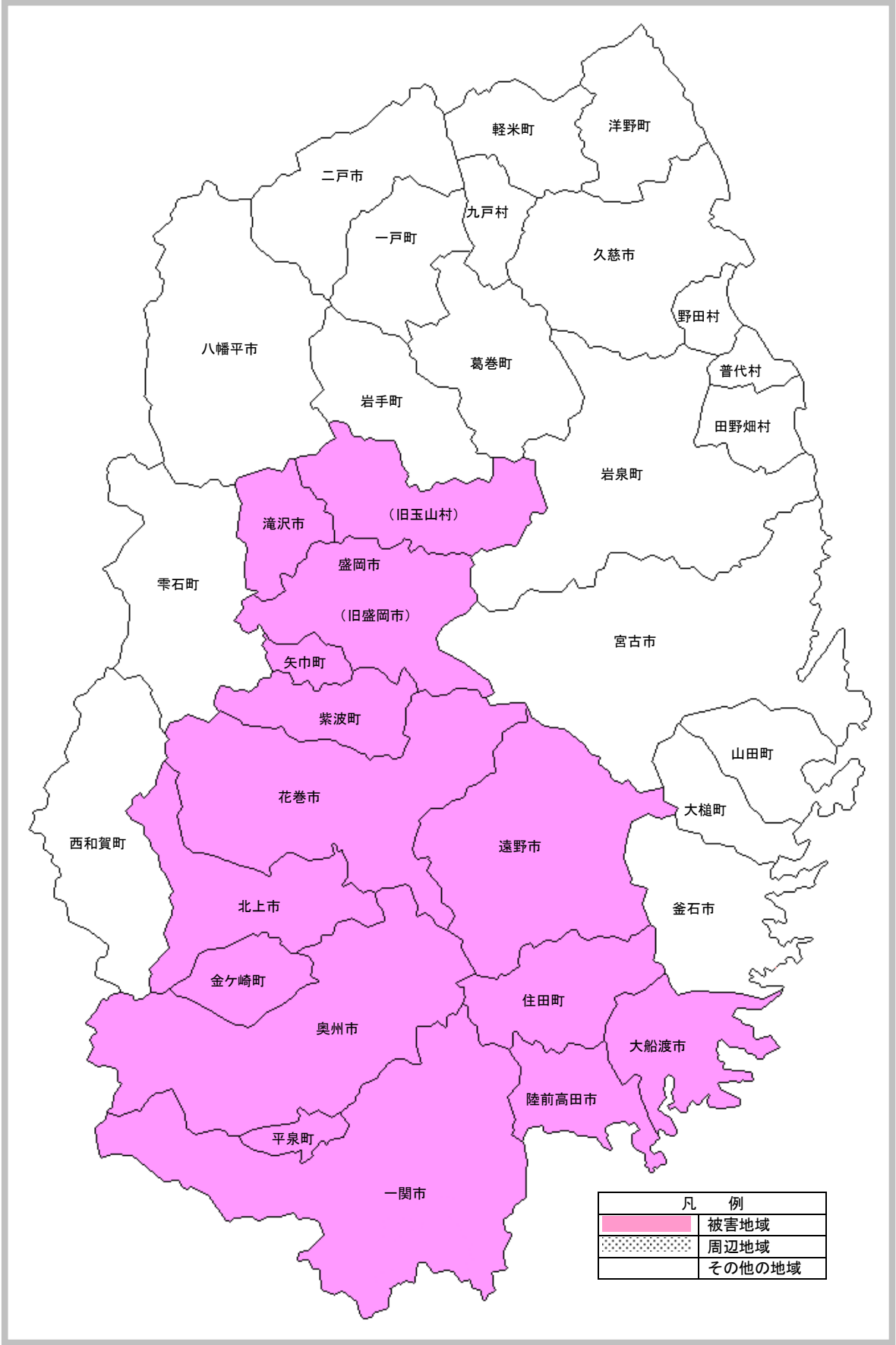
- (1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。
- (2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。
- (3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

地方振興局名						担 当 者 名										
林況・地況	所在地					事業区、林小班										
	樹 種		林 齢	年		平均胸高直径		cm	平均樹高	m						
	方 位		標 高	m		備 考										
調 査 結 果																
伐 倒 年 月 日	供試木の 胸高直径	1.0m 材				0.5m 材				0.3m 材						
		供試 本数	マツノマダラカミキリ 寄生密度本数				供試 本数	マツノマダラカミキリ 寄生密度本数				供試 本数	マツノマダラカミキリ 寄生密度本数			
年 月 日	胸高直径	本数	0	+	++	+++	本数	0	+	++	+++	本数	0	+	++	+++
年 月 日	No.1 No.2 計															
年 月 日	No.1 No.2 計															
年 月 日	No.1 No.2 計															
0 寄生なし + 1 匹 ++ 2～5匹 +++ 6匹以上		注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。 2 カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。 (林業技術センターで飼育して判定する) 3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)														
		供試丸太1本当たり の幼虫、あるいは材 入孔数														

松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施指針付属図



令和7年2月3日改訂

ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

ー岩手県農林水産部森林整備課ー

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、積極的にナラ類を伐採利用しましょう！

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要です。このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採する際の時期と被害材の移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

補足 1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性があります。

補足 1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方所在先の振興局等に対して情報提供し、巡視活動の参考**とします。

【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破砕（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

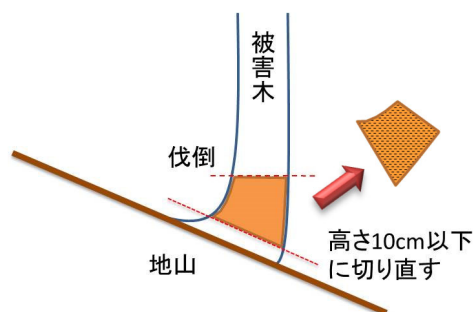
補足 2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課**にご相談下さい。

- 3 ^{しお}葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。

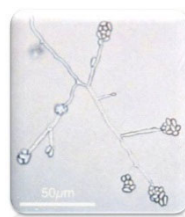


【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」（病原菌）によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ
右：メス 左：オス
体長は5mm程度



ナラ菌
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

【被害の特徴は？】



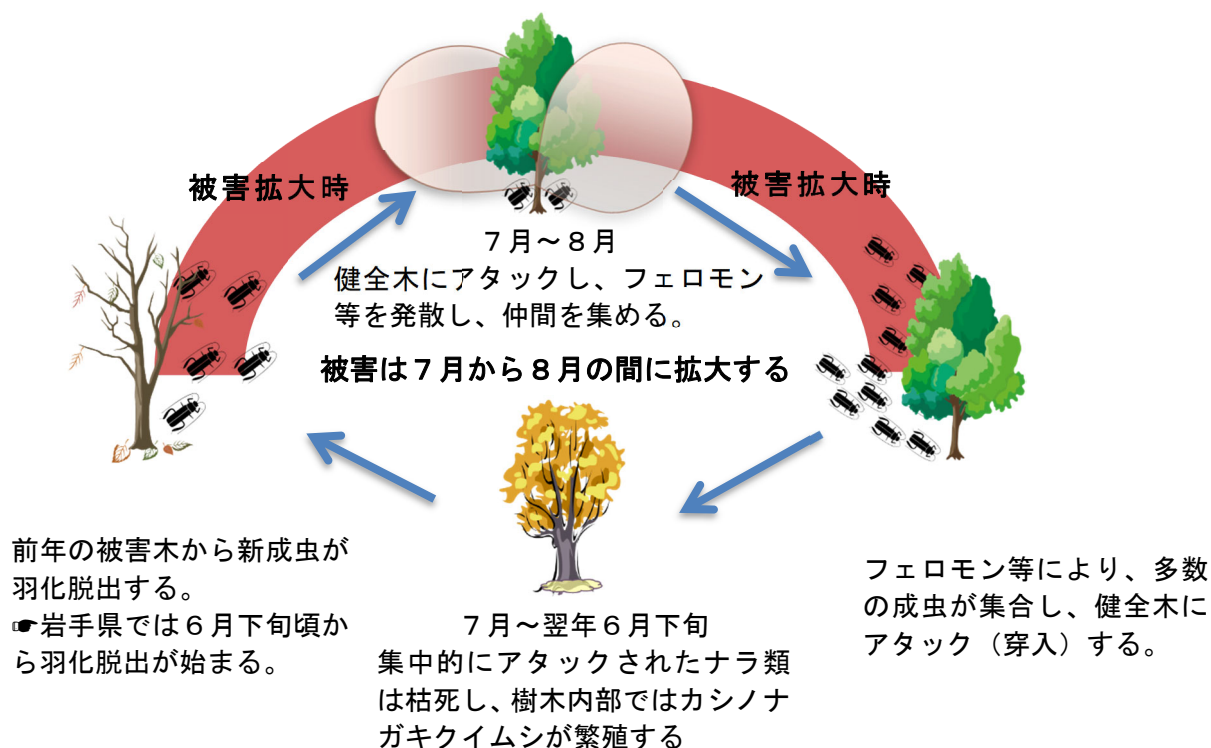
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：

(Tel — —)

住所：

氏名又は名称：

(Tel — —)

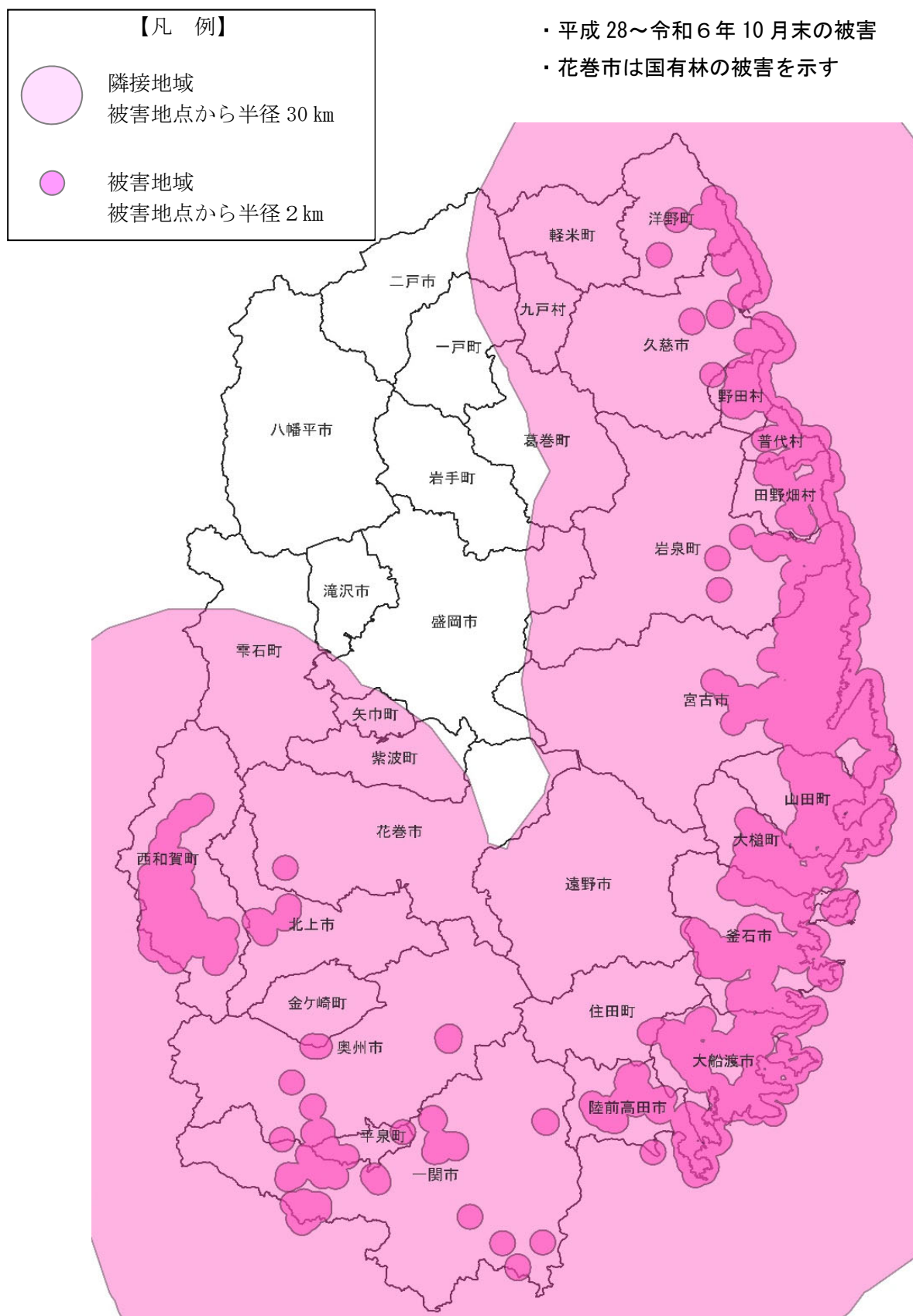
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 年 6 月 20 日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。
適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れがありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破砕（チップ化）又は焼却（炭化を含む）してください。

【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。（ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。）
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。（受領した通知書は巡視活動の参考とします。）

ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



この区域図は令和6年10月末現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

広域振興局・農林振興センター 一覧

窓 口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9914 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局林務部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3

森林病虫害等防除法
(昭和二十五年三月三十一日法律第五十三号)

最終改正:平成二十八年法律第四十四号) 改正

(目的)

第一条 この法律は、森林病虫害等を早期に、且つ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて森林の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「森林病虫害等」とは、樹木又は林業種苗に損害を与える次に掲げるものをいう。

- 一 松の枯死の原因となる線虫類（以下「線虫類」という。）を運ぶ松くい虫（以下「松くい虫」という。）
- 二 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類であつて、急激にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあるため、その駆除又はまん延の防止につき特別の措置を要するものとして政令で定めるもの（以下「特定せん孔虫」という。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、松毛虫その他の昆虫類、菌類、ウイルス及び獣類であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「伐採木等」とは、伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。
- 3 この法律において「特定森林」とは、特定樹種（松くい虫に係る場合にあつては松、特定せん孔虫に係る場合にあつては特定せん孔虫の種類ごとに政令で定める樹種をいう。以下同じ。）からなる森林をいう。
- 4 この法律において「高度公益機能森林」とは、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により保安林として指定された特定森林及びその他の公益的機能が高い特定森林であつて特定樹種以外の樹種からなる森林によつては当該機能を確保することが困難なものとして政令で定める特定森林をいう。
- 5 この法律において「被害拡大防止森林」とは、松くい虫又は特定せん孔虫（以下「松くい虫等」という。）の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類又は特定せん孔虫（以下「特定原因病虫害」という。）により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することとなると認められる特定森林（高度公益機能森林を除く。）をいう。

6 この法律において「特別伐倒駆除」とは、松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び破砕（農林水産省令で定める基準に従い行うものに限る。以下同じ。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。

7 この法律において「樹種転換」とは、特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するために行う特定原因病害虫により被害が発生している特定森林の特定樹種以外の樹種又は特定原因病害虫により枯死するおそれのない特定樹種からなる森林への転換をいう。

（駆除命令）

第三条 農林水産大臣は、森林病害虫等が異常にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、早期に、かつ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要な限度において、区域及び期間を定め、次に掲げる命令をすることができる。

- 一 森林病害虫等が付着している樹木を所有し、又は管理する者に対し、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに森林病害虫等及びその付着している枝条及び樹皮の焼却を命ずること。
- 二 森林病害虫等が付着し、又は付着するおそれがある根株の存する伐採跡地を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除又は当該根株のはく皮並びに森林病害虫等及びその付着している枝条及び樹皮の焼却を命ずること。
- 三 森林病害虫等が付着している樹木又は指定種苗（樹木の種子及び苗であつて農林水産大臣の指定するものをいい、その容器及び包装を含む。以下同じ。）を所有し、又は管理する者に対し、森林病害虫等並びにその付着している枝条又は指定種苗の焼却を命ずること。
- 四 森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木又は指定種苗を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除を命ずること。
- 五 森林病害虫等が付着している指定種苗又は伐採木等の移動を制限し、又は禁止すること。
- 六 森林病害虫等が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除又は当該伐採木等のはく皮若しくは森林病害虫等並びにその付着している枝条、樹皮及び包装の焼却を命ずること。

2 農林水産大臣は、松くい虫等が異常にまん延して森林資源たる特定森林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、前項の規定によるほか、早期に、かつ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要な限度において、区域及び期間を定め、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ずることができる。

- 3 農林水産大臣は、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、第一項第一号の規定による命令（松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び薬剤による防除に係るものに限る。）又は前項の規定による命令をするに際し、又は命令をした後において、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては早期に、かつ、徹底的に、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、その必要の限度において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、松くい虫等が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。）の伐倒及び薬剤による防除（以下「補完伐倒駆除」という。）を命ずることができる。
- 4 前三項の規定による命令で第八条の規定により損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内においてしなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による命令をしようとするときは、その二十日前までに、農林水産省令で定める手続に従い、次の事項を公表しなければならない。ただし、森林病害虫等の駆除又はそのまん延の防止のための措置を緊急に行う必要があるときは、この限りでない。
- 一 区域及び期間
 - 二 森林病害虫等の種類
 - 三 行うべき措置の内容
 - 四 命令をしようとする理由
 - 五 その他必要な事項
- 6 前項第一号の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、同項の規定による公表があつた日から二週間以内に、理由を記載した書面をもつて農林水産大臣に不服を申し出ることができる。
- 7 農林水産大臣は、前項の規定による不服の申出を受けたときは、当該申出をした者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による意見の聴取を行つた後、当該申出に対する決定をしなければならない。この場合において、意見の聴取に際しては、当該申出をした者又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。
- 8 農林水産大臣は、第五項ただし書の規定により公表をしないで第一項第一号から第四号まで若しくは第六号、第二項又は第三項の規定による命令をする場合には、その命令に係る措置の実施に必要な準備期間を考慮して、第一項、第二項又は第三項の期間を定めなければならない。

9 農林水産大臣は、第一から第三項までの規定による命令するには、その命令を受け
るべき者に対し、次に掲げる事項を記載した命令書を交付しなければならない。

一 第一項第一号から第四号まで若しくは第六号、第二項又は第三項の規定による命令
にあつては、次の事項

イ 第五項各号に掲げる事項

ロ その命令を受ける者が、次条第一項に規定する場合に該当することとなつたとした
場合には、同項の規定による措置をとることがある旨

ハ 次条第一項の規定による措置をとることにより同条第二項に規定する場合に該当
することとなつたとした場合には、同項の規定による費用の徴収をすることがある旨

二 第一項第五号に規定する命令にあつては、第五項各号に掲げる事項

10 農林水産大臣は、前項の規定による命令書の交付を受けるべき者の所在が知れな
いときその他当該命令書をその者に交付することができないときは、農林水産省令で
定める手続に従い、当該命令書の内容を公告してその交付に代えることができる。

11 第一項から第三項までの規定による命令については、行政手続法（平成五年法律
第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（駆除措置）

第四条 農林水産大臣は、前条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号、第二項又
は第三項の規定による命令をした場合において、森林、樹木、指定種苗又は伐採木等
の所有者又は管理者が指定された期間内に命ぜられた措置を行わないとき、行つても
十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことが
できる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の措置の全部又は一部を行なつた場合にお
いて、その費用の額が、同項の命令を受けた者が自らその措置の全部又は一部を行な
つたとした場合にその者が受けることとなるべき第八条第一項の規定による補償の
額をこえるときは、そのこえる部分の額に相当する額をその者から徴収することがで
きる。

3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十
三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（協力要請）

第四条の二 農林水産大臣は、第三条第一項から第三項まで又は前条第一項の規定によ
り森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置を行う場合において
必要があるときは、地方公共団体又は森林組合若しくは森林組合連合会に対し、当該

措置の実施に関し必要な業務の内容を記載した文書を交付して、その業務に協力することを要請することができる。

(都道府県知事の駆除命令等)

第五条 都道府県知事は、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、その必要の限度において、区域及び期間を定め、第三条第一項各号に掲げる命令をすることができる。

- 2 都道府県知事は、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、前項の規定によるほか、その必要の限度において、区域及び期間を定め、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、第一項の規定による命令（松くい虫等が付着している樹木の伐倒及び薬剤による防除に係るものに限る。）又は前項の規定による命令をするに際し、又は命令をした後において、特定原因病虫害により当該特定森林に発生している被害の状況からみて、これらの命令のみによつては松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、その必要の限度において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、補完伐倒駆除を命ずることができる。
- 4 前三項の場合には、第三条第五項から第十一項まで及び前二条の規定を準用する。
- 5 農林水産大臣は、森林病虫害等がまん延して高度公益機能森林その他の森林資源として重要な森林に損害を与えるおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項から第三項までの規定による命令に関し必要な指示をすることができる。

(通知)

第五条の二 農林水産大臣は、第三条第一項から第三項まで又は第四条第一項の規定により森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置を行つたときは、遅滞なくその旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域において森林病虫害等が発生してまん延するおそれがあると認めたとき、又は前条第一項から第三項まで若しくは同条第四項において準用する第四条第一項の規定により森林病虫害等の駆除若しくはそのまん延の防止のため必要な措置を行つたときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

(立入検査)

第六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該官吏又は森林害虫防除員に、森林その他樹木が生育している土地、苗畑又は船車若しくは貯木場、倉庫その他指定種苗若しくは伐採木等を蔵置する場所に立ち入らせ、樹木、指定種苗又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に限り、枝条、樹皮若しくは包装又は指定種苗を収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は収去をする当該官吏及び森林害虫防除員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指示権)

第七条 当該官吏又は森林害虫防除員は、前条第一項の規定による検査の結果、指定種苗に森林病虫害等が附着していると認めるときにあつては第三条第一項第三号、指定種苗が森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがあると認めるときにあつては同項第四号、伐採木等に森林病虫害等が附着し、又は附着するおそれがあると認めるときにあつては同項第六号に掲げる措置を行なうべき旨を、当該指定種苗又は伐採木等の所有者又は管理者に対し、左に掲げる事項を記載した文書を交付して指示することができる。

一 措置を行なうべき期間

二 森林病虫害等の種類

三 行なうべき措置の内容

四 その他必要な事項

- 2 前項の指示を受けた者が同項第一号の期間内にその指示に係る措置を行なわないとき、行なつても十分でないとき又は行なう見込みがないときは、当該官吏又は森林害虫防除員は、当該指定種苗又は伐採木等につき、自ら薬剤による防除、はく皮、焼却等の処分をすることができる。

(防除実施基準)

第七条の二 農林水産大臣は、薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準（以下「防除実施基準」という。）を定めなければならない。

- 2 防除実施基準においては、特別防除（森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除をいう。以下同じ。）を行うことの

できる森林に関する基準、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する基本的な事項を定めるものとする。

- 3 前項に規定する特別防除を行うことのできる森林に関する基準は、当該森林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、国内希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種をいう。）、天然記念物（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により指定された天然記念物をいう。）等の貴重な野生動植物の生存する森林その他の森林で特別防除を行うことが適当でないと認められるものが明確になるように定められなければならない。
- 4 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、林政審議会及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 5 農林水産大臣は、防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県防除実施基準）

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林（森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。以下同じ。）において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従つて、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準（以下「都道府県防除実施基準」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。

- 2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

(薬剤の安全かつ適正な使用等)

第七条の四 特別防除を行う者は、防除実施基準及び都道府県防除実施基準に従つて、自然環境及び生活環境の保全に配慮し、薬剤の安全かつ適正な使用を確保するとともに、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないように必要な措置を講ずるものとし、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるように努めるものとする。

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病虫害により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

- 2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 3 前項の場合において、当該高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域が他の都道府県の区域に隣接している場合その他の都道府県の区域を越えて第一項の被害が拡大するおそれがある場合として農林水産省令で定める場合に該当するときは、都道府県知事は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、第七条の三第四項の規定を準用する。ただし、前項の規定による同意を得た場合には、当該報告をすることを要しない。

(樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

- 2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(森林組合等に対する樹種転換に関する助言等)

第七条の七 都道府県知事は、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、樹種転換促進指針に即して、森林組合又は森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第九条第二号に掲げる森林整備法人をいう。）に対し、これらの者が行う樹種転換に関する規程の設定その他の樹種転換の促進に資する措置に関し必要な助言、指導及び勧告をすることができる。

(樹種転換を特に促進すべき特定森林の公表)

第七条の八 都道府県知事は、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、樹種転換促進指針に即して、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林につき、樹種転換を実施することを特に促進すべき特定森林を選定し、これを公表することができる。この場合において、都道府県知事は、当該特定森林を所有し、又は管理する者に対し、施業その他必要な事項に関し助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(地区防除指針)

第七条の九 都道府県知事は、第七条の五第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林と併せて松くい虫等の被害対策を行う必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林であつて次条第一項の地区実施計画の対象となるものにつき、当該特定森林を所有し、又は管理する者が行うべき松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置（以下「自主防除措置」という。）に関する指針（以下「地区防除指針」という。）を定めなければならない。

2 地区防除指針においては、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林であつて、その位置及び規模からみて、当該特定森林を所有し、又は管理する者が自主防除措置を的確に行わないとすれば、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大するおそれがあると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項（第七条の三第二項の規定により都道府県防除実施基準において定めることとされている事項及び第七条の六第二項の規定により樹種転換促進指針において定めることとされている事項を除く。）を定めるものとする。

3 地区防除指針については、第七条の六第三項及び第四項の規定を準用する。

(地区実施計画)

第七条の十 前条第二項の基準に適合する特定森林がその区域内にある市町村は、同条第三項において準用する第七条の六第四項の規定による通知を受けた場合において、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、地区防除指針（薬剤による防除に関する事項にあつては都道府県防除実施基準、樹種転換に関する事項にあつては樹種転換促進指針）に即して、その区域内にある当該基準

に適合する特定森林につき、自主防除措置の実施に関する計画（以下「地区実施計画」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。

- 2 地区実施計画においては、その対象となる特定森林の区域及び当該特定森林についての自主防除措置の実施に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その対象となる特定森林を所有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

（地区実施計画の遵守）

第七条の十一 地区実施計画の対象となる特定森林を所有し、又は管理する者は、地区実施計画に即して自主防除措置を実施するよう努めなければならない。

- 2 市町村長は、前項に規定する者が自主防除措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

（国の機関及び関係地方公共団体の連携）

第七条の十二 国有林（森林法第二条第三項に規定する国有林をいう。）である特定森林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、相互に連携を図り、松くい虫等の被害対策が調和を保ちつつ行われるよう努めなければならない。

（損失補償）

第八条 国又は都道府県は、第三条第一項から第三項まで若しくは第五条第一項から第三項までの規定による命令、第七条第一項の規定による指示又は同条第二項の規定により当該官吏若しくは森林害虫防除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

- 2 前項の規定による補償の額は、第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号、第二項若しくは第三項の命令又は第七条第一項の指示に係る場合にあっては、樹木の伐倒、破砕又は炭化の措置を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除、幹若しくは根株のはく皮又は樹木、枝条、樹皮、包装、指定種苗若しくは森林病虫害等の焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額とし、第三条第一項第五号の命令又は第七条第二項の処分に係る場合にあっては、その命令又は処分により通常生ずべき損失額に相当する金額とする。
- 3 第一項の補償を受けようとする者は、農林水産大臣又は都道府県知事に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない。

- 4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつたときは、遅滞なく補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。
- 5 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償金額の増額を請求することができる。
- 6 前項の訴えにおいては、国又は都道府県を被告とする。

(国庫補助)

第九条 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、この法律の規定により都道府県知事の行う森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助する。

(分担金)

第十条 都道府県は、第五条第一項から第三項まで若しくは同条第四項において準用する第四条第一項の規定により都道府県知事が行う森林病虫害等の駆除若しくはそのまん延の防止のため必要な措置又は第七条第二項の規定により森林害虫防除員の行う処分により利益を受ける森林、樹木、指定種苗又は伐採木等の所有者又は管理者から、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

(森林害虫防除員)

第十一条 この法律に規定する森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止の事務に従事させるため、都道府県知事は、職員のうちから、森林害虫防除員を命ずるものとする。

(森林組合等による調査のための立入り)

第十一条の二 森林組合若しくは森林組合連合会又は森林病虫害等の防除の促進を行うことを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「森林組合等」という。）は、都道府県知事の委託を受けて森林病虫害等の発生状況に関する調査を行うため必要があるときは、その必要の限度において、当該調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 前項の場合においては、森林組合等は、あらかじめその旨をその土地の占有者に通知しなければならない。
- 3 第一項の場合においては、同項の調査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 都道府県は、第一項の規定による立入りにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(通報義務)

第十二条 森林病虫害等が発生してまん延するおそれがあると認めた者は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は市町村長に通報しなければならない。

(罰則)

第十三条 農林水産大臣又は都道府県知事の第三条第一項第五号に掲げる命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 農林水産大臣又は都道府県知事の第三条第一項第六号に掲げる命令に違反した者

二 第七条第二項の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十五条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 農林水産大臣又は都道府県知事の第三条第一項第一号から第四号までに掲げる命令に違反した者

二 第三条第二項若しくは第三項又は第五条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反した者

三 第六条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 [抄]

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則 [昭和二十七年三月三十一日法律第二十六号] [抄]

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 [昭和三十七年五月十六日法律第百四十号] [抄]

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟でこの法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
- 8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則 〔昭和三十七年九月十五日法律第百六十一号〕 〔抄〕

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は、行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てを行うことができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 〔昭和四十二年七月三十一日法律第百一号〕

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第五条第一項の規定による命令に係る農林水産大臣又は都道府県知事の行なう駆除措置及び当該駆除措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした改正前の第七条第一項の規定による指示に係る当該官吏又は森林害虫防除員の行なう処分については、なお従前の例による。

附 則 〔昭和五十一年六月十一日法律第六十五号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 〔昭和五十三年七月五日法律第八十七号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六十四条の四第一項、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項、第二項及び第四項、第六十九条並びに第六十九条の二第二項の改正規定、第六十九条の三の次に一条を加える改正規定、第七十条第一項及び第三項の改正規定、同条を第七十一条とする改正規定並びに第七十二条を削り、第七十一条を第七十二条とする改正規定 昭和五十四年一月一日

二 第十八条の八、第二十二條第二項及び第二十二條の三第二項の改正規定、第七十八條第六号を削る改正規定、第八十條第一号及び第八十一條の改正規定、第八十二條第二項の表の改正規定（淡水区水産研究所の項を削る部分に限る。）、第八十三條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定並びに第八十七條の改正規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において、各規定につき、政令で定める日

三 第十八條第三項、第十八條の三第二項及び第二十一條第二項の改正規定 昭和五十五年三月三十一日までの間において、各規定につき、政令で定める日

附 則 〔昭和五十七年三月三十一日法律第二十一号〕〔抄〕
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成五年十一月十二日法律第八十九号〕〔抄〕
（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（森林病虫害等防除法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第百五十八條の規定の施行前に、同條の規定による改正前の森林病虫害等防除法第三条第三項（同法第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表がされた場合においては、当該公表に係る駆除命令の手続に関しては、第百五十八條の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 〔平成九年三月二十八日法律第十一号〕
(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(松くい虫被害対策特別措置法の失効に伴う経過措置)

第二条 松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）附則第二項の規定による失効前の同法（以下「旧特別措置法」という。）第四条第一項に規定する都道府県実施計画において定められている同条第二項第一号の二に掲げる高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の区域は、この法律による改正後の森林病虫害等防除法（以下「新防除法」という。）第七条の五第一項の規定により新防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫について指定された高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とみなす。

第三条 この法律の施行前に旧特別措置法第五条第一項の規定により都道府県知事が行った特別防除に係る国の補助及び分担金の徴収については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧特別措置法第九条の二第一項の規定により都道府県知事が行った緊急伐倒駆除に係る国の補助及び分担金の徴収については、なお従前の例による。

第四条 前二条に規定するもののほか、旧特別措置法の規定によりした特別伐倒駆除又は補完伐倒駆除に係る処分、手続その他の行為は、新防除法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 〔平成十一年七月十六日法律第八十七号〕〔抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(森林病虫害等防除法の一部改正に伴う経過措置)

第八十一条 施行日前に第二百五十一条の規定による改正前の森林病虫害等防除法（以下この条において「旧森林病虫害等防除法」という。）第三条第一項から第三項まで又は第四条第一項の規定により農林水産大臣が森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置を行った場合については、第二百五十一条の規定による改正後の森林病虫害等防除法（以下この条において「新森林病虫害等防除法」という。）第五条の二第一項の規定は、適用しない。

- 2 施行日前に旧森林病虫害等防除法第五条第一項から第三項まで又は同条第四項において準用する旧森林病虫害等防除法第四条第一項の規定により都道府県知事が森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置を行った場合については、新森林病虫害等防除法第五条の二第二項の規定は、適用しない。
- 3 施行日前に旧森林病虫害等防除法第七条の五第二項において準用する旧森林病虫害等防除法第七条の三第三項の規定による協議が調った高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更は、新森林病虫害等防除法第七条の五第二項の規定による同意を得た高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更とみなす。

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ

ればならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 〔平成十一年十二月二十二日法律第百六十号〕〔抄〕
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 〔平成十六年五月二十八日法律第六十一号〕〔抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 〔平成十六年六月九日法律第八十四号〕〔抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 〔平成十八年六月二日法律第五十号〕
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 〔平成二十三年五月二日法律第三十七号〕〔抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七條及び第三十八條の規定並びに附則第八條、第十條、第十一條、第十三條、第十九條、第二十五條、第三十三條及び第四十一條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

(森林病虫害等防除法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二十二條の規定の施行前に同條の規定による改正前の森林病虫害等防除法第七条の三第三項の規定により協議の申出があった都道府県防除実施基準の策定又は変更については、なお従前の例による。

- 2 第二十二條の規定の施行前に同條の規定による改正前の森林病虫害等防除法第七條の五第二項の規定により協議の申出があつた高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十三條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四條 附則第二条から前条まで及び附則第三十六條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 〔平成二十三年六月二十四日法律第七十四号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 〔平成二十三年八月三十日法律第百五号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(森林病虫害等防除法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 この法律の施行の際現に第六十條の規定による改正前の森林病虫害等防除法第七條の十第三項の規定によりされている協議の申出は、第六十條の規定による改正後の森林病虫害等防除法第七條の十第四項の規定によりされた報告とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

森林病虫害等防除法施行令
(平成九年三月二十八日政令第八十七号)

最終改正:平成一一年一月二二日政令第四一六号

内閣は、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第二条第一項第三号 及び第四項並びに第九条 の規定に基づき、森林病虫害等防除法施行令（昭和五十一年政令第四百四十四号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（松くい虫及び特定せん孔虫以外の森林病虫害等）

第一条 森林病虫害等防除法（以下「法」という。）第二条第一項第三号 の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類
- 二 松毛虫
- 三 まつばのたまばえ
- 四 すぎたまばえ
- 五 まいまいが
- 六 すぎはだに
- 七 くりたまばち
- 八 のねずみ
- 九 からまつ先枯病菌

（高度公益機能森林）

第二条 法第二条第四項 の政令で定める特定森林は、次に掲げる要件に該当する特定森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項 若しくは第二項 又は第二十五条の二第一項 若しくは第二項 の規定により保安林として指定された特定森林を除く。）とする。

- 一 土地に関する災害の防止、水源のかん養又は環境の保全について高い機能を有すると認められること。
- 二 特定樹種以外の樹種からなる森林へ転換する場合には、土壌の性質、樹木の生育状況、所在地域の景観等からみて、当該特定森林の現に有する前号に掲げる機能を確保することが困難となると認められること。

（国庫補助）

第三条 法第九条 の規定による国の補助は、各年度において、法第五条第四項 において準用する法第四条第一項 の規定による森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置（法第三条第一項第三号 に掲げる措置に係るものを除く。）に要する費用、法第七条第二項 の規定による森林害虫防除員の行う処分（法第三条第一項第三号 に掲げる措置に係るものを除く。以下この条において同じ。）に要する費用及び法第五条第一項 から第三項 までの規定による命令（法第三条第一項第三号 及び第五号 に掲げる措置に係るものを除く。）、法第七条第一項 の規定による指示（法第三条第一項第三号 に掲げる措置に係るものを除く。）又は法第七条第二項 の規定による森林害虫防除員の行う処分に係る法第八条第一項 の規定による損失補償に要する費用につき、次に掲げる額の合計額について行う。

- 一 農林水産大臣が森林病虫害等の種類、防除措置の内容等を考慮して定める基準により算定した薬剤購入費、薬剤散布費、樹木の焼却費、補償費その他の経費の額（法第十条の規定による分担金があるときは、当該経費の額から分担金の額を控除した額）の二分の一（法第三条第一項第四号に掲げる措置のうち当該森林病虫害等がのねずみであるものに係るものについては、北海道以外の地域にあっては三分の一、北海道にあっては八分の三）に相当する額
- 二 農林水産大臣が定める基準により算定した事務費の額の二分の一に相当する額

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

（森林病虫害等を定める政令等の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 森林病虫害等を定める政令（昭和二十七年政令第六十七号）
 - 二 松くい虫被害対策特別措置法施行令（昭和五十二年政令第百号）
- （経過措置）

第三条 この政令の施行前に森林病虫害等防除法第六条第一項の規定により森林害虫防除員が行った立入検査に要する費用についての国の補助については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年一二月二二日政令第四一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

森林病虫害等防除法施行規則

(昭和二十五年四月一日農林省令第三十五号)

最終改正：令和元年六月二十七日公布（令和元年農林水産省令第十号）

松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律（昭和二十五年法律第五十三号）に基づき、松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律施行規則を次のように定める。

（破碎の基準）

第一条 森林病虫害等防除法（以下「法」という。）第二条第六項の農林水産省令で定める基準は、破碎後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破碎を行うこととする。

（公表の方法）

第一条の二 法第三条第五項の規定による公表は、省令の公布と同一の方法により、法第五条第四項において準用する第三条第五項の規定による公表は、都道府県の条例の公布と同一の方法によつてしなければならない。

（命令書の交付に代わる公告）

第二条 法第三条第十項（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、法第三条第五項第一号の区域の属する市町村又は特別区の事務所の掲示場に交付すべき命令書の内容を掲示してしなければならない。

（身分を示す証票）

第三条 法第六条第二項の規定による証票は、別記様式による。

（被害が拡大するおそれがある場合）

第三条の二 法第七条の五第三項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域が他の都道府県の区域に隣接している場合であつて、当該他の都道府県において被害が生じていない場合
- 二 法第三条第二項又は第三項の規定による命令（当該年度又はその前年度にされたものに限る。）の区域の存する都道府県が、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定又は変更しようとする場合

（通報の内容）

第四条 法第十二条の通報は、左に掲げる事項を文書又は口頭によつてするものとする。

- 一 森林病虫害等の発生している区域及びその被害状況
- 二 森林病虫害等の種類
- 三 その他必要な事項

附 則

この省令は、松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律の施行の日から、施行する。

附 則 （昭和二七年四月九日農林省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四二年九月二八日農林省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年七月五日農林省令第四九号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年六月六日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年三月二八日農林水産省令第一九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年九月一日農林水産省令第八二号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年五月三〇日農林水産省令第五七号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の森林病虫害等防除法施行規則別記様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の森林病虫害等防除法施行規則別記様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成二三年八月一日農林水産省令第四八号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第二十二條の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

附 則 （令和元年五月七日農林水産省令第一号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）
（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第三条関係）

対策対象松林の区域設定の考え方

1 対策対象松林の指定対象

基本的に森林法 5 条森林が指定の対象。ただし、地域森林計画の対象となっていない松林であっても、風致機能や保健・休養機能等公益性の特に高いものは、指定の対象とすることが可能

2 対策対象松林毎の指定の要件

(1) 高度公益機能森林

- 保安林及び保安林以外でも公益的機能が高い松林（木材生産機能を除く森林の機能別評価が「H」の基準にあるもの。）を対象とする。
- ただし、上記以外についても、災害の防止、水源のかん養、環境の保全において極めて高い機能を有し、松以外の樹種では、その機能を確保することが困難であると認められる場合は、指定の対象とすることができる。

森林病虫害等防除法第 2 条第 4 項
森林病虫害等防除法施行令第 2 条
森林病虫害等防除法第 7 条の 5 第 1 項

(2) 被害拡大防止森林

高度公益機能森林の周辺（概ね 2 km 以内）に存する松林であって、その被害程度、立地条件等からみて、高度公益機能森林の効果的な保全のために一体として対策を講ずる必要があると認められる松林で、樹種転換を計画的に推進する松林を対象とする。

なお、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置を実施する。

森林病虫害等防除法第 2 条第 5 項
松くい虫被害対策事業実施要領第 3(2)
森林病虫害等防除法第 7 条の 5 第 1 項

(3) 地区保全森林（地区実施計画の対象森林）

地区実施計画対象森林のうち、高度公益機能森林の周辺（概ね 2km 以内）に位置する松林又は高度公益機能森林の周辺 10km 以内に位置し概ね 3 ha の団地を形成している松林で、松林として保全を図りながら高度公益機能森林への被害拡大を防止していく松林を対象とする。

松くい虫被害対策事業実施要領第 3(3)7

(4) 地区被害拡大防止森林（地区実施計画の対象森林）

地区実施計画対象森林のうち、樹種転換を計画的に推進する松林を対象とする。

なお、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置を実施する。

松くい虫被害対策事業実施要領第 3(3)イ

表 対策対象松林区分別の被害対策

対策区分	松林区分	対策の内容	
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定（知事が指定）	ア 高度公益機能森林	（予防）特別防除 地上散布 樹幹注入 （駆除）伐倒駆除 特別伐倒駆除 衛生伐等	← 保全すべき松林
	イ 被害拡大防止森林	樹種転換（伐倒駆除等）	
地区実施計画（市町村長が指定）	ウ 地区保全森林	（予防）特別防除 地上散布 樹幹注入 （駆除）伐倒駆除 特別伐倒駆除 衛生伐等	← 周辺松林
	エ 地区被害拡大防止森林	樹種転換（伐倒駆除等）	

図 対策対象松林の区分イメージ

